

# 独立行政法人農畜産業振興機構年報

平成19年度



独立行政法人農畜産業振興機構

## 目 次

1 機構概況	
I 機構	
1. 役員、定員及び組織図	1
II 評価委員会等	
1. 独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会	3
2. 補助事業に関する第三者委員会	3
3. 意見を聞く会	5
(参考)農林水産省独立行政法人評価委員会	6
III 資本金等	
1. 資本金の状況	9
2. 財務の状況	9
(1)会計処理	
(2)損益等	
IV 予算	
1. 19年度年度計画届出の経緯	14
2. 事業内容及び予算の概要	14
3. 平成19年度の業務運営に関する計画(平成19年度計画)	15
V 年表	16
2 畜産業務	
I 畜産の概況	
1. 畜産の動向	17
2. 畜産物の安定価格等	19
II 畜産物の価格安定業務	
1. 指定乳製品	22
(1)概況	
(2)指定乳製品等の輸入及び売渡し	
2. 指定食肉	27
(1)牛肉	
(2)豚肉	
3. 鶏卵	28
III 債務保証等業務	30
IV 畜産の補助に関する業務	
1. 学校給食用牛乳供給事業に対する補助	31
2. 畜産業振興事業に対する補助	31
V 加工原料乳生産者補給交付金交付業務	
1. 加工原料乳の価格と限度数量	34
2. 加工原料乳の認定と生産者補給交付金の交付状況	34
VI 肉用子牛生産者補給交付金等交付業務	
1. 肉用子牛価格の動向	37
2. 生産者補給交付金等の交付	37
VII 畜産関係資料	
食料・農業・農村政策審議会答申	43
畜産業務関係年表	47
3 野菜業務	
I 野菜の概況	
1. 野菜の需給動向	52
2. 野菜の価格動向	53
3. 野菜の輸入動向	54
II 指定野菜価格安定対策事業に関する業務	
1. 制度の改正	55
2. 交付予約及び資金の造成	55
3. 価格差補給交付金等の交付	62
4. 野菜生産出荷安定資金の収支	74

III	契約指定野菜安定供給事業に関する業務	
	1. 制度の改正	76
	2. 交付予約数量及び資金造成額	76
	3. 生産者補給交付金等の交付状況	76
IV	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に関する業務	
	1. 特定野菜事業	79
	2. 指定野菜事業	80
V	その他の業務	
	1. 重要野菜等緊急需給調整事業	85
	2. 野菜構造改革促進特別対策事業	86
VI	野菜業務関係年表	88
4	砂糖業務	
I	糖業の概況	
	1. 海外の動向	89
	2. 国内の動向	89
	3. 国内産糖の生産動向	90
II	価格の決定	
	1. 指標価格	93
	2. 輸入糖関係決定価格等	93
	3. 異性化糖関係決定価格等	94
	4. 国内産糖関係決定価格	95
	5. 甘味資源作物の交付金単価	96
III	業務の概要	
	1. 輸入指定糖に関する業務	101
	2. 異性化糖に関する業務	104
	3. 国内産糖に関する業務	107
	4. 甘味資源作物に関する業務	107
	5. 国庫納付金に関する業務	107
	6. 砂糖の補助に関する業務	113
IV	砂糖類業務関係年表	115
5	でん粉業務	
I	でん粉の概況	
	1. 海外の動向	117
	2. 国内の動向	117
	3. 国内産いもでん粉の生産動向	118
II	価格の決定	
	1. 指標価格	119
	2. 指定でん粉等関係決定価格	119
	3. 国内産いもでん粉関係決定価格	119
III	業務の概要	
	1. 輸入指定でん粉等に関する業務	122
	2. でん粉原料用いもに関する業務	125
	3. 国内産いもでん粉に関する業務	125
	4. 国庫納付金に関する業務	126
IV	でん粉業務関係年表	127
6	蚕糸業務	
I	蚕糸業の概況	
	1. 養蚕業の動向	129
	2. 製糸業の動向	129
	3. 生糸の国内需給及び価格の動向	129
II	取引指導繭価の設定等	
	1. 取引指導繭価等	130
	2. 蚕糸政策	130
III	業務の概要	
	1. 生糸の輸入調整に関する業務	133
	2. 蚕糸業振興事業に対する補助業務	134

3. 機構の蚕糸関係業務の廃止	140
IV 蚕糸業務関係年表	142
7 情報収集提供業務	
I 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務	
1. 国内の情報収集	143
2. 海外の情報収集	143
3. 情報の提供	143
4. インターネット及び衛星放送を通じた情報提供の推進	143
5. 海外駐在員の業務	144
II 野菜の生産及び流通に関する情報、収集及び提供に関する業務	
1. 国内の情報収集	145
2. 海外の情報収集	145
3. 情報の提供	145
4. ホームページ	145
5. 報告会の開催	145
III 砂糖類の情報関係業務及び砂糖に関する調査	
1. 砂糖類の情報関係業務	146
2. 輸入粗糖に関する調査	147
3. 砂糖の流通調査	147
IV でん粉に関する情報業務	149
V 蚕糸に関する情報業務	
1. 国内蚕糸絹業調査	151
2. 情報の提供	151
VI その他の情報収集提供業務	
1. 食に関するフォーラム	152
2. 消費者代表との意見交換会	152
3. メディアとの意見交換会	152

# 機 構 概 況

# I 機 構

## 1 役員、定員及び組織図

### 役 員

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

役 職 名	氏 名	分 担 業 務	任 期	
理 事 長	木下 寛之		平 19. 10. 1	平 23. 9. 30
副 理 事 長	関川 和孝		平 19. 10. 1	平 23. 9. 30
総 括 理 事	高橋 賢二	機構の業務（他の総括理事が担当する事項を除く）についての総括並びに総務部及び企画調整部の所掌する業務	平 19. 10. 1	平 21. 9. 30
総 括 理 事	伊地知 俊一	機構の業務のうち畜産関係業務に関する事項についての総括並びに経理部、調査情報部及び国際情報審査役の所掌する業務	平 19. 10. 1	平 21. 9. 30
理 事	太田 裕造	酪農乳業部及び食肉生産流通部の所掌する業務	平 19. 10. 1	平 21. 9. 30
理 事	井田 光之	畜産振興部の所掌する業務	平 19. 10. 1	平 21. 9. 30
理 事	成田 喜一	野菜業務第一部及び野菜業務第二部の所掌する業務	平 19. 10. 1	平 21. 9. 30
理 事	北野 律夫	特産業務第一部及び特産業務第二部の所掌する業務	平 19. 10. 1	平 21. 9. 30
監 事	田中 茂雄		平 19. 10. 1	平 21. 9. 30
監 事	堀 邦夫		平 19. 10. 1	平 21. 9. 30

### 平成 19 年度における異動

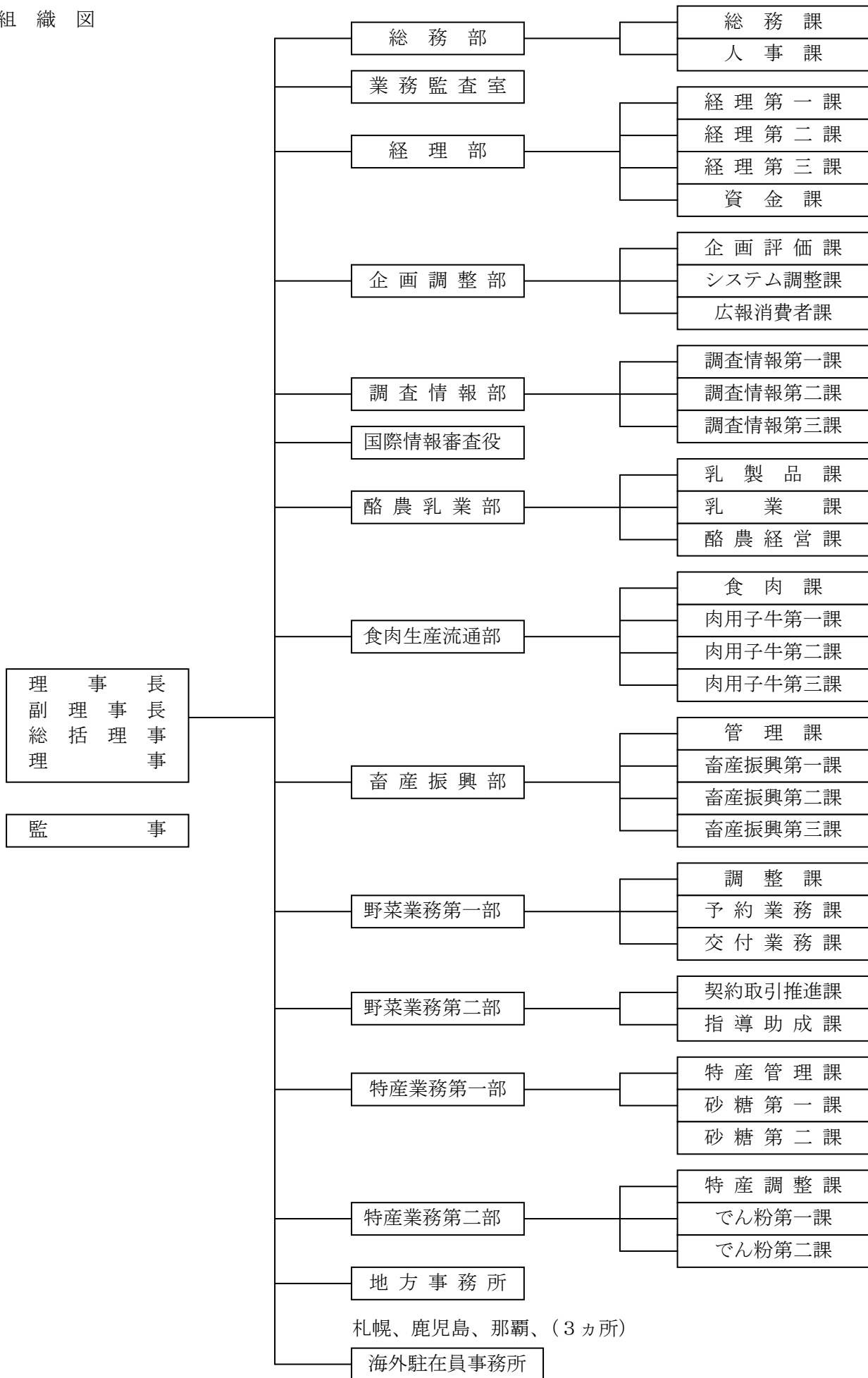
平 19. 3. 31	理 事	津崎 勝宏	退任	平 19. 4. 1	理 事	北野 律夫	就任
平 19. 3. 31	監 事	平野 実	退任	平 19. 4. 1	監 事	田中 茂雄	就任
平 19. 7. 31	副理事長	菱沼 毅	退任	平 19. 8. 1	副理事長	関川 和孝	就任
平 19. 7. 31	総括理事	関川 和孝	退任	平 19. 8. 1	総括理事	高橋 賢二	就任
平 19. 7. 31	総括理事	和田 宗利	退任	平 19. 8. 1	総括理事	伊地知俊一	就任
平 19. 8. 6	理 事	野川 保晶	退任	平 19. 9. 1	理 事	太田 裕造	就任
平 19. 9. 30	理 事	塚田 幸雄	退任	平 19. 10. 1	理 事	井田 光之	就任

### 定 員

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

役 員	10 名	常勤 10 名
職 員	217 名	
計	227 名	

組 織 図



シンガポール、ワシントン、ブエノスアイレス、  
ブリュッセル、シドニー (5カ所)

## II 評価委員会等

### 1 独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会

独立行政法人農畜産業振興機構は、中期計画及び年度計画に基づく独立行政法人農畜産業振興機構の業務の実績等について、自ら点検、評価等を行うことを目的に評価委員会を設置し、以下のとおり実施した。

開催年月日：平成19年6月21日（木）

議題：（１）第４回評価委員会におけるご意見等への対応状況について

（２）平成18年度業務実績について

（３）新たな砂糖・でん粉制度に係る機構の業務について

（４）機構をとりまく諸課題と機構の対応について

（５）その他

評価委員名簿

（平成19年6月21日時点）

氏名	所属
大木 美智子	消費科学連合会 会長
河原 雄三	ジャーナリスト
伴 義聖	弁護士
東田 親司	大東文化大学 法学部教授
藤島 廣二	東京農業大学 国際食料情報学部教授
宮崎 昭	放送大学 京都学習センター所長
矢坂 雅充	東京大学 経済学部助教授
吉田 企世子	女子栄養大学 名誉教授

### 2 補助事業に関する第三者委員会

独立行政法人農畜産業振興機構は、「中期計画」に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構法第10条第1項第2号、4号、及び第2項並びに附則第6条第1項の規定により実施する補助事業を適正に実施するため、補助事業に関する第三者委員会を設置し、以下のとおり実施した。

開催日時：平成19年6月25日（月）

議題：（１）平成18年度補助事業の実績等について（達成状況等）

（２）平成19年度補助事業の実施状況について（審査状況等）

（３）その他

委員名簿

（平成19年6月25日時点）

氏名	所属
大木 美智子	消費科学連合会 会長
河原 雄三	ジャーナリスト



鈴木 宣 弘	九州大学大学院 農学研究院教授
永 木 正 和	筑波大学大学院 生命環境科学研究科教授
宮 崎 昭	放送大学 京都学習センター所長

開催日時：平成19年11月12日（月）

議題：（1）補助事業の実施方法の見直しについて

（2）その他

委員名簿

（平成20年11月12日時点）

氏 名	所 属
大 木 美智子	消費科学連合会 会長
河 原 雄 三	ジャーナリスト
鈴木 宣 弘	東京大学大学院 農学生命科学研究科教授
永 木 正 和	筑波大学大学院 生命環境科学研究科教授
宮 崎 昭	放送大学 京都学習センター所長

開催日時：平成20年3月26日（水）

議題：（1）次期中期目標等について

（2）平成20年度の補助事業の評価手法について

（3）施設整備事業に係る事後評価結果について

（4）平成20年度の補助事業の概要について

（5）その他

委員名簿

（平成20年3月26日時点）

氏 名	所 属
大 木 美智子	消費科学連合会 会長
河 原 雄 三	ジャーナリスト
鈴木 宣 弘	東京大学大学院 農学生命科学研究科教授
永 木 正 和	筑波大学大学院 生命環境科学研究科教授
宮 崎 昭	放送大学 京都学習センター所長

### 3 意見を聞く会

農畜産業振興機構は、各部門の業務関係者から意見を聴き、今後の業務運営の参考とするため、意見を聞く会を以下のとおり開催した。

#### 畜産業務について意見を聞く会

開催年月日：平成20年3月19日（水）

- 議題：（１）整理合理化計画等に基づく今後の畜産業務・機構のあり方  
（２）地域の畜産振興の課題と機構業務のあり方  
（３）その他

#### 出席者名簿

氏 名	所 属
松尾 誠之	ホクレン農協協同組合連合会酪農畜産事業本部長
関澤 好春	会津養鶏協会事務局長
狩野 哲男	株式会社群馬県食肉卸売市場代表取締役社長
伊藤 敏之	東海酪農業協同組合連合会代表理事会長
案野 一夫	社団法人山口県畜産振興協会専務理事
宇佐美 忠孝	四国乳業株式会社代表取締役社長
有馬 慎吾	宮崎県経済農業協同組合連合会畜産部肉用牛課長

(参考)

第13回農林水産省独立行政法人評価委員会

開催年月日：平成19年8月30日（木）

- 議事：（1）各分科会の審議の経過及び結果について（報告）
- （2）中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しについて
    - ① 農畜産業振興機構の組織・業務全般の見直しについて
    - ② 農業者年金基金の組織・業務全般の見直しについて
    - ③ 水資源機構（国土交通省主管）の組織・業務全般の見直しについて
    - ④ 緑資源機構の組織・業務全般の見直しについて
  - （3）中期目標期間終了時の見直し法人以外の法人の組織・業務全般の見直しについて
  - （4）その他

第14回農林水産省独立行政法人評価委員会

開催年月日：平成19年12月14日（金）

- 議事：（1）林野分科会の審議の経過及び結果について（報告）
- （2）中期目標期間終了時の見直しについて
    - ① 農畜産業振興機構の組織・業務全般の見直しについて
    - ② 農業者年金基金の組織・業務全般の見直しについて
    - ③ 緑資源機構の組織・業務全般の見直しについて
    - ④ 水資源機構（国土交通省主管）の組織・業務全般の見直しについて
  - （3）中期目標期間終了時の見直し法人以外の法人の整理合理化計画案について
  - （4）その他

第24回農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会

開催年月日：平成19年6月20日（水）

議事：第1部

- （1）農畜産業振興機構の業務方法書の一部改正について
- （2）役員給与規程の一部改正について
- （3）独立行政法人評価基準等の見直しについて
- （4）平成18年度業務実績の概要について
- （5）水資源機構の平成18年度評価基準及び業務実績の概要について
- （6）短期借入金の借換の報告について
- （7）農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果の報告について
- （8）中期目標期間終了時の見直しについて

第2部

- （1）農林水産消費技術センターの役員給与規程等の一部改正について
- （2）独立行政法人評価基準等の見直しについて
- （3）平成18年度業務実績の概要について
- （4）平成18年度の財務諸表について
- （5）繰越積立金の処分等について
- （6）その他

第25回農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会

開催年月日：平成19年8月27日（月）

- 議事：第1部（農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所、種苗管理センター、家畜改良センター、農林漁業信用基金）
- （1）評価基準等の見直しスケジュールについて

- (2) 平成18年度業務実績に関する評価について
- (3) 平成18年度の財務諸表について
- (4) 農林漁業信用基金の業務方法書の変更について
- (5) 独立行政法人整理合理化案の概要

第2部（農畜産業振興機構、農業者年金基金、水資源機構）

- (1) 平成18年度業務実績に関する評価について
- (2) 平成18年度財務諸表について
- (3) 水資源機構の平成18事業年度業務実績に係る意見の報告について
- (4) 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて
  - ① 農畜産業振興機構
  - ② 農業者年金基金
  - ③ 水資源機構
- (5) その他

第26回農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会

開催年月日：平成20年2月27日（水）

議事：第1部（農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター）

- (1) 18事業年度退職役員の業績勘案率（案）について
  - ① 肥飼料検査所及び農薬検査所
  - ② 家畜改良センター
- (2) 種苗管理センターの中期目標、中期計画、業務方法書の変更について
- (3) 家畜改良センターの業務方法書の変更
- (4) 独立行政法人評価基準等の見直しについて
  - ① 農林水産消費安全技術センター
  - ② 種苗管理センター

第2部（農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、水資源機構）

- (1) 18事業年度退職役員の業績勘案率（案）について
  - ① 農畜産業振興機構
  - ② 農業者年金基金
  - ③ 農林漁業信用基金
- (2) 独立行政法人評価基準等の見直しについて
  - ① 農畜産業振興機構
  - ② 農業者年金基金
  - ③ 農林漁業信用基金
- (3) 農畜産業振興機構の短期借入金の借換について
- (4) 農畜産業振興機構の重要財産の処分について
- (5) 農林漁業信用基金の長期借入金の借入・償還及び入札結果について
- (6) 次期中期目標、中期計画の策定及び業務方法書の変更について
  - ① 農畜産業振興機構
  - ② 農業者年金基金
  - ③ 農林漁業信用基金
  - ④ 水資源機構
- (7) その他

第7回農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会農畜産業振興機構チーム検討会

開催年月日：平成19年7月3日（火）

議事：(1) 独立行政法人農畜産業振興機構平成18年度業務実績について

- (2) 財務諸表等について
- (3) 業務実績評価シート（案）について

(4) その他

### Ⅲ 資本金等

#### 1 資本金の状況

機構の資本金の状況は、次のとおりである。

区 分	19 年度期首	増減額	19 年度期末
畜産勘定	29,966,262,336 円	—	29,966,262,336 円
野菜勘定	293,139,653 円	—	293,139,653 円
生糸勘定	5,030,300,000 円	—	5,030,300,000 円
肉用子牛勘定	328,562,593 円	—	328,562,593 円
債務保証勘定	371,650,899 円	—	371,650,899 円
合 計	35,989,915,481 円	—	35,989,915,481 円

#### 2 財務の状況

##### (1) 会計処理

機構は、法人の財政状態及び運営状況を明らかにするため、独立行政法人会計基準に沿った会計処理を行っており、決算に係る財務諸表は、監事及び会計監査人による監査を受け、農林水産大臣から承認された後、官報に公告し、かつ、各事務所において一般の閲覧に供している。

機構の会計は、業務ごとに経理を区分し、畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定、でん粉勘定、生糸勘定、補給金等勘定、肉用子牛勘定及び債務保証勘定を設けて整理している。

機構の各種業務を執行した結果、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、当該勘定において積立金として整理することになっている。一方、損益計算において損失が生じたときは、積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理することになっている。

また、補給金等勘定においては、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、農林水産大臣の承認を受けて残余の額の100分の80以内の額を畜産勘定の畜産業振興資金に繰り入れることができることになっている。

##### (2) 損益等

###### ア 畜産勘定

当勘定においては、指定食肉の売買保管等業務、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の調整保管事業に対する補助業務、学校給食用牛乳供給事業に対する補助業務及び畜産業振興事業に対する補助業務、畜産物に関する情報収集提供業務、畜産関係団体に対する出資に係る株式又は持分の管理業務の経理を行っている。

当勘定の損益は、収益が、調整資金戻入益624億8,244万5,000円、畜産業振興資金戻入益94億3,560万7,000円、運営費交付金収益6億6,444万6,000円、過年度補助事業費返還金405億3,157万9,000円、運用利息、雑益等22億7,126万1,000円を加えた1,153億8,533万7,000円で、費用が、学校給食用牛乳供給事業費17億6,594万円、畜産業振興事業費790億530万4,000円、畜産物に関する情報収集提供事業費3億2,287万1,000円、畜産業振興資金繰入254億3,629万5,000円、これらに補助業務に係る業務

費及び業務委託費並びに当勘定の一般管理費等85億6,143万3,000円を加えた1,150億9,184万2,000円となったことから、2億9,349万5,000円の当期利益を計上した。

この結果、積立金は、前期繰越積立金41億4,381万円と合わせて44億3,730万5,000円となった。

なお、本年度をもって、第1期中期目標期間が終了したことから、積立金のうち、機構発足時から関係会社株式等として承継・管理している8億6,998万7,000円については、農林水産大臣の承認を得て、次期中期目標期間繰越積立金とし、残余の35億6,731万8,000円については、国庫に納付した。

本年度の畜産業振興事業は、環境対策や肉用牛対策等33項目の事業に対して補助金を交付した。

また、調整資金の収支は、収入は、政府からの交付金720億6,816万1,000円、支出は、畜産業振興事業費に545億5,922万円、肉用子牛補給金等事業費に75億7,197万9,000円、畜産物の価格安定等の事業費に2億2,599万1,000円、一般管理費に1億2,525万4,000円であった。

一方、畜産業振興資金の収支は、収入は、政府からの交付金130億330万円、運用利息、雑益、過年度補助事業費返還金、調整資金運用利息等の受入が423億2,754万9,000円、支出は、学校給食用牛乳供給事業費に17億6,594万円、畜産業振興事業費に244億4,486万円の補助を行ったほか、これらに係る業務費、業務委託費、一般管理費等が1億1,606万1,000円であった。

#### イ 野菜勘定

当勘定においては、指定野菜価格安定対策事業、契約指定野菜安定供給事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給助成事業、重要野菜等緊急需給調整事業、野菜構造改革促進特別対策事業、野菜流通消費合理化推進事業等に係る経理を行っている。

これらの費用のうち、指定野菜価格安定対策事業等の交付金及び助成金は、造成した資金から受け入れた収益で賄うこと等とし、それ以外の業務費、一般管理費等の費用については、資金の運用利息等の収益で賄っている。

当勘定の損益は、収益が運用利息等収入14億9,677万9,000円で、費用が業務費、一般管理費等14億9,677万9,000円であったため、当期損益は0円となった。

当期損益が発生しなかったのは、野菜生産出荷安定資金又は野菜農業振興資金の運用によって生じた利子その他の当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入については、人件費、事務費その他の業務費に充てるほか、当該資金に充てることができることとなっており、野菜勘定で生じた受取利息等の収益のうち、業務費、一般管理費等必要な経費を控除した差額6億4,667万5,000円を野菜生産出荷安定資金及び野菜農業振興資金に繰り入れたためである。

なお、本年度をもって第1期中期目標期間が終了したことから、積立金1億1,866万3,000円を国庫に納付した。

#### ウ 砂糖勘定

当勘定においては、価格調整措置の実施に必要な輸入指定糖の買入・売戻業務、異性化糖等の買入・売戻業務及び甘味資源作物の交付金交付業務、国内産糖の交付金交付業務と砂糖に関する情報収集提供業務の経理を行っている。

当勘定の損益は、収益が、糖価調整事業収入516億4,453万8,000円であり、国内産糖調整交付金戻入益70億6,264万2,000円、運営費交付金収益13億5,285万5,000円、資産見返運営費交付金戻入等3,082万2,000円、過年度補助事業費返還金等2億6,471万7,000円、財務収益及び雑益638万8,000円を加えた603億6,196万3,000円で、費用が、糖価調整事業費522億365万5,000円、その内訳は、甘味資源作物交付金195億8,880万3,000円及び国内産糖調整交付金252億5,689万9,000円、国庫納付金68億60万5,000円、国内産糖検査委託費2,674万7,000円、砂糖情報収集提供事業費3,633万4,000円、業務管理費等4億9,426万7,000円であり、一般管理費等5億5,439万1,000円、支払利息等2億1,199万9,000円を加えた529億7,004万5,000円となったことから、73億9,191万8,000円の当期利益を計上した。

この結果、前期繰越欠損金500億7,327万1,000円に当期利益を充当し、次期繰越欠損金は426億8,135万3,000円となった。

#### エ でん粉勘定

当勘定においては、価格調整措置の実施に必要な輸入指定でん粉等の買入・売戻業務及びでん粉原料いもの交付金交付業務、国内産いもでん粉の交付金交付業務とでん粉に関する情報収集提供業務の経理を行っている。

当勘定の損益は、収益が、でん粉価格調整事業収入68億4,293万8,000円であり、運営費交付金収益等5億678万円を加えた73億4,971万8,000円で、費用が、でん粉価格調整事業費67億5,696万7,000円、その内訳は、でん粉原料いも交付金37億7,118万円及び国内産いもでん粉交付金12億665万6,000円、国庫納付金14億8,652万5,000円、でん粉情報収集提供事業費2,213万6,000円、業務管理費等2億7,047万円であり、一般管理費等1億657万8,000円、支払利息等232万7,000円を加えた68億6,587万3,000円となったことから、4億8,384万5,000円の当期利益を計上した。

この結果、積立金は、4億8,384万5,000円となった。

なお、本年度をもって、第1期中期目標期間が終了したことから、積立金のうち、翌事業年度における交付金及び国庫納付金の財源として充てられる3億7,627万3,000円については、農林水産大臣の承認を得て、次期中期目標期間繰越積立金とし、残余の1億757万3,000円については、国庫に納付した。

#### オ 生糸勘定

当勘定においては、需給調整措置の実施に必要な生糸売買事業、繭糸生産流通合理化等事業及び生糸に関する情報収集提供の業務の経理を行っている。

当勘定の損益は、収益が、輸入生糸売買収入1億5,094万4,000円であり、運営費交付金収益1億5,452万2,000円、補助金等収益14億3,051万8,000円、過年度補助事業費返還金9,654万9,000円、蚕糸業振興資金戻入益1億838万7,000円、財務収益及び雑益8,436万8,000円を加えた20億2,528万9,000円で、費用が、生糸売買事業費1,294万4,000円、繭糸生産流通合理化等事業費8億146万4,000円、生糸情報収集提供費1,953万9,000円であり、一般管理費等1,574万5,000円、支払利息4,506万8,000円を加えた8億9,476万円となったことから、11億2,357万6,000円の当期利益を計上した。



この結果、前期繰越欠損金58億767万5,000円に当期利益を充当し、次期繰越欠損金は46億8,409万9,000円となった。

また、蚕糸業振興資金は、18年度末残高4億4,576万4,000円に輸入生糸売買収入1億5,094万4,000円、蚕糸業経営安定対策資金戻入益4億3,216万9,000円及び雑益、受取利息9,729万5,000円を合わせた6億8,040万8,000円を加え、繭糸生産流通合理化等事業費7億8,865万8,000円及び輸入事務費戻入13万8,000円で7億8,879万6,000円を取り崩した結果、当期末残高は3億3,737万6,000円となった。

#### カ 補給金等勘定

当勘定においては、加工原料乳についての生産者補給交付金交付業務及び輸入乳製品の売買業務に係る経理を行っている。

生産者補給交付金交付業務については、政府から生産者補給交付金の財源190億6,410万3,000円を受け入れ、交付対象数量196万トンについて206億9,275万9,000円の生産者補給交付金を交付した。

次に、輸入乳製品の売買業務については、バター247トンの期首在庫並びにバター1万2,156トン、ホエイSBS3,812トン、デイリースプレッドSBS2,177トン及びTE分として351トンの買入れを行い、バター177トンを期末在庫としたほかは、年度内に全量の売渡しを行った。

これらの結果、当勘定の損益は、収益が、指定生乳生産者団体補給交付金戻入益190億6,410万3,000円、輸入乳製品売渡収入147億7,734万3,000円に運用利息、雑益等1億8,005万3,000円を加えた340億2,149万9,000円で、費用が、加工原料乳生産者補給交付金交付事業費207億1,810万5,000円（事務費を含む）、輸入乳製品売買事業費110億3,883万1,000円に一般管理費等4億73万8,000円を加えた321億5,767万4,000円となったことから、18億6,382万5,000円の当期利益となった。

この当期利益は、100分の80に相当する14億9,106万円を畜産勘定に繰り入れ、残額の3億7,276万5,000円を積立金として処理した。この結果、積立金は、前期繰越積立金252億8,049万3,000円と合わせて256億5,325万8,000円となった。

なお、本年度をもって、第1期中期目標期間が終了したことから、積立金は、たな卸資産及び次期中期目標期間に乳製品売買等事業費に必要なものとして、その全額を農林水産大臣の承認を得て、次期中期目標期間繰越積立金とした。

#### キ 肉用子牛勘定

当勘定においては、肉用子牛についての生産者補給交付金交付業務に係る経理を行っている。

当勘定の損益は、収益が、畜産勘定から受け入れた業務財源76億28万2,000円、運営費交付金収益1億7,513万8,000円、過年度補助事業費返還金450万9,000円、運用利息及び雑益364万3,000円を加えた77億8,357万3,000円で、費用が、生産者補給交付金21億5,867万9,000円、生産者積立助成金42億5,805万5,000円、業務費及び業務委託費、一般管理費等13億4,639万円を加えた77億6,312万4,000円となったことから、2,044万9,000円の当期利益となった。

この結果、積立金は、2,044万9,000円となった。

なお、本年度をもって、第1期中期目標期間が終了したことから、この積立金の全額を国庫に納付した。

#### ク 債務保証勘定

当勘定においては、乳業者等に対する求償権の管理業務に係る経理を行っている。

求償権の期首残高は、2者に対する2億7,506万8,000円であったが、うち1者から175万8,000円を回収したものの、残る1者については、免責決定を受けていなかった最後の連帯保証人1名についても、免責が許可され、連帯保証人全員の免責が確定したことから、本年度において求償権8,871万6,000円を償却した。このことから、期末残高は1者に対する1億8,459万4,000円となった。

当勘定の損益は、収益が、運用利息、貸倒引当金戻入益、雑益を加えた689万3,000円で、費用が、求償権回収業務費及び一般管理費137万9,000円となったことから、551万4,000円の当期利益となった。

この結果、積立金は、前期繰越積立金1,250万7,000円と合わせて1,802万1,000円となった。

なお、本年度をもって、第1期中期目標期間が終了したことから、この積立金の全額を国庫に納付した。

## IV 予 算

### 1 19年度年度計画届出の経緯

独立行政法人通則法に基づき、19年度に係る機構の年度計画を、平成19年3月30日付けで農林水産大臣に届け出た。（「3 平成19年度の業務運営に関する計画（平成19年度）」を参照）

### 2 事業内容及び予算の概要

平成19事業年度の業務運営の前提となった事業内容及び予算の概要は、次のとおりである。

- ① 畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行う。
  - ア 指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡し
  - イ アの業務に伴う指定食肉の保管
  - ウ 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に関する法律第6条第2項、第3項又は第4項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費の補助
- ② 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業に係る経費の補助及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。
- ③ 旧農畜産業振興事業団法により行われる出資に係る株式又は持分の管理及び処分に関する業務を行う。
- ④ 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）の規定により次の業務を行う。
  - ア 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付
  - イ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付
  - ウ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人が行う業務でア又はイの業務に準ずるものに係る経費の補助
- ⑤ 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものに係る経費を補助する業務を行う。
- ⑥ 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）の規定により次の業務を行う。
  - ア 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し
  - イ 異性化糖等の買入れ及び売戻し
  - ウ 甘味資源作物交付金及び国内産糖についての交付金の交付
  - エ 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し
  - オ でん粉原材料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付
- ⑦ 砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。
- ⑧ 生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和26年法律第310号）の規定による生糸の輸入に係る調整に関する措置の実施に必要な次の業務を行う。

ア 生糸の輸入、輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻し

イ アの業務に伴う生糸の保管

⑨ 繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。

⑩ 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、でん粉及びその原料作物、繭並びに生糸の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供する。

⑪ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）の規定による次の業務を行う。

ア 加工原料乳についての生産者補給交付金の交付

イ 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品（以下「指定乳製品等」という。）の輸入

ウ イの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し

エ ウの業務に伴う指定乳製品等の保管

オ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

⑫ 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）の規定による次の業務を行う。

ア 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付

イ 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付

⑬ 旧農畜産業振興事業団が締結した債務保証契約に係る乳業者等に対する債務の保証に関する業務を行う。

⑭ ①～⑬の業務に附帯する業務を行う。

### 3 平成19年度の業務運営に関する計画（平成19年度計画）

[○独立行政法人農畜産業振興機構平成19年度計画](#)

## V 年表

年月日	事 項
19. 3. 30	平成 19 年度の業務運営に関する計画制定・届出
19. 6. 21	独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会
19. 6. 25	補助事業に関する第三者委員会
19. 9. 27	平成 18 事業年度決算に係る農林水産大臣承認
19. 11. 12	補助事業に関する第三者委員会
20. 3. 19	畜産業務について意見を聞く会
20. 3. 26	補助事業に関する第三者委員会

注：畜産、野菜、砂糖、でん粉及び蚕糸関係業務の各事項については、それぞれの章に掲載した年表を参照。

# 畜産業務

# I 畜産の概況

## 1 畜産の動向

### 19年度の畜産物の消費量は、牛肉が回復に向かう

牛肉の需要量は、米国産牛肉の輸入一時停止措置の影響を受けた状況から回復に向かい、19年度には前年を3.1%上回った。豚肉の需要量は、18年度は輸入量の減少から同4.5%減少したが、同0.3%増となった。鶏肉の需要量は高病原性鳥インフルエンザの影響から回復し、数年来増加傾向で推移したが、同0.1%の増加にとどまった。

「食料・農業・農村基本計画」（17年3月閣議決定）においては、27年度における望ましい食料消費の姿として牛乳・乳製品95キログラム（うち飲用39キログラム、乳製品55キログラム）、牛肉7.7キログラム、豚肉8.8キログラム、鶏肉9.1キログラム、鶏卵16キログラムとしており、牛乳・乳製品の増加を見込んでいる。（図1）

畜産物の生産量についてみると、牛肉は18年度には前年度を0.4%下回ったが、19年度は同3.6%上回った。豚肉は18年度に前年度を0.6%上回ったものの19年度は同0.3%下回った。一方、鶏肉が国産志向を受けて前年度に5.4%、19年度は同0.6%それぞれ上回った。

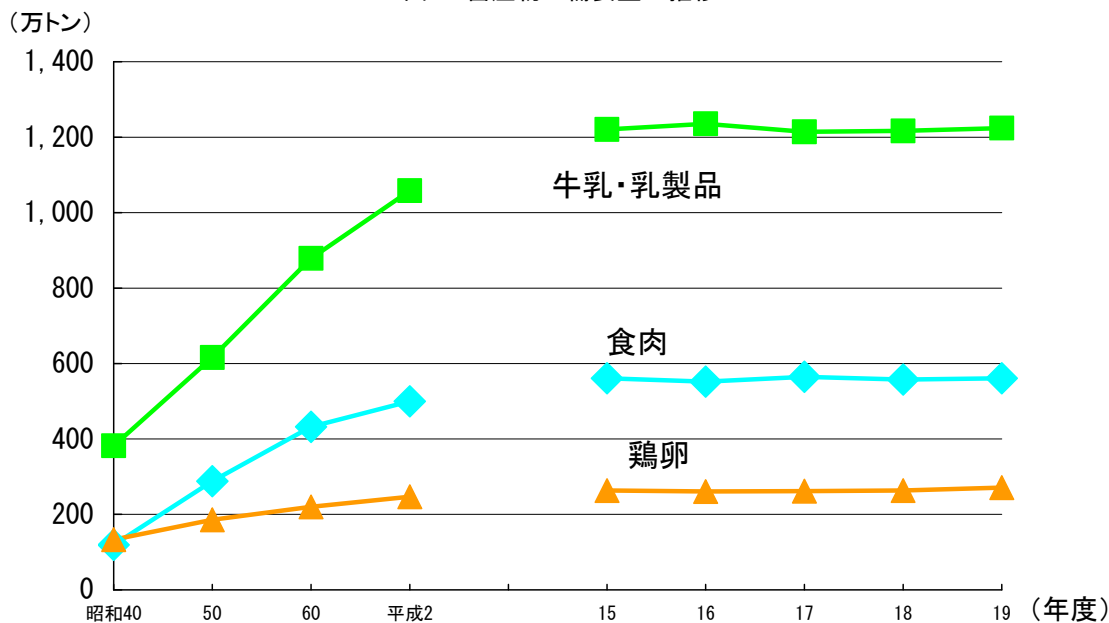
鶏卵の生産量は、18年度に前年度を1.8%上回り、19年度も同3.4%上回った。

牛乳・乳製品の生産量は、生乳の減産型計画生産により18年度は前年度を2.5%下回った。19年度は一転して不足傾向になり、年度途中で方針転換が図られたが、同0.8%下回った。（図2）

食肉の自給率は、横ばい傾向で推移しているが、19年度（速報）で56%となり、前年度を1ポイント上回った。牛肉は前年度同の43%、豚肉、鶏肉はともに前年度同で、それぞれ52%、69%となった。また、鶏卵も同1ポイント上回る96%となった。

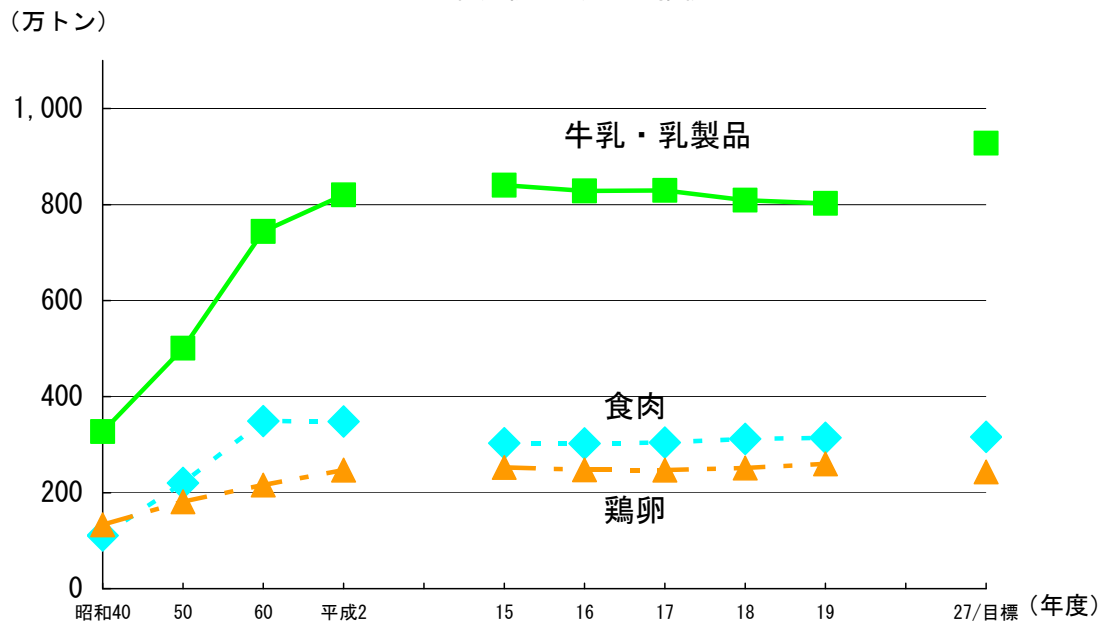
一方、牛乳・乳製品は前年度を1ポイント下回る66%となった。（図3）

図1 畜産物の需要量の推移



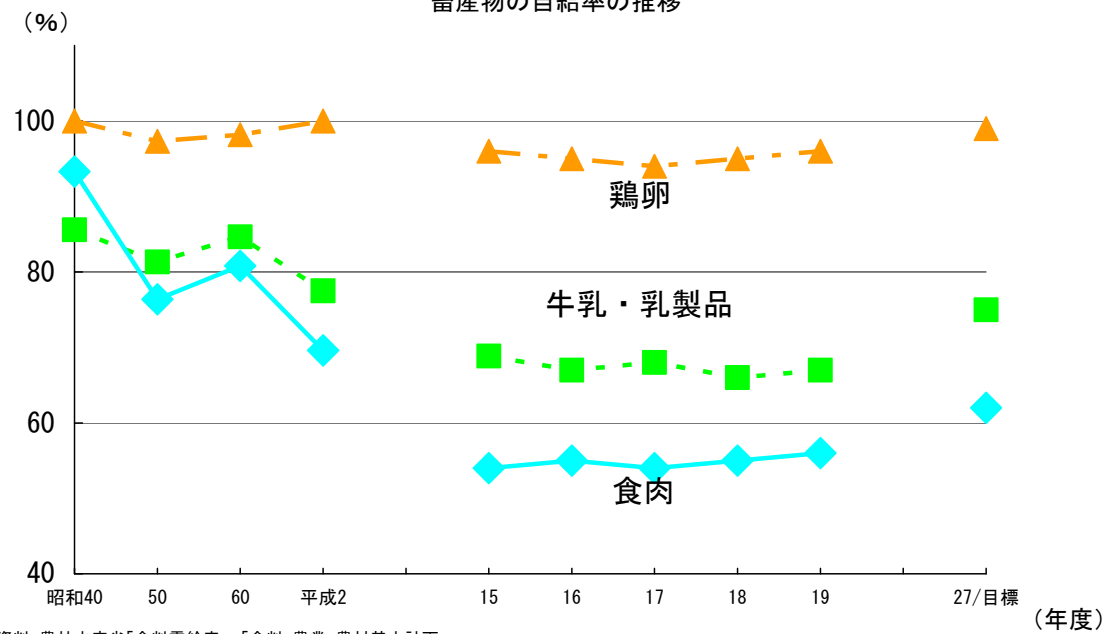
資料：農林水産省「食料需給表」

図2 畜産物の生産量の推移



資料: 農林水産省「食料需給表」、「食料・農業・農村基本計画」

図3 畜産物の自給率の推移



資料: 農林水産省「食料需給表」、「食料・農業・農村基本計画」



## 2 畜産物の安定価格等

畜安法、暫定措置法並びに特別措置法の規定により、農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会(13年度の政策価格等諮問時までは畜産振興審議会)に諮問の上、毎年、当該年度の開始前に畜産物の安定価格等を定めて告示することになっている。第1～第4表は農林水産省告示による畜産物の安定価格等の年度別推移を示したものである。

19年度における加工原料乳の補給金単価等は第1表のとおりであり、補給金単価は10.55円/kgと前年度を15銭上回ったが、加工原料乳の限度数量は198万トンと前年度から5万トン減少した。

20年度においては、年度当初は補給金単価が11.55円/kgと前年度を1円上回り、期中改定により11.85円と前年度を1円30銭上回る価格となった。加工原料乳の限度数量は195万トンと前年度から3万トン減少した。

第1表 加工原料乳の補給金単価及び生産者補給交付金に係る  
加工原料乳の数量の最高限度の推移

区 分 年 度	加工原料乳補給金単価		生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度	
	価格	前年比	数量	前年比
	円/kg	%	千トン	%
16	10.52	98.0	2,100	100.0
17	10.40	98.9	2,050	97.6
18	10.40	100.0	2,030	99.0
19	10.55	101.4	1,980	97.5
20(当初)	11.55	109.5	1,950	98.5
20(期中改定)	11.85	112.3	1,950	98.5

注： 消費税込みの価格である。

19年度における指定食肉の安定価格について、豚肉については第2表のとおりで、安定基準価格は、皮はぎ法により整形したもの365円、湯はぎ法により整形したもの340円と前年度と同価格となり、安定上位価格については、皮はぎ法により整形したもの480円、湯はぎ法により整形したもの445円とともに前年度と同価格となった。牛肉については、第3表のとおりで安定基準価格780円、安定上位価格1,010円といずれも前年度と同価格となった。

20年度においては、豚肉について、皮はぎ法により整形したものは、年度当初の安定基準価格は385円と前年度を20円上回り、安定上位価格は515円と前年度を35円上回った。また、期中改定により安定基準価格は400円と前年度を35円上回り、安定上位価格は545円と前年度を65円上回った。また、湯はぎ法により整形したものは、年度当初の安定基準価格は355円と前年度を15円上回り、安定上位価格は480円と前年度を35円上回った。また、期中改定により安定基準価格は370円と前年度を30円上回り、安定上位価格は505円と前年度を60円上回った。牛肉については、年度当初の安定基準価格は790円と前年度を10円上回り、安定上位価格は1,025円と前年度を15円上回った。また、期中改定により安定基準価格は815円と前年度を35円上回り、安定上位価格は1,060円と前年度を50円上回った。

第2表 指定食肉（豚肉）の安定基準価格及び安定上位価格の推移

区分 年度	皮はぎ法により整形したもの				湯はぎ法により整形したもの			
	安定基準価格		安定上位価格		安定基準価格		安定上位価格	
	価格	前年比	価格	前年比	価格	前年比	価格	前年比
	円/kg	%	円/kg	%	円/kg	%	円/kg	%
16	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0
17	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0
18	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0
19	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0
20 (当初)	385	105.5	515	107.3	355	104.4	480	107.9
20 (期中 改定)	400	109.6	545	113.5	370	108.8	505	113.5

- 注：1 指定食肉（豚肉）の安定基準価格及び安定上位価格は、畜安法施行規則（昭和36年農林省令第58号）第3条第1項第1号の豚半丸枝肉である。
- 2 価格は、消費税込みの価格である。

第3表 指定食肉（牛肉）の安定基準価格及び安定上位価格の推移

	去勢牛肉（省令規格「B-2」及び「B-3」）			
	安定基準価格	前年度比	安定上位価格	前年度比
	円/kg	%	円/kg	%
16	780	100.0	1,010	100.0
17	780	100.0	1,010	100.0
18	780	100.0	1,010	100.0
19	780	100.0	1,010	100.0
20 (当初)	790	101.3	1,025	101.5
20 (期中改定)	815	104.5	1,060	105.0

- 注：1 指定食肉（牛肉）の安定基準価格及び安定上位価格は、畜安法施行規則（昭和36年農林省令第58号）第3条第2項第1号の牛半丸枝肉である。
- 2 価格は、消費税込みの価格である。

19年度における指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格は第4表のとおりであり、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種、及び肉専用種と乳用種の交雑の品種の5区分の保証基準価格及び合理化目標価格は、いずれも前年度と同額に据え置かれた。

20年度においては、黒毛和種の年度当初の保証基準価格は30万5,000円と前年度を1,000円上回り、合理化目標価格は26万8,000円と前年度を1,000円上回った。期中改定により31万円と前年度を6,000円上回り、合理化目標価格は年度当初と同額に据え置かれた。褐毛和種の年度当初の保証基準価格は28万1,000円と前年度を1,000円上回り、合理化目標価格は24万7,000円と前年度を1,000円上回った。また、期中改定により28万5,000円と前年度を5,000円上回り、合理化目標価格は年度当初と同額に据え置かれた。その他の肉専乳用種の年度当初の保証基準価格は20万1,000円と前年度を1,000

円上回り、合理化目標価格は14万1,200円と前年度を200円上回った。また、期中改定により20万4,000円と前年度を4,000円上回り、合理化目標価格は14万2,000円と前年度を1,000円上回った。乳用種の年度当初の保証基準価格は11万3,000円と前年度を2,000円上回り、合理化目標価格は8万3,000円と前年度を3,000円上回った。また、期中改定により11万6,000円と前年度を5,000円上回り、合理化目標価格は年度当初と同額に据え置かれた。肉専用種と乳用種の交雑の品種については、年度当初の保証基準価格は17万8,000円と前年度を3,000円上回り、合理化目標価格は13万8,000円と前年度を3,000円上回った。また、期中改定により保証基準価格は18万1,000円と前年度を6,000円上回り、合理化目標価格は年度当初と同額に据え置かれた。

第4表 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格 (単位：円/頭)

区分 年度	黒毛和種		褐毛和種		その他の肉専用種	
	保証基準 価格	合理化目 標価格	保証基準 価格	合理化目 標価格	保証基準 価格	合理化目 標価格
16	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000
17	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000
18	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000
19	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000
20(当初)	305,000	268,000	281,000	247,000	201,000	141,200
20 (期中改定)	310,000	268,000	285,000	247,000	204,000	142,000

区分 年度	乳用種の品種		肉専用種と乳用種の 交雑の品種	
	保証基準 価格	合理化目 標価格	保証基準 価格	合理化目 標価格
16	129,000	80,000	175,000	135,000
17	111,000	80,000	175,000	135,000
18	111,000	80,000	175,000	135,000
19	111,000	80,000	175,000	135,000
20(当初)	113,000	83,000	178,000	138,000
20 (期中改定)	116,000	83,000	181,000	138,000

注：価格は、消費税込みの価格である。

## II 畜産物の価格安定業務

### 1 指定乳製品

#### (1) 概況

##### ア 乳用牛の飼養戸数及び飼養頭数

飼養戸数は、昭和 38 年の 41 万 7,600 戸をピークにその後毎年減少し、平成 20 年 2 月 1 日現在では前年に比べて 3.9%減の 24 万 4,400 戸となった。近年における戸数の減少は、経営者の高齢化、後継者不足等に加え、飼料価格の高騰など酪農情勢における厳しさが増す中で、小規模層を中心に、離農するケースが増えたことが主因と考えられる。

次に、飼養頭数についてみると、飼養戸数の減少を反映して、前年に比べて 3.7%減の 153 万 3,000 頭となった。なお、飼養戸数の減少と規模拡大傾向を反映して、1 戸当たりの飼養頭数は、前年の 62.7 頭から 62.8 頭とわずかに拡大した。(第 5 表参照)

第 5 表 乳用牛の飼養戸数・飼養頭数

区分 調査年月日	飼養戸数		飼養頭数		1 戸当たりの飼養頭数	
	戸数 (千戸)	前年比 (%)	頭数 (千頭)	前年比 (%)	頭数 (頭)	前年比 (%)
19. 2. 1	25.4	95.5	1,592	97.3	62.7	102.0
20. 2. 1	24.4	96.1	1,533	96.3	62.8	100.2

資料：農林水産省「畜産統計」

##### イ 生乳の需給

19 年度の生乳生産は、指定生乳生産者団体による減産型の計画生産の下、北海道が 101.3%、都府県が 97.3%、全国計で前年度比 99.2%となった。

次に、牛乳等向け生乳処理量についてみると、大部分を占める牛乳の需要が年度を通じて不調であったことから、同 97.6%と前年度をやや下回った。(第 6 表参照)

第 6 表 生乳生産と用途別処理量

(単位：千ト、%)

区分 年度	生乳生産量		処 理 内 訳					
			牛乳等向け		乳製品向け		その他向け	
	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比
15	8,405	100.3	5,018	99.4	3,302	101.7	85	96.4
16	8,285	98.6	4,902	97.7	3,301	100.0	81	95.3
17	8,293	100.1	4,738	96.7	3,472	105.2	82	100.6
18	8,088	97.5	4,620	97.5	3,389	97.6	82	99.7
19	8,024	99.2	4,509	97.6	3,432	101.3	83	101.9

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

ウ 指定乳製品の生産量

特定乳製品向け生乳量の減少に伴い、19年度のバターの生産量は、前年度比96.2%とやや減少し、脱脂粉乳の生産量も同96.8%とやや減少した。一方、全脂加糖れん乳は同100.9%、脱脂加糖れん乳は同101.4%とわずかに増加した。(第7表参照)

第7表 指定乳製品の生産量

(単位：トン、%)

区分 年度	バター		脱脂粉乳		全脂加糖れん乳		脱脂加糖れん乳	
	数量	対前年度比	数量	対前年度比	数量	対前年度比	数量	対前年度比
15	81,566	102.5	184,372	103.1	33,106	103.7	6,047	112.1
16	80,555	98.8	182,656	99.1	35,253	106.5	5,933	98.1
17	85,467	106.1	189,737	103.9	32,282	91.6	6,723	113.3
18	78,001	91.3	177,036	93.3	36,112	111.9	6,053	90.0
19	75,058	96.2	171,418	96.8	36,453	100.9	6,140	101.4

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

エ 指定乳製品の価格動向

バターの市況（大口需要者向け価格：農林水産省牛乳乳製品課調べ、以下同じ）は、生産量が減少する中で需要量が堅調に推移したこと等から、19年8月から前年を上回って推移し、年度末においては1,016円/kg（前年度比107.6%）となった。

脱脂粉乳の市況も、バターと同様の傾向を示し、19年6月から前年を上回って推移し、年度末においては13,505円/25kg（同103.7%）となった。（図4、図5参照）



(2) 指定乳製品等の輸入及び売渡し

バターについては、18年度のカレントアクセス分として18年11月、19年2月及び3月に輸入入札した現品について、同年4月から12月にかけて売り渡すとともに、19年度のカレントアクセス分として19年6月に輸入入札した現品について、19年11月から20年3月にかけて売り渡した。

なお、19年6月の輸入入札の一部と19年12月に輸入入札した現品については、売渡しが20年度にずれ込んだ。(第9表～第11表参照)

バター以外のカレントアクセス分については、同時契約による輸入業務委託・売渡入札方式(SBS)によりホエイ及び調製ホエイ4,500トン、デイリースプレッド1,800トンの輸入業務委託・売渡契約を締結したが、このうち、ホエイ及び調製ホエイ1,728トンとデイリースプレッド1,585トンの売買が20年度にずれ込んだ。(第12表、第13表参照)

また、機構以外の者に係る指定乳製品等の輸入(TEによる輸入)については、買入れ・売戻し件数は534件で、その数量は351トンとなった。

第 8 表 指定乳製品等の輸入入札状況

入札年月日	品目	輸入入札数量	落札数量	検収数量	備考
18.11.08	バター	2,000 トン	1,569 トン	608 トン	18年度カレントアクセス分
19.02.07	バター	5,546 トン	4,529 トン	4,387 トン	同上
19.03.13	バター	581 トン	581 トン	577 トン	同上
19.06.12	バター	6,625 トン	6,625 トン	6,509 トン	19年度カレントアクセス分
19.12.13	バター	869 トン	869 トン	74 トン	同上

注：19.02.07 のバターのうち 100 トンについては、不適格品により契約を解除した。

第 9 表 指定乳製品等の売渡入札状況

入札年月日	品目	売渡入札数量	落札数量	備考
19.04.12	バター	296 トン	296 トン	18年度カレントアクセス分
19.05.16	バター	272 トン	272 トン	同上
19.06.14	バター	1,080 トン	1,080 トン	同上
19.07.12	バター	951 トン	951 トン	同上
19.08.09	バター	993 トン	993 トン	同上
19.09.13	バター	1,578 トン	1,578 トン	同上
19.10.10	バター	155 トン	155 トン	同上
19.11.14	バター	1,744 トン	1,744 トン	18,19年度カレントアクセス分
19.12.12	バター	1,104 トン	1,104 トン	同上
20.01.16	バター	2,133 トン	2,133 トン	19年度カレントアクセス分
20.02.13	バター	1,646 トン	1,646 トン	同上
20.03.12	バター	274 トン	274 トン	同上

第 10 表 バターの売買状況

品目	期首在庫	買入数量	売渡数量	期末在庫
バター	247 トン	12,156 トン	12,226 トン	177 トン

第 11 表 ホエイ及び調製ホエイ（SBS方式）の売買状況

入札年月日	入札数量	落札数量	売買数量	備考
18.10.25	3,295 トン	2,408 トン	1,475 トン	18年度カレントアクセス分
19.03.01	887 トン	786 トン	783 トン	同上
19.07.18	2,250 トン	736 トン	729 トン	19年度カレントアクセス分
19.11.20	3,764 トン	2,557 トン	825 トン	同上
計	-	-	3,812 トン	

第 12 表 デイリースプレッド（SBS方式）の売買状況

入札年月日	入札数量	落札数量	売買数量	備考
18.12.13	2,000 トン	2,000 トン	1,963 トン	18年度カレントアクセス分
19.10.25	900 トン	900 トン	174 トン	19年度カレントアクセス分
19.12.06	900 トン	900 トン	40 トン	同上
計	-	-	2,177 トン	



## 2 指定食肉

### (1) 牛肉

東京及び大阪の中央卸売市場における牛枝肉省令規格(去勢牛「B-2」及び「B-3」)の加重平均卸売価格は、17年度は、米国産牛肉の輸入停止の影響もあり、前年度より6.5%上昇し、1,336円となった。

18年度は、前年度が高水準であったこと等から、前年度より3.3%低下し1,292円となった。

19年度は、生産量が増加したこと等から、前年度より8.2%低下したが、年度を通じて安定基準価格を上回って推移したことから機構による買入れ等の措置には至らなかった。

第13表 牛枝肉卸売価格の推移

年度・月	省令価格(去勢牛肉「B-3」及び「B-2」)	
	東京・大阪加重平均	
	価格 (円/kg)	対前年比 (%)
平成15年度	1,087	111.5
平成16年度	1,256	115.5
平成17年度	1,336	106.4
平成18年度	1,292	96.7
平成19年度	1,186	91.8
19年4月	1,249	89.7
5月	1,224	93.8
6月	1,159	93.0
7月	1,170	94.5
8月	1,161	93.9
9月	1,162	90.4
10月	1,152	90.1
11月	1,162	86.7
12月	1,253	91.8
20年1月	1,183	94.2
2月	1,166	92.4
3月	1,175	94.8

資料：農林水産省「食肉流通統計」

注：消費税込みの価格である。

### (2) 豚肉

東京及び大阪の中央卸売市場における豚枝肉省令規格(「上」以上)の加重平均卸売価格は、17年度は、前年度より0.2%低下し473円となった。

18年度は、前年度より1.3%上昇し479円と安定的に推移した。

19年度は引き続き需要が堅調であったことから、前年度より8.4%上昇して推移し、年度を通じて安定基準価格を上回ったことから、機構による買入れ等の措置には至らなかった。

第 14 表 豚枝肉卸売価格の推移

年度・月	省令規格	
	東京・大阪加重平均	
	価 格 (円 / k g)	対前年比 (%)
平成 15 年度	442	94.2
平成 16 年度	474	107.2
平成 17 年度	473	99.8
平成 18 年度	479	101.3
平成 19 年度	519	108.4
19 年 4 月	478	104.6
5 月	499	104.4
6 月	544	95.3
7 月	556	100.7
8 月	563	109.1
9 月	536	108.1
10 月	481	117.9
11 月	467	104.7
12 月	524	107.4
20 年 1 月	457	109.9
2 月	558	124.3
3 月	580	121.3

資料：農林水産省「食肉流通統計」

注：消費税込みの価格である。

### 3 鶏卵

鶏卵の平均卸売価格（東京、M規格）は、17年度は、国内生産量及び輸入量が増加傾向にあったことから、前年度より9.3%値下がりした。

18年度は、前年度より1.1%値下がりしたが安定的に推移した。

19年度は、生産量が増加したことから、前年度より9.2%値下がりしたが、機構による調整保管等の措置には至らなかった。

なお、(社)全国鶏卵価格安定基金及び(社)全日本卵価安定基金による価格差補てん事業では、19年度は6、7、8月、20年1月に標準取引価格が補てん基準価格を下回り、両基金から総額79億1,180万円の補てん金が事業参加生産者に交付された。

第 15 表 鶏卵価格の推移（東京、M 規格）

月	卸売価格				鶏卵価格安定制度の発動状況			
	18 年度		19 年度		18 年度		19 年度	
	東京 「M」 (円 / kg)	対前年 比 (%)	東京 「M」 (円 / kg)	対前年 比 (%)	標準取 引価格 (円 / kg)	補てん 単価 (円/kg)	標準取 引価格 (円/kg)	補てん 単価 (円 / kg)
4 月	184	89.4	168	91.3	174.22	0	167.05	0
5 月	184	118.8	168	91.3	173.39	0	166.90	0
6 月	171	135.9	154	90.1	161.69	0	152.58	12
7 月	154	122.5	145	94.2	152.22	8	145.70	18
8 月	158	117.3	157	99.4	163.75	0	160.62	4
9 月	187	124.8	166	88.8	188.21	0	177.08	0
10 月	204	129.1	170	83.3	195.25	8	175.28	0
11 月	208	154.2	175	84.1	196.06	0	174.65	0
12 月	226	174.4	186	82.3	214.86	0	182.37	0
1 月	157	216.8	135	86.0	150.61	10	129.36	32
2 月	193	214.2	190	98.4	191.07	0	188.11	0
3 月	183	200.8	195	106.6	179.24	0	191.78	0
平均	184	98.9	167	90.8	162	—	169	—

資料： 全農「畜産販売部情報」

注 1： 卸売価格は消費税を含まない。

注 2： 鶏卵価格安定制度の平均欄は補てん基準価格

### Ⅲ 債務保証等業務

#### 求償権管理等業務

期首（4月1日）の求償権残高は2億7,507万円であったが、期中に「独立行政法人農畜産業振興機構求償権償却規則」に基づき8,872万円を償却、176万円を回収した結果、期末（3月31日）の求償権残高は、1億8,459万円となった。

## IV 畜産の補助に関する業務

### 1 学校給食用牛乳供給事業に対する補助

#### (1) 学校給食用牛乳供給事業

学校給食用牛乳供給事業では、安全で品質の高い国内産の牛乳を学校給食用に年間を通じて計画的かつ効率的に供給することを推進するため、その供給の合理化、消費量の拡大等に係る経費を補助している。当該事業は、平成12年度には都道府県知事による供給価格等の決定について入札の導入等競争条件を整備するとともに、供給日数に応じて一律に単価助成する従来方式に代え、地域の特性・自立性を重んじた取り組みを促進するためのメニュー方式の事業を実施し、現在に至っている。また、平成17年度以降は、当該年度の都道府県平均供給計画日数が、平成14年度の当該都道府県平均供給日数の95%以上である都道府県を対象として、その供給の合理化、消費量の拡大等に係る経費に対して補助を行っている。

#### (メニュー事業方式の実施状況)

メニュー事業方式の内容は、次のとおりであり、平成19年度は16億4,703万円の補助金を交付した。

##### ア 学校給食用牛乳の供給の合理化

供給経費の低減のため、設備機器の整備、衛生管理強化の推進等に要する経費の補助

##### イ 学校給食用牛乳の安定的需要の確保

供給条件の不利な地域における輸送費等の掛増し経費の負担を軽減するための補助

##### ウ 学校給食用牛乳の消費拡大

消費の拡大等を図るための大型容器での飲用、新規飲用に対する奨励金の交付及び学校給食用牛乳に係る安全・安心の確保、食育等地域の実情に応じた取組に要する経費や児童・生徒及び保護者に対する啓発資料等の作成に要する経費の補助

#### (2) 学校給食用牛乳消費定着促進事業

学校給食における牛乳飲用を通じて、牛乳飲用習慣の定着を図ることを目的とし、牛乳に関する正しい知識の普及を図るため、学校給食用牛乳供給事業を実施している。中学校への壁掛けタイプのポスター配布やふれあい支援牧場等育成のためのネットワークの構築等の事業に対し1億1,891万円の補助金を交付した。

### 2 畜産業振興事業に対する補助

平成19年度に実施した畜産業振興事業は、40事業789億1,600万円（18年度からの予算繰越分2事業11億2,900万円を含む。）であり、対策別のその主な事業内容等は次のとおりである。

#### (1) 生乳の需給安定対策

##### ①液状乳製品・発酵乳・チーズ対策等の継続

液状乳製品、発酵乳及びチーズ向け生乳の供給拡大、牛乳・乳製品の消費拡大対策、

加工原料乳価格の低落時に経営安定を図るために行う酪農経営対策、生乳の計画生産及び広域需給調整の実施による余乳の効率的な処理の推進等生乳の総合的な需給調整対策など、生乳需要構造改革事業等7事業（102億9,500万円）を実施した。

②生乳流通体制の確立を支援

生乳の流通コストの低減と的確な需要調整等を推進するため、広域的な生乳流通体制の確立を図るための広域生乳流通体制確立事業（1億9,300万円）を実施した。

（2）肉用牛対策

①肉用牛生産基盤強化対策等

子牛価格低落時に繁殖雌牛頭数の拡大・維持者に対し奨励金を交付して生産拡大意欲の向上を図る対策他、肉用牛生産基盤の強化を図るための新規参入、改良増殖対策、地域の特色ある肉用牛振興を図るための取組等の支援を行うなど、肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業等2事業（31億4,500万円）を実施した。

②乳用種牛肉の評価向上の取組への支援の継続

乳用種牛肉の評価向上のため、酪農、育成、肥育経営の各段階における飼養管理技術の向上などの取組の支援として国産牛肉市場開拓緊急対策事業（5億3,700万円）を実施した。

③肉用牛肥育農家の経営安定対策の継続

肉用牛肥育経営の安定を図るため、生産者の抛出と国の補助により基金を造成し、収益性が悪化したときに家族労働費を補てんする肉用牛肥育経営安定対策事業（144億2,800万円）を実施した。

（3）飼料対策

①国産飼料資源の生産性向上等の支援

飼料資源をめぐる新たな国際環境に対応できる畜産の生産構造の確立を図るため、自給可能な国産粗飼料の一層の生産・利用拡大、未活用資源の飼料利用、家畜の飼養技術の向上等の取組の支援として国産飼料資源活用促進総合対策事業（12億1,000万円）を実施した。

②配合飼料価格高騰に対応した飼料購入資金の融通を支援

配合飼料価格の上昇に対応して、畜産経営に対する飼料購入に要する資金の融通を行い、畜産の安定的発展を図るため家畜飼料特別支援資金融通事業（100億7,300万円）を実施した。

③自給飼料基盤に立脚した環境調和型酪農への支援の継続

自給飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を実施している生産者を支援するため、飼料作物作付面積に応じた奨励金を交付する酪農飼料基盤拡大推進事業（47億900万円）を実施した。

（4）環境対策

簡易な措置により家畜排せつ物法管理基準に対応した農家等に対する家畜排せつ物処理施設の整備、たい肥の利活用・流通の促進等の事業を緊急かつ総合的に実施し、環境負荷の低減と資源循環の促進を図り、環境と調和した畜産業を確立するための畜産環境緊急特別対策事業（68億2,900万円）を継続して実施した。

(5) 乳用牛対策

酪農の生産基盤を改善するため、優良乳用牛群の整備に資する種雄牛の効率的生産・利用のための検討、生涯生産性の向上、高度な繁殖技術の活用に向けた取組などを支援する酪農生産基盤改善支援対策事業（5億4,400万円）を継続して実施した。

(6) 養豚経営対策

国際競争の激化に対し豚肉の安定的供給と養豚経営の安定的発展を図るため、豚肉価格の異常低落に対応した養豚経営に係るセーフティネットの構築や、各地域における種豚の改良や肉豚の生産振興、事故率低減等のための多様な活動などに対する支援として地域肉豚生産安定基金造成事業等2事業（9億6,600万円）を継続して実施した。

(7) 食肉流通等対策

①産地食肉センター等の総合的な施設整備への支援の継続

安全・安心な食肉等の流通体制の確立のため、産地食肉センター、食鳥処理施設及び家畜市場における機能向上のための整備を行うほか、ピッシングの中止や豚副産物の分別等BSE関連規制に対応した施設整備、牛せき柱の適正管理の推進、食肉処理・加工の効率化のための技術開発等を総合的に実施するために食肉等流通合理化総合対策事業（13億900万円）を実施した。

②その他

その他、消費者等に対し国産食肉等についてのPR活動や正しい知識の普及を行うための国産食肉等消費拡大総合対策事業、子牛等に装着する耳標の作成・配布や個体識別情報の入力等を行う家畜個体識別システム定着化事業、鳥インフルエンザに対する防疫体制の強化を図るための高病原性鳥インフルエンザ防疫強化緊急対策事業等11事業（21億700万円）を実施した。

(8) BSE関連対策

BSE発生農家等の経営再建支援や畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのを支援する肉骨粉適正処分緊急対策事業等2事業（77億2,800万円）を実施した。

(9) その他

①負債対策

経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図るため、負債の償還が困難な畜産業経営等に対し、長期・低利の借換資金の融通を行う大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業等2事業（4,100万円）を実施した。

②その他

その他、家畜伝染病対策としての家畜防疫互助基金造成等支援事業、雄雌判別受精卵等効率活用の推進、新たな家畜飼養管理国際基準等対応の推進への取組の支援をする畜産新技術開発活用促進事業等3事業（136億6,100万円）を実施した。

(10) 予算繰越分

上記の他、前年度からの予算繰越分(食肉流通合理化総合対策事業等2事業（11億2,900万円））を実施した。

## V 加工原料乳生産者補給交付金交付業務

### 1 加工原料乳の価格と限度数量

平成 19 年度の加工原料乳の生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び加工原料乳の補給金単価は、平成 19 年 3 月 30 日付けをもって、次のとおり告示された。

限度数量	198 万トン
補給金単価	1 kg 当たり 10.55 円

この告示に基づき、19 年度の事業計画については、限度数量の 198 万トンを生産者補給交付金交付対象見込数量とし、交付予定金額を 208 億 8,900 万円として事業を開始した。

### 2 加工原料乳の認定と生産者補給交付金の交付状況

#### (1) 受託販売数量及び認定数量

Ⅱの畜産物の価格安定業務の 1 指定乳製品の頁で述べたような生乳の生産状況等から、19 年度において指定生乳生産者団体（以下「指定団体」という。）が取扱った生乳の受託販売数量は、771 万 7,083 トン（対前年度比 99.3%）と前年をわずかに下回った。このうち、加工原料乳として農林水産省生産局長及び道県知事が認定した数量は 196 万 1,399 トン（同 96.5%）であり、平成 19 年度は限度数量をわずかに下回った。（未達数量は 1 万 8,601 トン）

#### (2) 指定団体別の限度数量

指定団体別の限度数量については、当初、全体の限度数量 198 万トンの一部（10%）を留保して 178 万 2,000 トンの配分が行われ、その後、残量の 19 万 8,000 トンについて追加配分された。

#### (3) 生産者補給交付金の交付等

(1) 及び (2) の結果、生産者補給交付金の交付については、交付対象数量 196 万 1,399 トンについて 206 億 9,276 万円を交付した（第 16 表）。

加工原料乳の指定団体別認定状況及び生産者補給交付金の指定団体別交付状況は、第 17 表及び第 18 表のとおりであり、生産者補給交付金交付方法別指定団体数は、第 19 表のとおりである。

なお、本事業の実施に当たり、本年度において機構が国から受け入れた交付金の額は、190 億 6,410 万円（生産者補給交付金 190 億 3,702 万円、業務委託費等 2,708 万円）であった。



第16表 加工原料乳生産者補給交付金交付状況

	受託販売生乳数量		加工原料乳認定数量		生産者補給交付金 交付対象数量		生産者補給交付金額	
	実数	対前年度比	実数	対前年度比	実数	対前年度比	実数	対前年度比
	ト	%	ト	%	ト	%	千円	%
第1四半期	1,988,132	98.0	542,105	95.1	542,105	95.1	5,719,207	96.5
第2四半期	1,895,282	98.5	416,529	95.4	416,529	95.4	4,394,385	96.8
第3四半期	1,887,012	99.8	440,180	96.7	440,180	96.7	4,643,895	98.1
第4四半期	1,946,658	101.1	562,585	98.5	562,585	99.0	5,935,271	100.4
年度計	7,717,083	99.3	1,961,399	96.5	1,961,399	96.6	20,692,759	98.0

第17表 指定団体別加工原料乳認定状況

	受託販売生乳数量		加工原料乳認定数量		加工原料乳発生率	
	実数①	対前年度比	実数②	対前年度比	②/①	前年度
	ト	%	ト	%	%	%
全 国	7,717,083	99.3	1,961,399	96.5	25.4	26.2
北 海 道	3,711,598	101.5	1,614,863	96.6	43.5	45.7
都 府 県	4,005,486	97.4	346,536	95.8	8.7	8.8
東 北	677,123	97.4	89,916	95.4	13.3	13.6
関 東	1,281,599	97.1	97,182	97.9	7.6	7.5
北 陸	124,367	94.7	2,859	76.9	2.3	2.8
東 海	464,731	97.4	31,122	86.9	6.7	7.5
近 畿	227,731	98.2	2,147	119.4	0.9	0.8
中 国	321,917	98.3	14,413	101.7	4.5	4.3
四 国	154,025	96.4	11,665	94.5	7.6	7.7
九 州	725,274	97.9	96,623	97.4	13.3	13.4
沖 縄	28,718	94.9	609	56.2	2.1	3.6

第18表 指定団体別生産者補給交付金交付状況

	生産者補給交付金 交付対象数量		交付対象となら なかった加工原 料乳数量	生産者補給交付金額		
	実 数	対前年 度 比		実 数	構成比	対前年 度 比
	ト	%	ト	千円	%	%
全 国	1,961,399	96.6	0	20,692,759	100.0	98.0
北 海 道	1,614,863	96.6	0	17,036,802	82.3	98.0
都 府 県	346,536	96.7	0	3,655,957	17.7	98.1
東 北	89,916	95.4	0	948,615	4.6	96.8
関 東	97,182	98.9	0	1,025,267	5.0	100.3
北 陸	2,859	76.9	0	30,158	0.2	78.1
東 海	31,122	92.0	0	328,342	1.6	93.3
近 畿	2,147	119.4	0	22,654	0.1	121.1
中 国	14,413	103.6	0	152,053	0.7	105.1
四 国	11,665	94.6	0	123,066	0.6	96.0
九 州	96,623	97.5	0	1,019,373	4.9	98.9
沖 縄	609	56.2	0	6,429	0.0	57.0

第19表 生産者補給交付金交付方法別指定団体数

区 分	内 訳
概算払した指定団体（7）	北海道、東北、関東、東海、中国、四国、九州
年間一括払した指定団体（3）	北陸、近畿、沖縄

## VI 肉用子牛生産者補給交付金等交付業務

### 1 肉用子牛価格の動向

「黒毛和種」の価格は、我が国でのBSE発生に伴う需要の急激な落ち込みの影響を受け14年1-3月期に保証基準価格（30万4,000円）を下回ったが、その後価格は回復し、19年度は50万円を若干下回る水準で推移した。

「褐毛和種」の価格は、14年8月以降、保証基準価格（28万円）を上回っており、19年度は30万円台前半の水準で推移した。

「その他の肉専用種」の価格は、16年度以降、ほぼ保証基準価格（20万円）を上回っており、19年度は24万円を上回る水準で推移した。

「乳用種」の価格は、13年度以降保証基準価格（11万円）を下回って推移し、15年2月以降は合理化目標価格（8万円）も下回ったが、米国でのBSE発生による牛肉の輸入停止措置等の影響を受け、15年10-12月期から回復に向い、17年4-6月期から合理化目標価格、17年10-12月期には保証基準価格を上回ったが、18年7-9月期及び19年7-9月期以降、保証基準価格を下回って推移した。

「交雑種」の価格は、14年8月以降保証基準価格（17万5,000円）を上回って推移し、19年度も19万円を上回ったが、価格は低下傾向で推移している。

### 2 生産者補給交付金等の交付

#### (1) 生産者補給交付金

「乳用種」は、19年7-9月期及び10-12月期において保証基準価格を下回ったため、それぞれ翌期に生産者補給金が交付された。

この結果、指定協会に対し21億5,867万9,000円の生産者補給交付金を交付した。

#### (2) 生産者積立助成金

19年1月から12月までの間に個体登録された肉用子牛の頭数（全品種合計88万9,000頭）に応じ、生産者積立金の積立に要する経費の2分の1の助成を行うために必要な42億5,805万5,000円について、指定協会に対し42億5,805万5,000円を生産者積立助成金を交付した。

〈参考〉 指定肉用子牛の平均売買価格

(単位：円／頭)

品種区分 価格	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種 (日本短角種等)	肉専用種以外 の品種
平成7年度				
保証基準価格	304,000	280,000	204,000	157,000
合理化目標価格	267,000	246,000	153,000	114,000
生産者積立金	9,900	20,000	40,000	24,000
(うち、生産者負担金)	2,475	5,000	10,000	6,000
平均売買価格				
第1四半期	328,300	258,300	97,800	97,300
第2四半期	357,700	284,100	124,300	98,300
第3四半期	382,700	290,400	147,000	124,500
第4四半期	387,100	287,600	147,800	134,400
平成8年度				
保証基準価格	304,000	280,000	203,000	156,000
合理化目標価格	267,000	246,000	150,000	111,000
生産者積立金	9,900	20,000	40,000	24,000
(うち、生産者負担金)	2,475	5,000	10,000	6,000
平均売買価格				
第1四半期	369,400	298,400	131,100	138,600
第2四半期	363,900	322,700	57,200	145,300
第3四半期	381,700	325,000	168,900	158,800
第4四半期	386,400	305,300	163,700	163,700
平成9年度				
保証基準価格	304,000	280,000	203,000	156,000
合理化目標価格	267,000	246,000	150,000	111,000
生産者積立金	9,900	20,000	40,000	24,000
(うち、生産者負担金)	2,475	5,000	10,000	6,000
平均売買価格				
第1四半期	362,300	314,800	156,100	154,500
第2四半期	365,600	320,600	122,900	144,200
第3四半期	379,000	309,200	132,500	145,300
第4四半期	385,300	293,300	139,700	141,800
平成10年度				
保証基準価格	304,000	280,000	202,000	156,000
合理化目標価格	267,000	246,000	147,000	111,000
生産者積立金	9,900	20,000	40,000	24,000
(うち、生産者負担金)	2,475	5,000	10,000	6,000
平均売買価格				
第1四半期	358,800	291,300	14,400	119,500
第2四半期	369,400	286,100	109,500	108,500
第3四半期	383,600	279,100	73,500	103,400
第4四半期	388,500	262,600	64,100	101,500
平成11年度				
保証基準価格	304,000	280,000	200,000	156,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	111,000
生産者積立金	9,900	20,000	40,000	24,000
(うち、生産者負担金)	2,475	5,000	10,000	6,000
平均売買価格				
第1四半期	365,800	249,000	42,100	95,900
第2四半期	372,200	242,800	60,800	91,800
第3四半期	389,000	241,400	66,600	104,100
第4四半期	396,500	251,900	72,600	115,500

注：平成7年度の生産者積立金については、7月個体登録分から適用

指定肉用子牛の平均売買価格（その2）

（単位：円／頭）

品種区分 価格	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉 専用種（日本 短角種等）	乳用種	交雑種・乳
平成12年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金	9,900	11,900	62,300	12,700	6,200
（うち、生産者負担金）	2,475	2,975	15,575	3,175	1,550
平均売買価格					
第1四半期	372,900	237,500	94,900	78,700	168,000
第2四半期	375,500	236,200	96,400	74,800	166,800
第3四半期	396,700	267,800	142,800	93,900	197,500
第4四半期	401,800	287,300	144,700	106,000	217,300
平成13年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金	9,900	11,900	62,300	12,700	6,200
（うち、生産者負担金）	2,475	2,975	15,575	3,175	1,550
平均売買価格					
第1四半期	375,800	297,000	155,400	97,900	215,700
第2四半期	371,300	294,200	150,200	81,000	211,000
第3四半期	313,300	223,400	119,400	30,400	114,000
第4四半期	290,900	181,200	56,200	17,100	86,700
平成14年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金	9,900	11,900	62,300	12,700	6,200
（うち、生産者負担金）	2,475	2,975	15,575	3,175	1,550
平均売買価格					
14年4月期	332,800	256,100	43,100	29,200	133,000
14年5月期	346,600	278,400	92,500	49,200	174,000
14年6月期	337,800	273,300	84,100	60,500	165,900
14年7月期	352,400	266,500	111,800	64,200	169,800
14年8月期	371,700	301,400	107,700	62,800	192,800
14年9月期	394,000	323,100	128,300	77,800	205,700
14年10月期	399,500	330,300	199,200	81,300	216,000
14年11月期	428,900	335,000	218,600	102,400	237,700
14年12月期	437,000	356,900	196,400	109,100	227,000
15年1月期	413,100	340,900	142,300	92,100	203,400
15年2月期	427,300	310,600	138,100	62,900	213,000
15年3月期	420,600	327,000	187,800	54,000	213,400

注：平成12年度の生産者積立金については、7月個体登録分から適用

指定肉用子牛の平均売買価格（その3）

（単位：円／頭）

品種区分 価格	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉 専用種（日本 短角種等）	乳用種	交雑種・乳
平成15年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金 （うち、生産者負担金）	9,900 2,475	11,900 2,975	62,300 15,575	12,700 3,175	6,200 1,550
平均売買価格	397,800	326,700	167,000	42,100	198,300
第1四半期	413,000	326,000	172,700	38,400	203,400
第2四半期	429,300	335,700	174,400	47,600	215,200
第3四半期	438,000	333,000	204,300	65,100	228,600
平成16年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	129,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金 （うち、生産者負担金）	9,900 2,475	11,900 2,975	62,300 15,575	12,700 3,175	6,200 1,550
平均売買価格	440,100	354,400	183,800	65,400	225,300
第1四半期	461,600	367,600	208,300	60,100	223,900
第2四半期	475,200	370,000	232,600	67,300	229,900
第3四半期	480,900	368,200	215,400	74,000	236,100
平成17年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	110,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金 （うち、生産者負担金）	9,900 2,475	11,900 2,975	27,100 6,775	12,700 3,175	5,000 1,250
平均売買価格	466,800	375,600	201,300	84,500	248,700
第1四半期	482,400	371,200	200,900	94,600	249,600
第2四半期	507,400	392,200	240,100	113,200	260,000
第3四半期	513,300	383,900	196,900	121,600	270,700
平成18年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	110,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金 （うち、生産者負担金）	9,900 2,475	11,900 2,975	27,100 6,775	12,700 3,175	5,000 1,250
平均売買価格	497,600	389,500	211,300	112,200	270,500
第1四半期	495,400	371,700	195,900	99,700	245,300
第2四半期	530,200	386,900	254,400	115,100	258,700
第3四半期	517,200	391,200	260,700	119,900	255,100

注：平成17年度の生産者積立金については、7月個体登録分から適用

指定肉用子牛の平均売買価格（その４）

（単位：円／頭）

品種区分 価格	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉 専用種（日本 短角種等）	乳用種	交雑種・乳
平成19年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	110,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金	9,900	11,900	27,100	12,700	5,000
（うち、生産者負担金）	2,475	2,975	6,775	3,175	1,250
平均売買価格					
第1四半期	494,600	349,700	274,100	111,300	239,000
第2四半期	495,600	346,100	247,800	90,200	209,300
第3四半期	497,700	337,600	276,300	93,400	198,600
第4四半期	480,500	313,400	253,700	96,600	169,200

表20 平成19年度の肉用子牛生産者補給金の交付実績

(平成20年3月31日現在)

交付対象期間	品種区分	交付対象者数	交付対象頭数	生産者補給金額		
				生産者補給交付金部分	生産者積立金部分	補給金合計
H19/1～3 月 期	黒毛和種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	褐毛和種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	その他の肉専用種	0	0	(0円)	( 0円)	(0円)
	乳用種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	交雑種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	計	0	0	0	0	0
H19/4～6 月 期	黒毛和種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	褐毛和種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	その他の肉専用種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	乳用種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	交雑種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	計	0	0	0	0	0
H19/7～9 月 期	黒毛和種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	褐毛和種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	その他の肉専用種	0	0	(0円)	( 0円)	( 0円)
	乳用種	822	61,492	(19,800円) 1,217,541,600	( 0円) 0	(19,800円) 1,217,541,600
	交雑種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	計	822	61,492	1,217,541,600	0	1,217,541,600
H19/10～12 月 期	黒毛和種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	褐毛和種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	その他の肉専用種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	乳用種	770	56,695	(16,600円) 941,137,000	( 0円) 0	(16,600円) 941,137,000
	交雑種	0	0	( 0円)	( 0円)	( 0円)
	計	770	56,695	941,137,000	0	941,137,000
平成19年度 H19/1 ～ H19/12 合計	黒毛和種	0	0	0	0	0
	褐毛和種	0	0	0	0	0
	その他の肉専用種	0	0	0	0	0
	乳用種	883	118,187	2,158,678,600	0	2,158,678,600
	交雑種	0	0	0	0	0
	計	883	118,187	2,158,678,600	0	2,158,678,600

注:( )内は交付単価である。

交付対象者数合計は、実交付者数  
年度合計は各期の交付者数を積み上げたものではない(ダブリを除いたもの)



農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答 申

平成19年3月8日付け18生畜第2529号で諮問があった平成19年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成19年3月8日付け18生畜第2941号で諮問があった平成19年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成19年3月8日付け18生畜第2942号で諮問があった平成19年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。  
牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。  
肉用子牛の合理化目標価格については、平成19年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

## 建 議

### 酪農・食肉共通

- 1 配合飼料価格の上昇に対応して、配合飼料価格安定制度の運用、青刈りとうもろこし等の高栄養作物や耕畜連携による稲発酵粗飼料等の一層の生産拡大、放牧及びコントラクターやTMRセンターの活用等による国産粗飼料の利用、食品残さをはじめとする未利用・低利用資源の飼料化、飼料の利用効率向上のための飼養技術の普及等を推進すること。
- 2 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」等を踏まえて、より競争力の高い畜産生産構造の確立を図るため、地域の実態に即した認定農業者の更なる増加、情報ネットワークの充実、生産性及び品質向上の基礎となる家畜改良の推進に努めること。
- 3 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準に対応するため、個別経営や地域の実情に応じ、施設整備を推進するとともに、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を踏まえ、耕畜連携の推進等により家畜排せつ物の利活用の一層の推進を図ること。
- 4 安全な畜産物の安定供給及び生産性向上を確保するため、生産段階における衛生管理対策を徹底すること。また、高病原性鳥インフルエンザをはじめ家畜の伝染病について、海外からの侵入防止、清浄化のための対策を推進すること。
- 5 WTO農業交渉やEPA交渉においては、輸出国と生産条件に大きな格差があることを踏まえ、重要品目の確保、適切な関税水準の確保等がなされるよう取り組むこと。
- 6 酪農・食肉に関する施策については、適切な広報の推進に努めること。関連対策については、その政策目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、適切な執行に努めること。

## 酪農・乳業関係

- 1 生乳需給が引き続き緩和基調にあり、19年度も減産型の計画生産が必要となっているが、北海道におけるチーズ新增設工場の稼働も踏まえ、需要の伸びが見込まれるチーズ、生クリーム、発酵乳向け生乳の供給を安定的に拡大すること。また、都府県における減産型の計画生産時の需給改善を図るとともに、広域的な生乳流通体制の確立を図ること。
- 2 牛乳乳製品の消費拡大を図るため、学術的な情報の提供等による機能性・有用性の訴求、表示の見直しとあわせた新商品の開発の促進を図ること。
- 3 消費者の酪農に対する理解醸成の推進のため、酪農教育ファームを対象とした研修や認証制度の充実及びふれあい牧場の活用を図ること。

## 食肉関係

- 1 肉用牛生産基盤の強化及び養豚経営の体質強化を図るため、繁殖基盤の強化や生産性の向上、地域銘柄化等の推進に努めるとともに、経営安定対策を継続すること。特に肉用繁殖雌牛の増頭を図るため、繁殖経営への新規参入の促進、繁殖雌牛の導入、酪農経営や公共牧場を活用した増頭の取組等を強力に推進すること。
- 2 乳用種牛肉については、販路の開拓と定着のための総合的な生産・流通・販売対策が講じられているが、乳用種牛肉の流通実態を把握し、効果的な情報発信と認知度の向上を図ること。
- 3 科学的見地に基づき、今後とも肉骨粉等の飼料・肥料への有効利用を促進し、肉骨粉の処分経費の縮減を図ること。また、牛せき柱の適正管理に万全を期すこと。

平成19年度畜産物価格等（加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量、指定食肉、指定肉用子牛）

1 加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量

	18年度	19年度
補給金単価	10.40円/kg	10.55円/kg
限度数量	203万トン	198万トン

2 指定食肉の安定価格

（単位：円/kg）

		18年度	19年度
牛肉	安定上位価格	1,010	1,010
	安定基準価格	780	780
豚肉	安定上位価格	480	480
	安定基準価格	365	365

3 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格

（単位：円/頭）

		18年度	19年度
保証基準価格	黒毛和種	304,000	304,000
	褐毛和種	280,000	280,000
	その他の肉専用種	200,000	200,000
	乳用種	110,000	110,000
	交雑種	175,000	175,000
合理化目標価格	黒毛和種	267,000	267,000
	褐毛和種	246,000	246,000
	その他の肉専用種	141,000	141,000
	乳用種	80,000	80,000
	交雑種	135,000	135,000

合理化目標価格の適用期間

今回の合理化目標価格の適用期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

畜産関係資料  
2 畜産業務関係年表

年月日	業務関係	年月日	関係法令通達等
H19. 3. 20	「畜産業振興事業により造成された基金等の管理運用等について」の一部改正について (18農畜機第4461号)		
		H19. 3. 30	平成19年度畜産業振興事業の実施について (18生畜第2596号生産局長通知)
H19. 4. 1	酪農ヘルパー利用拡大推進事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4716号)		
H19. 4. 1	広域生乳流通体制合理化支援事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4797号)		
H19. 4. 1	生乳需要構造改革事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4811号)		
H19. 4. 1	広域生乳需給調整支援対策事業実施要綱の一部改正等について (18農畜機第4812号)		
H19. 4. 1	加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4813号)		
H19. 4. 1	広域生乳流通体制確立事業実施要綱の制定について (18農畜機第4815号)		
H19. 4. 1	BSE発生農家経営再建支援等事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4816号)		
H19. 4. 1	肉用牛肥育経営安定対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4821号)		
H19. 4. 1	食肉小売機能高度化推進事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4825号)		
H19. 4. 1	食肉卸売市場経営改善対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4826号)		
H19. 4. 1	学校給食用牛乳供給事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4827号)		
H19. 4. 1	学校給食用牛乳消費定着促進事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4828号)		
H19. 4. 1	牛乳乳製品消費拡大特別事業実施要綱の制定について (18農畜機第4829号)		
H19. 4. 1	食肉卸売経営体質強化促進事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4842号)		

H19. 4. 1	酪農生産基盤改善支援対策事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第9号)		
H19. 4. 1	肉骨粉適正処分緊急対策事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第25号)		
H19. 4. 1	子牛生産拡大奨励事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第115号)		
H19. 4. 1	畜産環境特別対策事業（畜産環境整備リース事業）実施要綱の一部改正について (19農畜機第125号)		
H19. 4. 1	国産飼料資源活用促進総合対策事業実施要綱の制定について (19農畜機第132号)		
H19. 4. 1	「畜産業振興事業の実施について」の一部改正について (19農畜機第172号)		
H19. 4. 1	家畜生産新技術有効活用総合対策事業実施要綱の制定について (19農畜機第211号)		
H19. 4. 1	家畜飼料特別支援資金融通事業実施要綱の制定について (19農畜機第211号)		
H19. 4. 1	肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業実施要綱の制定について (19農畜機第323号)		
H19. 4. 2	肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4739号)		
H19. 4. 2	鶏卵需給・消費安定特別対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4757号)		
H19. 4. 2	地域養豚振興特別対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4766号)		
H19. 4. 2	家畜個体識別システム定着化事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第4773号)		
H19. 4. 12	バター的一般競争入札による売渡し（296トン全量落札）		
H19. 4. 16	大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第182号)		
H19. 4. 16	養豚経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第182号)		
H19. 4. 17	食肉等流通合理化総合対策事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第198号)		

H19. 4. 18	「畜産業振興事業に係る旅費の留意事項について」の制定等について (19農畜機第236号)		
H19. 4. 27	肉骨粉適正処分緊急対策事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第492号)		
H19. 5. 16	バターの一般競争入札による売渡し (272トン全量落札)		
H19. 5. 29	肉用牛導入資金保証基盤整備事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第736号)		
H19. 5. 29	家畜流通安定緊急対策事業実施要綱の制定について (19農畜機第737号)		
H19. 5. 29	「畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準」に基づく報告について (19農畜機第900号)		
H19. 6. 12	バターの輸入業務委託入札による買入れ (6,625トン全量落札)		
H19. 6. 14	バターの一般競争入札による売渡し (1,080トン全量落札)		
H19. 7. 12	バターの一般競争入札による売渡し (951トン全量落札)		
H19. 7. 18	ホエイ及び調製ホエイの同時契約による輸入業務委託・売渡し (2,250トンのうち736トン落札)		
H19. 8. 2	畜産環境特別対策事業（畜産環境整備リース事業）実施要綱の一部改正について (19農畜機第1970号)		
H19. 8. 2	食肉販売等合理化施設整備リース事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第1971号)		
H19. 8. 2	生乳流通効率化支援リース事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第1972号)		
H19. 8. 9	バターの一般競争入札による売渡し (993トン全量落札)		
H19. 9. 13	バターの一般競争入札による売渡し (1,578トン全量落札)		
H19. 9. 25	加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第2326号)		
H19. 10. 10	バターの一般競争入札による売渡し (155トン全量落札)		

H19. 10. 12	家畜飼料特別支援資金融通事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第2792号)		
H19. 10. 18	家畜飼料特別支援資金融通事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第2902号)		
H19. 10. 25	デリースプレッドの同時契約による輸入業務委託・売渡し (900トン全量落札)		
H19. 11. 14	バターの一般競争入札による売渡し (1,744トン全量落札)		
H19. 11. 19	家畜飼料特別支援資金融通事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第3250号)		
H19. 11. 19	大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第3251号)		
H19. 11. 19	養豚経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第3251号)		
H19. 11. 20	ホエイ及び調製ホエイの同時契約による輸入業務委託・売渡し (3,764トンのうち2,557トン落札)		
H19. 12. 4	肉骨粉適正処分緊急対策事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第3655号)		
H19. 12. 4	デリースプレッドの同時契約による輸入業務委託・売渡し (900トン全量落札)		
H19. 12. 12	バターの一般競争入札による売渡し (1,104トン全量落札)		
H19. 12. 13	バターの輸入業務委託入札による買入れ (869トン全量落札)		
H19. 12. 19	家畜飼料特別支援資金融通事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第3605号)		
H20. 1. 1	「畜産業振興事業により造成された基金等の管理運用等について」の一部改正について (19農畜機第3826号)		
H20. 1. 16	バターの一般競争入札による売渡し (2,133トン全量落札)		
H20. 1. 25	家畜飼料特別支援資金融通事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第4062号)		
H20. 2. 13	バターの一般競争入札による売渡し (1,646トン全量落札)		



H20. 2. 21	家畜飼料特別支援資金融通事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第4368号)		
H20. 2. 22	大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第4369号)		
H20. 2. 22	養豚経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第4369号)		
H20. 2. 28	国産飼料資源活用促進総合対策事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第4441号)		
H20. 3. 12	畜産経営生産性向上支援リース事業実施要綱の制定について (19農畜機第4597号)		
H20. 3. 12	バターの一般競争入札による売渡し (274トン全量落札)		
H20. 3. 19	家畜飼料特別支援資金融通事業実施要綱の一部改正について (19農畜機第4759号)		

# 野菜業務

# I 野菜の概況

## 1 野菜の需給動向

野菜の1人1年当たりの消費量（供給純食料）は近年減少傾向で推移し、平成19年度（概算）は93.9kgと、平成18年度の94.9kgと比べ、1.0kg減少した。

これに対し、野菜の生産量は、平成18年度は1,236万トンであったが、平成19年度（概算）は1,242万トンと6万トン増加した。

また、野菜の輸入量は、平成19年度の野菜の輸入量は299万トン（生鮮換算ベース）で、前年比92.2%とかなりの程度減少した。

この結果、平成19年度（概算）の野菜の自給率は、国内生産量はほぼ前年と変わらないが、輸入量の減少により、前年度から2ポイント上昇して81%となった。

表1 野菜の需給動向

### (1) 平成19年度（概算値）

人口127,771千人（平成19年10月1日現在）

（単位：断りなき限り1,000トン）

類別・品目別	国内		外国貿易		在庫の増減量	国内消費仕向量	国内消費仕向量の内訳				
	生産量	輸入量	輸出量	飼料用加工用種子用			減耗量	粗食料		純食料	供給数量
								総数	1人1年当たり		
野菜	12,420	2,992	13	0	15,395	0	1,558	13,837	108.3	11,992	93.9
a. 緑黄色野菜	2,740	1,406	4	0	4,141	0	391	3,750	29.3	3,472	27.2
b. その他の野菜	9,680	1,586	9	0	11,254	0	1,167	10,087	78.9	8,520	66.7
野菜	12,420	2,992	13	0	15,395	0	1,558	13,837	108.3	11,992	93.9
1. 果菜類	3,485	1,455	2	0	4,936	0	485	4,451	34.8	3,699	29.0
うち果実的野菜	829	64	0	0	893	0	107	786	6.2	531	4.2
2. 葉茎菜類	5,877	839	5	0	6,711	0	833	5,878	46.0	5,148	40.3
3. 根菜類	3,058	698	6	0	3,748	0	240	3,508	27.5	3,145	24.6

資料：農林水産省「食料需給表」

### (2) 平成18年度（確定値）

人口127,770千人（平成18年10月1日現在）

（単位：断りなき限り1,000トン）

類別・品目別	国内		外国貿易		在庫の増減量	国内消費仕向量	国内消費仕向量の内訳				
	生産量	輸入量	輸出量	飼料用加工用種子用			減耗量	粗食料		純食料	供給数量
								総数	1人1年当たり		
野菜	12,356	3,244	9	0	15,593	0	1,586	14,007	109.6	12,119	94.9
a. 緑黄色野菜	2,665	1,415	2	0	4,078	0	389	3,689	28.9	3,408	26.7
b. その他の野菜	9,691	1,829	7	0	11,515	0	1,197	10,318	80.8	8,711	68.2
野菜	12,356	3,244	9	0	15,593	0	1,586	14,007	109.6	12,119	94.9
1. 果菜類	3,403	1,492	2	0	4,894	0	483	4,411	34.5	3,659	28.6
うち果実的野菜	827	69	0	0	896	0	108	788	6.2	534	4.2
2. 葉茎菜類	5,893	1,006	0	0	6,900	0	861	6,039	47.3	5,276	41.3
3. 根菜類	3,060	746	7	0	3,799	0	242	3,557	27.8	3,184	24.9

資料：農林水産省「食料需給表」

### (3) 食料自給率

（単位：％）

	昭和40年度	50	60	平成7年度	13	14	15	16	17	18	19（概算）
供給熱量ベースの総合食料	73	54	53	43	40	40	40	40	40	39	40
野菜	100	99	95	85	82	83	82	80	79	79	81

資料：農林水産省「食料需給表」

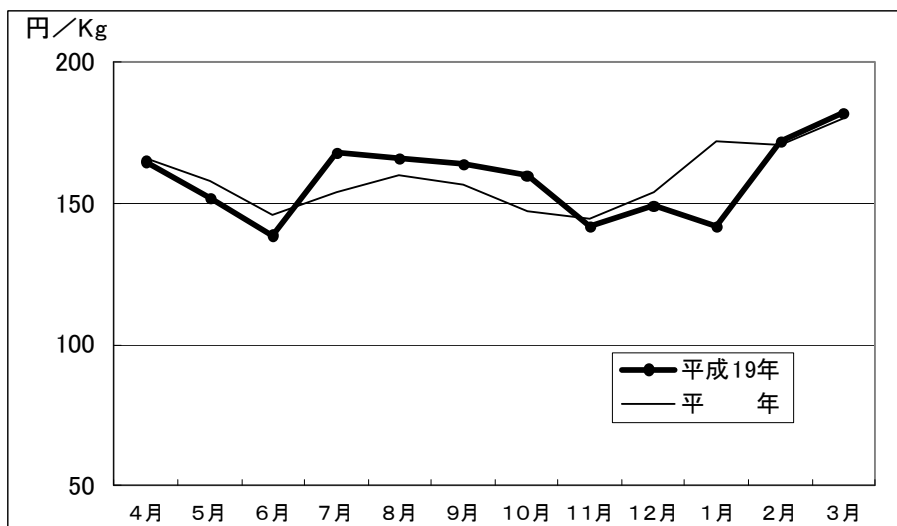
## 2 野菜の価格動向

平成 19 年産の春野菜は、全体的に気温も高く好天に恵まれたため、入荷量は順調に推移し価格は平年を下回った。

夏秋野菜については、主産地における 7 月の日照不足、8 月以降の高温、干ばつの影響により生育が悪く、葉茎菜類と果菜類を中心に入荷量が平年より少なく、価格は平年を上回った。

秋以降は、夏の高温の影響で特に果菜類の入荷量が少なく平年に比べ価格は高かったが、年明け、葉茎菜類の生育が順調で入荷量が多く、価格は全般的に軟調に推移し、20 年 2 月にはキャベツ、だいこん及びはくさいで緊急需給調整（市場隔離及び産地調整（後送り））が行われた。

図1 指定野菜(14品目)の卸売価格の動向(東京都中央卸売市場)



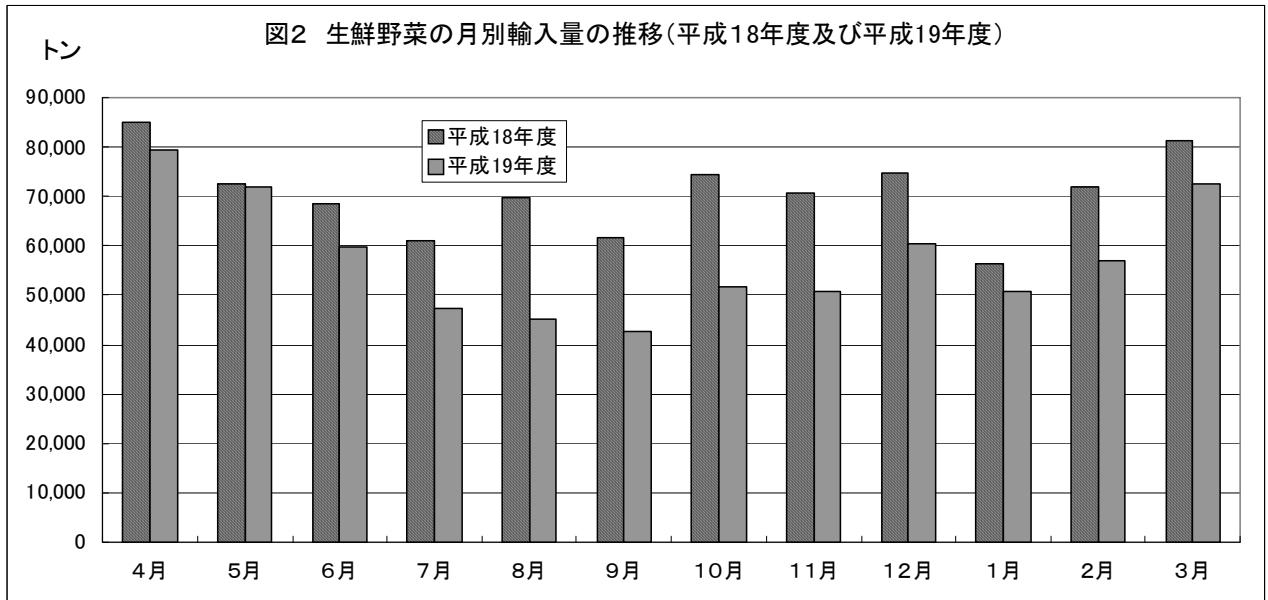
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成19年	165	152	139	168	166	164	160	142	149	142	172	182
平年	166	158	146	154	160	157	147	145	154	172	171	180

資料：東京青果物情報センター「東京都中央卸売市場における野菜の市場別入荷数量及び価格」

注：平年とは、過去5カ年（平成14年度～18年度）の月別価格の平均値である。

### 3 野菜の輸入動向

平成19年度の野菜の輸入量は299万トン（生鮮換算ベース）と、中国産野菜に対する消費者の不信感が高まったことによる輸入量の減少により前年比92.2%となり、うち、生鮮野菜は、69万トンと前年比81.4%の大幅な減少となった。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成18年度	85,132	72,459	68,537	61,039	69,669	61,489	74,405	70,571	74,720	56,502	72,060	81,370	847,953
平成19年度	79,465	71,857	59,943	47,395	45,195	42,761	51,597	50,893	60,430	50,912	56,989	72,560	689,997
対前年比													81.4%

資料：財務省「貿易統計」

## II 指定野菜価格安定対策事業に関する業務

### 1 制度の改正

#### (1) 業務対象年間の短縮

すべての業務区分について業務対象年間を短縮し、平成 19 年度を初年度とする新たな業務対象年間を設定し、改めて価格差補給交付金等の交付に関する予約申込みを受けて事業を実施した。

#### (2) 担い手を中心とした産地への重点支援（8月申込期限の業務区分から対象）

担い手の育成・確保状況と計画的な生産・出荷への取組状況に応じて産地を第Ⅰ区分、第Ⅱ区分及び第Ⅲ区分に分類して補てん率に格差を導入した。これに伴い、産地区分ごとに資金造成を行い、産地区分ごとに価格差補給交付金を算定した。

また、特別補給交付金等については、従来、重要野菜（キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいをいう。以下同じ。）が対象であったが、調整野菜（春だいこん、夏だいこん、にんじん、春はくさい、夏はくさい及びレタスをいう。以下同じ。）及び一般指定野菜（きゅうり、さといも、トマト、なす、ねぎ、ばれいしょ、ピーマン及びほうれんそうをいう。以下同じ）についても業務区分ごとに申込みすることが可能となった。

#### (3) 需給調整対策への参加促進（8月申込期限の業務区分から対象）

調整野菜は、需給調整対策に不参加の場合には 10%低い補てん率を導入した。このため、資金造成計画額も参加する場合に比べ 10%低い資金造成単価を用いて算定するとともに、特別補給交付金等の申込みが出来ないこととした。

#### (4) 最低基準額の見直し（8月申込期限の業務区分から対象）

最低基準額が平均価格の 55%から 60%に引き上げられた。また、これに伴い特例申込みは、平均価格の 50%、55%、65%及び 75%を設定した。

#### (5) 計画的出荷の促進（8月申込期限の業務区分から対象）

一般指定野菜にも一般補給交付金等の一部交付措置が適用されることに伴い供給計画数量と出荷実績数量の対比を行うこととなった。このため、重要野菜と同様に地方農政局等の認定に応じて、登録出荷団体等ごと業務区分ごとに一般補給交付金等を削減して交付することとなった。

### 2 交付予約及び資金の造成

#### (1) 交付予約数量

##### ア 交付予約数量

19 年度事業に係る交付予約数量は、業務区分別に前年度と比較すると、増量した数量が 8,000 トン、減少した数量が 3 万 8,000 トン、差し引き 3 万トン減少して 271 万 6,000 トンとなった。

##### イ 種別（対象出荷期間）別の交付予約数量

種別別の交付予約数量の多いものをみると、たまねぎ(即売)（8～4月）、夏秋キャベツ（7～10月）、冬キャベツ（1～3月）等の順になっている。（図 3）

また、前年度に比較して増加した主な種別は、春キャベツ（5/16～6月）（増加率 10.7%）、秋冬だいこん（10～12月）（同 10.3%）、冬春トマト（12～2月）（同 4.8%）、たまねぎ(即売)（4月）（同 4.6%）等で、減少した種別は、たまねぎ（貯蔵）（11～3月）（減少率 16.7%）、秋冬はくさい（10月）（同 10.0%）、夏ねぎ（7～9月）（同 10.0%）、秋冬さといも（8～9月）（同 8.9%）である。

ウ 登録出荷団体等別の交付予約数量

19年度事業に係る登録出荷団体別の交付予約数量をみると、数量の多い団体は①ホクレンの52万2,000トン、②全農長野県本部の24万4,000トン、③全農千葉県本部の20万7,000トン、④全農群馬県本部の14万5,000トン、⑤愛知県経済連の14万4,000トンの順になっており、この5団体で全体の46.5%を占めている。

なお、前年度に対する伸び率をみると、全農群馬県本部が4.2%、次いで栃木開拓農協が3.5%、沖縄県農協が2.2%、全農大分県本部が1.9%となっている。

(2) 資金造成額

ア 資金造成額

(ア) 19年度事業に係る資金造成総額は1,042億円で、前年度に比べ33億円、3.1%減少した。

(イ) 資金造成について、平成15年度から、国から機構への直接補助は、同補助の2分の1を限度とした国庫債務負担行為を含む資金造成を行うこととなっている。

また、道府県の補助は同補助の4分の1を限度とした道府県債務負担行為を含む資金造成を行っている。なお、平成19年度の資金造成額を現金分と債務負担行為分とに区分してみると、現金による造成が707億8,065万円で全体の68.0%を占めており、残りは国庫債務負担行為(320億5,551万円、30.8%)、道府県債務負担行為(北海道、青森県、福島県、長野県及び熊本県)13億1,662万円で1.2%となっている。(表2)

表2 造成区分の資金造成額 (単位:千円、%)

内訳		18年度		19年度	
		金額	構成比	金額	構成比
資金造成額		107,463,831	100.0	104,152,793	100.0
内訳	現金	73,099,893	68.0	70,780,652	68.0
	国債	33,177,791	30.9	32,055,518	30.8
	県債	1,186,147	1.1	1,316,623	1.2

イ 種別(対象出荷期間)別の資金造成額

種別別に資金造成額の大きいものをみると、最も大きいものはたまねぎ(即売)(8~翌4月)58億円、冬レタス(12~翌2月)51億円、夏秋トマト(7~9月)47億円となっており、次いで夏秋キャベツ(7~10月)42億円、冬春きゅうり(11/21~2月)40億円の順となっている。(図5)

また、前年度に比べ伸び率の大きいものは、冬春トマト(12~2月)(増加率13.2%)、春キャベツ(5/16~6月)(同11.0%)、冬春なす(12~2月)(同8.2%)、冬春トマト(3~4月)(同5.6%)、たまねぎ(即売)(4月)(同5.2%)となっている。

ウ 登録出荷団体等別の資金造成額

登録出荷団体別の資金造成額の大きい主な団体は、①たまねぎ等の主産地であるホクレンの91億円、②春キャベツ、冬キャベツ、冬にんじん等の産地である全農千葉県本部が76億円、③夏秋キャ

ベツ、夏はくさい及び夏秋レタスの主産地である全農長野県本部が 73 億円、④夏秋トマト、冬春トマト等の主産地熊本県経済連が 65 億円、⑤たまねぎ、冬レタス等の主産地である全農兵庫県本部が 58 億円となっている。(図 6)



図3 種別(対象出荷期間)別の交付予約数量

千トン

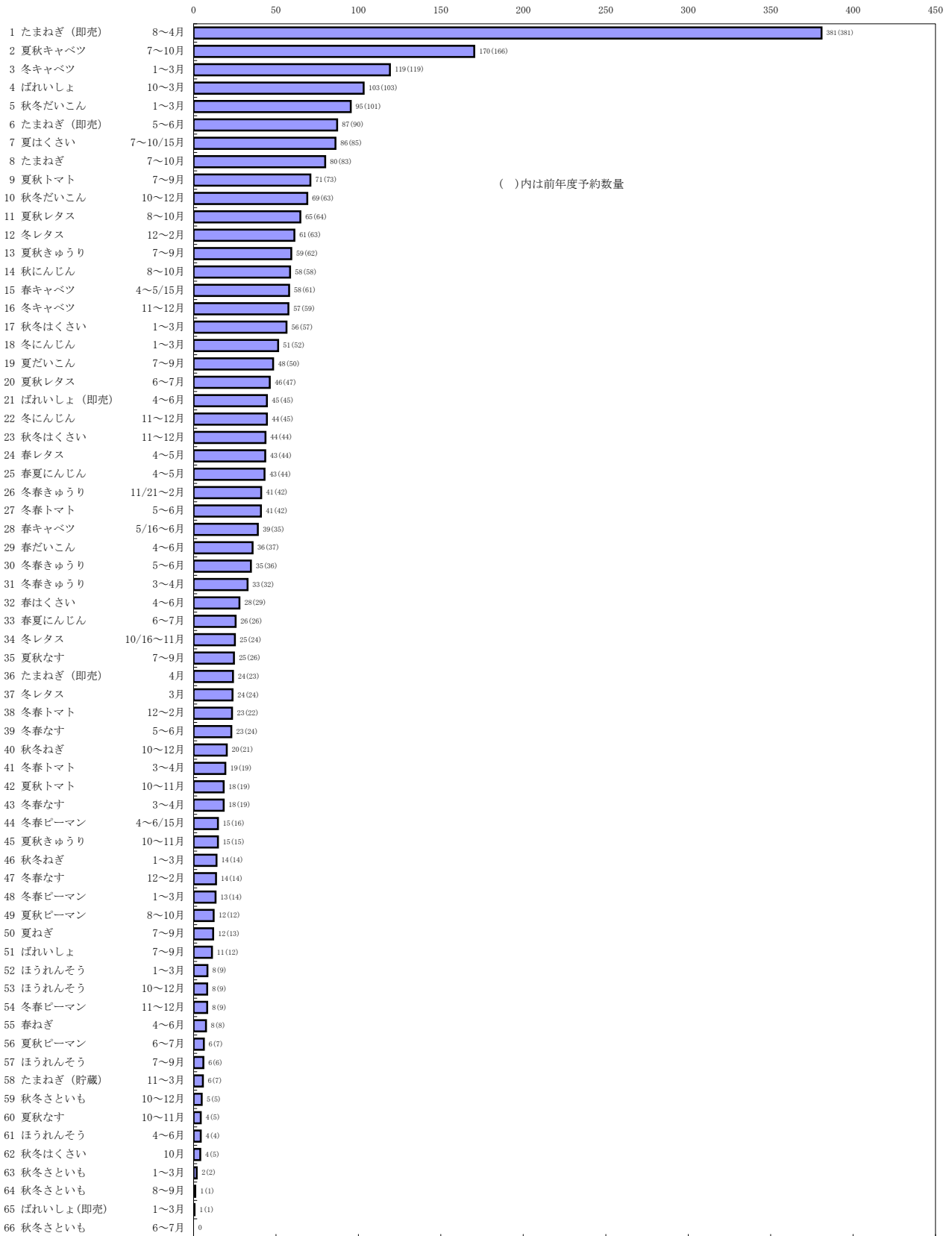


図4 登録出荷団体別の交付予約数量

千トン

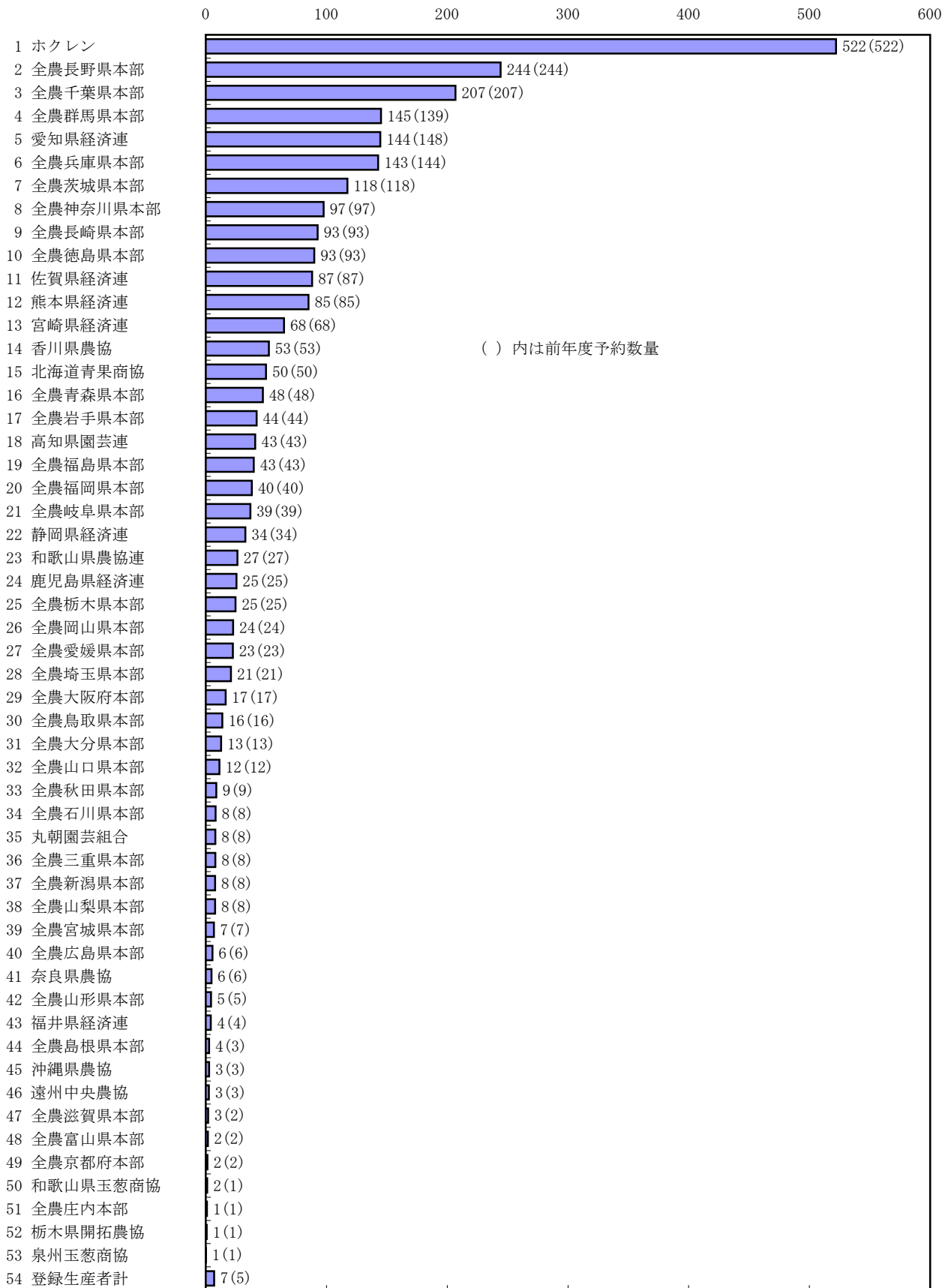


図5 種別（対象出荷期間）別の資金造成額

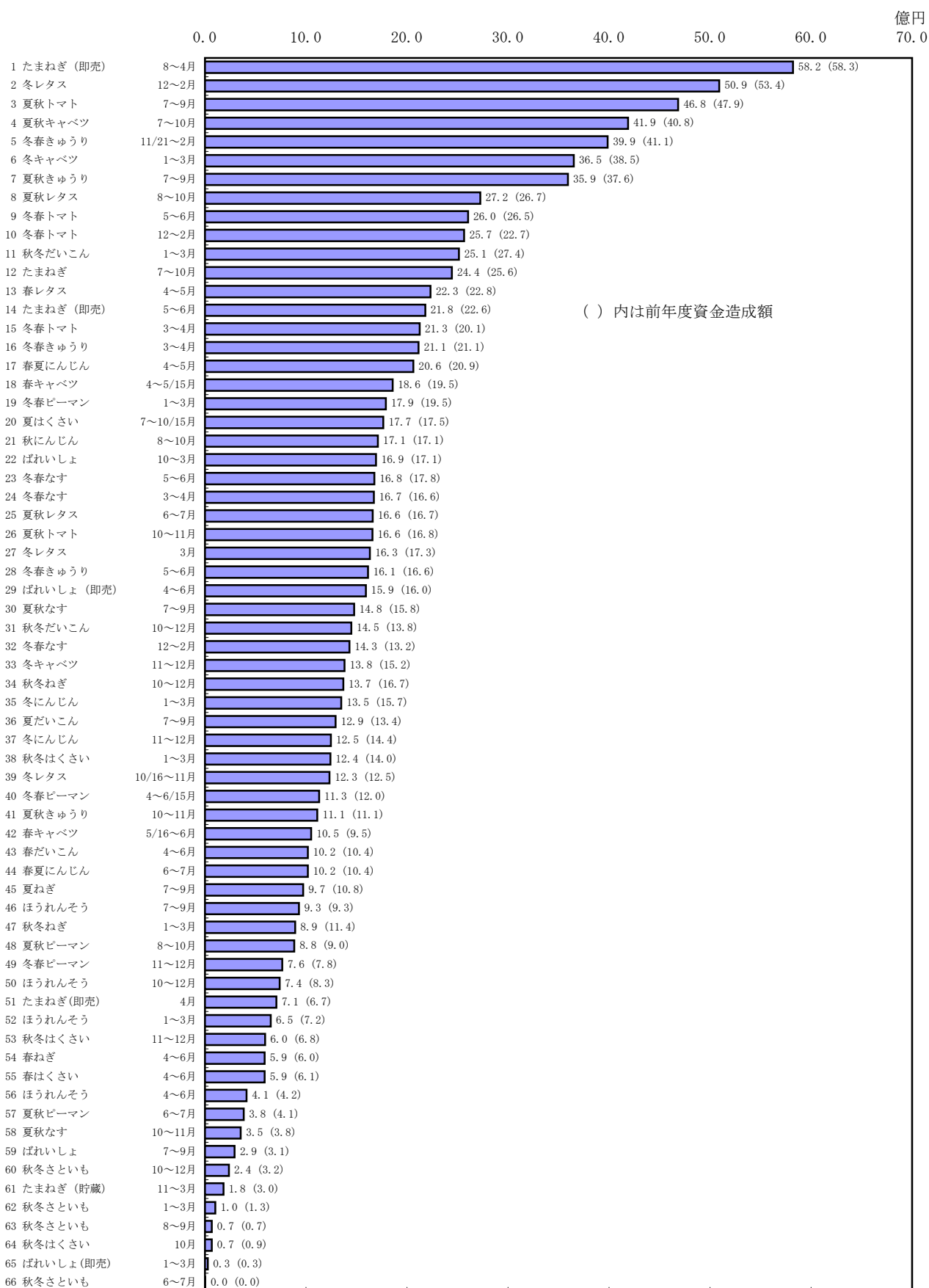
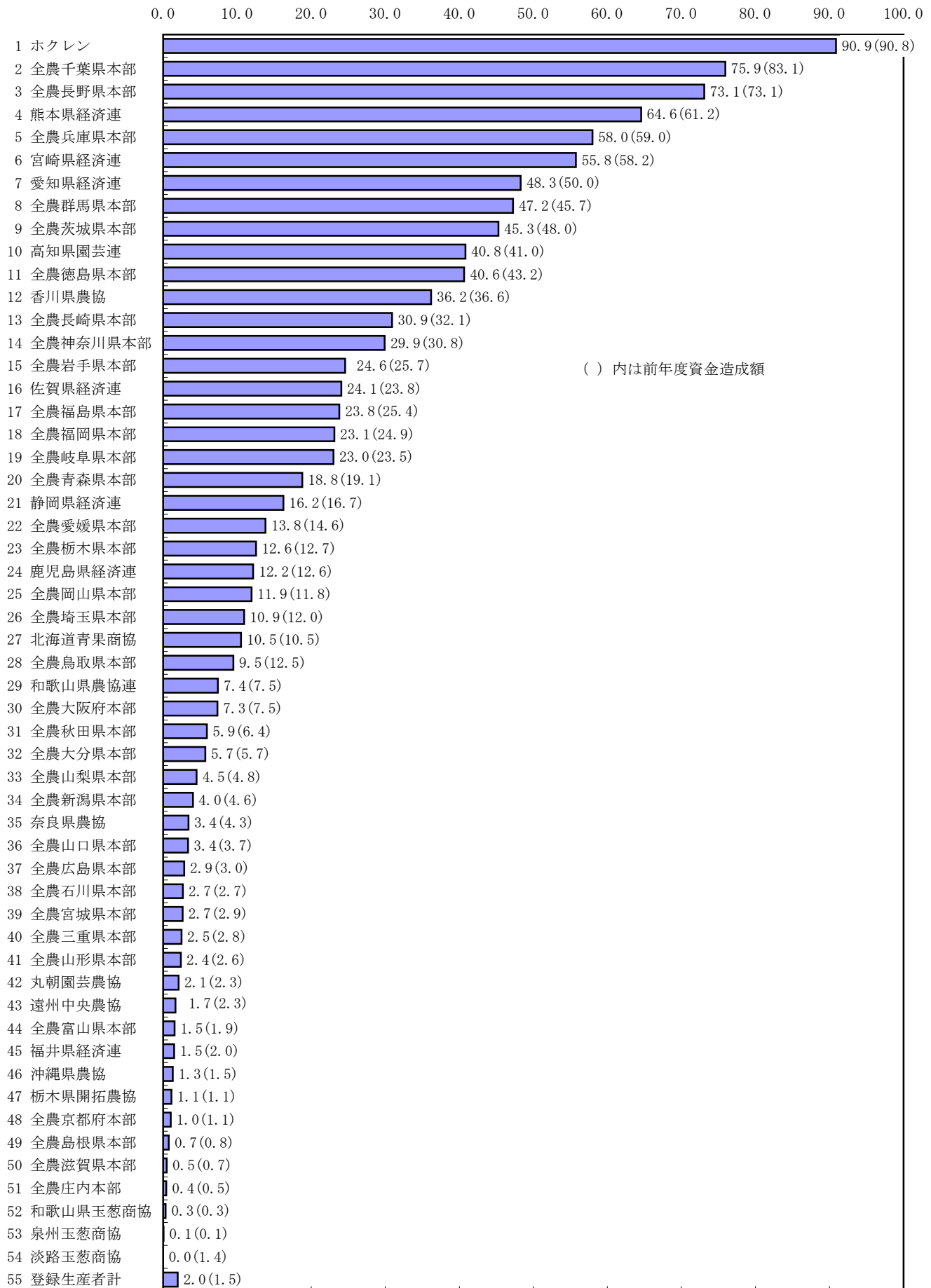


図6 登録出荷団体別の資金造成額

億円



### 3 価格差補給交付金等の交付

#### (1) 平均販売価額等の算定

価格差補給交付金等の交付の基礎となる出荷数量、平均販売価額、交付金単価等の算定は、19年度中に対象出荷期間が始まった対象野菜について、業務区分ごと、旬又は月(さといも、たまねぎ及びばれいしょ)ごとに延べ4,787旬・月について行った。これに用いた19年度の仕切データ件数は267万件であり、このうち99.0%がベジフルネット端末を通じた収集となった。

このうち、平均販売価額が保証基準額を下回って価格差補給交付金等の交付が行われたものは延べ1,328旬・月で全体の27.7%(前年度は延べ1,614旬・月で同33.7%)であった。

さらに、平均販売価額が最低基準額をも下回ったものは、延べ148旬・月で全体の3.1%(前年度は延べ222旬・月で同4.6%)であった。(表3)

#### (2) 価格差補給交付金等の交付額

##### ア 価格差補給交付金等交付総額

(ア) 19年度事業における価格差補給交付金等の交付総額は、161億3,000万円(うち一般補給交付金等157億円、特別補給交付金等4億3,000万円)で、資金造成額に対する交付額の比率(交付率)は15.5%であった。(表5)

なお、昭和51~平成19年度の平均交付率は15.7%となっている(表4)。

(イ) 指定野菜別に交付額の多いものは、レタスが46億2,000万円でもっと多く(交付率31.7%)、次いでたまねぎ23億円(同20.3%)、にんじん20億7,000万円(同28.0%)、はくさい16億円(同37.5%)、だいこん15億4,000万円(同24.5%)等となっている。(図7・表5)

また、資金造成額に対する交付率では、はくさいが37.5%で最も高く、次いでレタス31.7%、にんじん28.0%、ばれいしょ26.7%等が平均交付率を上回る交付率となっている。(表5)

##### イ 種別(対象出荷期間)別の交付額

種別(対象出荷期間)別の交付額は、冬レタス(12~2月)の29億3,000万円が最も多く、次いで秋冬だいこん(1~3月)の9億7,000万円、たまねぎ(8~4月)の9億1,000万円、夏はくさい(7~10/15月)の8億6,000万円、ばれいしょ(4~6月)の7億9,000万円等となっている。

また、資金造成額に対する交付率では、たまねぎ(4月)の77.9%が最も高く、次いで冬レタス(12~2月)の57.5%、夏秋なす(10~11月)の53.5%、ばれいしょ(4~6月)の49.5%、夏はくさい(7~10/15月)の48.9%等となっている。(表6)

##### ウ 登録出荷団体等別の交付額

登録出荷団体等別に交付額をみると、交付額の多い団体等は、①夏秋レタス、夏はくさいを主体とした全農長野県本部が16億2,000万円でもっと多く、次いで②たまねぎ、秋にんじんを主体としたホクレンが16億円、③ばれいしょ、春だいこん

を主体とした全農長崎県本部が 13 億 4,000 万円、④春夏にんじん、秋冬だいこんを主体とした全農徳島県本部が 13 億 3,000 万円、⑤冬レタス、たまねぎを主体とした全農兵庫県本部が 12 億 8,000 万円の順となっており、この 5 団体で全体の交付額の 45%を占めている。(表 7)

### (3) 計画出荷の認定に係る価格差補給交付金等の交付状況等

#### ア 特別補給交付金等の交付

重要野菜については、業務区分及び登録出荷団体ごとに農林水産省生産局長の承認を受けた供給計画数量とそれに見合う出荷実績数量との差の程度がおおむね 5%の範囲内にあり、月別でも 20%未満の月がほとんどを占めているとして、地方農政局長等の認定が行われた場合には、従来は、一律に一般補給交付金等の 9 分の 1 の額を特別補給交付金等として交付することとしていたが、秋冬ものからは、産地区分に応じて、一般補給交付金等の 9 分の 1、8 分の 1、7 分の 1 の額を特別補給交付金等として交付することとしている。

また、秋冬ものからは新たに重要野菜以外の指定野菜に対しても、価格低落時に、通常の補てん金に加え、産地区分に応じて、特別補給交付金等が交付されることとしている。

なお、調整野菜については、特別補給交付金の交付予約は、需給調整対策に参加している場合に限って行うことができることとしている。

19 年度事業において、この供給計画出荷に係る認定の対象(価格差補給交付金等の交付の対象となったもの)となった登録出荷団体等は、重要野菜について、延べ 159 団体等(前年度は 142 団体等)で、対前年度の約 1.1 倍であった。さらに、このうち特別補給交付金等が交付された団体等は延べ 46 団体等(前年度は 32 団体等)で、交付された特別補給交付金等の総額は 2 億 6,000 万円(前年度は 1 億 4,000 万円)であった。

また、調整野菜及び一般指定野菜について、特別補給交付金等が交付された団体等は延べ 34 団体等で、交付された特別補給交付金等の総額は 1 億 7,000 万円であった。(表 8)

#### イ 一般補給交付金等の一部交付

重要野菜及び調整野菜については、従来から、計画出荷の認定にあわせて、地方農政局長等が出荷実績数量と供給計画数量との差の程度に応じた認定が行われ、その乖離の程度(5 段階)に応じて一般補給交付金等の一部を減額して交付することとしているが、秋冬ものからは、供給計画数量と出荷数量との差の程度が 20%未満であれば一般補給交付金等が全額交付されることについては従来どおりであるが、当該差の程度が 20%以上 30%未満の場合には交付率が 90%に、当該差の程度が 30%以上 40%未満の場合には交付率が 80%に、当該差の程度が 40%以上 50%未満では交付率が 70%に、当該差の程度が 50%以上 60%未満の場合には交付率が 60%に、当該差の程度が 60%以上の場合には交付率が 50%に削減されることとしている。

また、調整野菜以外の指定野菜についても、一部交付措置が導入され、出荷数量と供給計画数量との差の程度が 20%未満であれば一般補給交付金等が全額交付されるが、当該差の程度が 20%以上 40%未満の場合には交付率が 95%に、当該差の程度が 40%以上 60%未満の場合には交付率が 90%に、当該差の程度が 60%以上 80%未満の場合には交付率が 85%に、当該差の程度が 80%以上 100%未満の場合には交付率が 80%に、当該差の程度が 100%以上の場合には交付率が 75%に削減されることとしている（業務方法書第 115 条第 1 項）。

19 年度事業においてこの一部交付の認定の対象となった登録出荷団体等は、重要野菜及び調整野菜について、延べ 756 団体等であった。このうち延べ 299 団体等（構成比 40%）が一部減額交付となり、減額された金額は 1 億 9,000 万円で交付予定額に対して 1.50%の減額となった。

また、一般指定野菜について、一部交付の認定の対象となった登録出荷団体等は、延べ 260 団体等であった。このうち延べ 100 団体等（構成比 39%）が一部減額交付となり、減額された金額は 600 万円で交付予定額に対して 0.52%の減額となった。（表 9）

表3 平均販売価額算定旬数

年 度	対象野菜区分	対象出荷期間の延べ旬(月)数	内 訳			
			平均販売価額が保証基準額以上であった旬月数	平均販売価額が保証基準額を下回った旬月数	(参 考) 左のうち平均販売価額が最低基準額をも下回った旬月数	出荷実績が無く、平均販売価額の算定も無かった旬月数
平成 19年度	さといも、たまねぎ及びびばれいしょ以外の指定野菜	4,649 (100.0%)	2,680 (57.6%)	1,300 (28.0%)	148 (3.2%)	669 (14.4%)
	さといも、たまねぎ及びびばれいしょ	138 (100.0%)	73 (52.9%)	28 (20.3%)	0 (0.0%)	37 (26.8%)
	計	4,787 (100.0%)	2,753 (57.5%)	1,328 (27.7%)	148 (3.1%)	706 (14.7%)
平成 18年度	さといも、たまねぎ及びびばれいしょ以外の指定野菜	4,646 (100.0%)	2,348 (50.5%)	1,604 (34.5%)	222 (4.8%)	694 (14.9%)
	さといも、たまねぎ及びびばれいしょ	139 (100.0%)	94 (67.6%)	10 (7.2%)	0 (0.0%)	35 (25.2%)
	計	4,785 (100.0%)	2,442 (51.0%)	1,614 (33.7%)	222 (4.6%)	729 (15.2%)

注：さといも、たまねぎ及びびばれいしょは、月数。その他の品目は旬数。



表4 価格差補給交付金等交付額及び交付率の推移

(単位：千円、%)

年度	区分	価格差補給交付金等交付額	交付率
昭和	51年度	2,231,282	8.7
〃	52年度	10,746,613	31.4
〃	53年度	20,479,139	40.4
〃	54年度	14,128,250	23.4
〃	55年度	7,255,577	11.0
〃	56年度	12,913,990	17.5
〃	57年度	16,081,755	20.5
〃	58年度	4,391,659	5.4
〃	59年度	17,293,106	20.2
〃	60年度	19,386,921	21.6
〃	61年度	25,897,995	29.3
〃	62年度	12,669,217	14.3
〃	63年度	7,995,175	9.5
平成	元年度	5,776,084	6.9
〃	2年度	2,561,168	3.0
〃	3年度	3,698,177	4.3
〃	4年度	14,900,451	17.4
〃	5年度	5,309,363	6.1
〃	6年度	5,259,868	6.1
〃	7年度	6,435,671	7.3
〃	8年度	14,454,904	15.5
〃	9年度	11,314,439	12.1
〃	10年度	10,369,189	10.8
〃	11年度	14,846,795	15.1
〃	12年度	16,639,939	16.9
〃	13年度	26,594,382	27.0
〃	14年度	14,792,407	14.8
〃	15年度	19,294,788	18.5
〃	16年度	13,202,399	12.5
〃	17年度	20,329,611	18.9
〃	18年度	20,583,137	19.2
〃	19年度	16,127,952	15.5
昭和51～平成19年度平均交付率			15.7

図7 価格差補給交付金等の指定野菜別割合

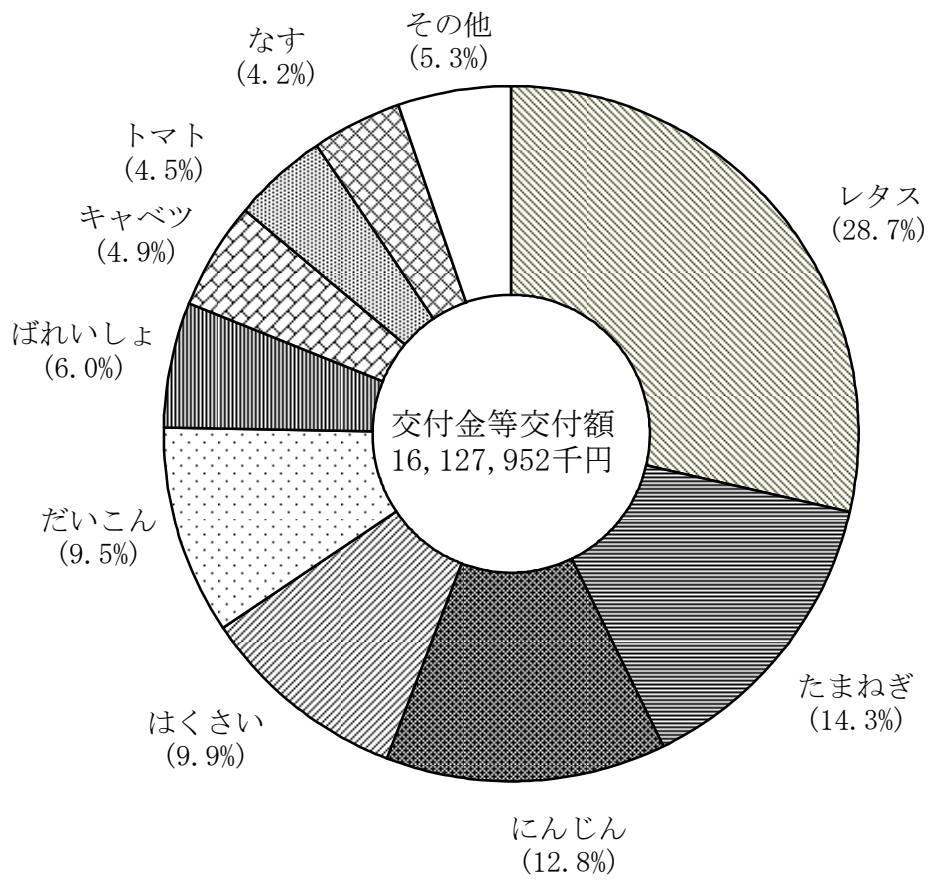


表5 指定野菜別の価格差補給交付金等交付額

(単位：千円、%)

指 定 野 菜	価格差補給交付金等交付額			造成額に対 する交付率
	一 般	特 別	計	
キ ャ ベ ツ	753,482	33,542	787,024	6.5
き ゆ う り	282,050	1,961	284,011	2.3
さ と い も	3,488	0	3,488	0.9
だ い こ ん	1,468,188	67,610	1,535,798	24.5
た ま ね ぎ	2,162,079	137,551	2,299,630	20.3
ト マ ト	718,282	13,410	731,692	5.4
な す	676,686	139	676,825	10.2
に ん じ ん	2,071,795	0	2,071,795	28.0
ね ぎ	112,415	1,210	113,625	3.0
は く さ い	1,578,607	17,529	1,596,136	37.5
ば れ い し ょ	960,612	0	960,612	26.7
ピ ー マ ン	282,585	0	282,585	5.7
ほうれんそう	163,451	0	163,451	6.0
レ タ ス	4,468,458	152,822	4,621,280	31.7
合 計	15,702,178	425,774	16,127,952	15.5

表6 種別（対象出荷期間）別の価格差補給交付金等交付額

対象野菜	種別	対象出荷期間	交付金等交付額 (千円)	交付率 (%)
キャベツ	春	4.1~5.15	5,096	0.3
		5.16~6.30	17,603	1.7
		小計	22,699	0.8
	夏秋	7.1~10.31	147,966	3.5
		11.1~12.31	46,653	3.4
冬	1.1~3.31	569,706	15.6	
	小計	616,359	12.2	
計			787,024	6.5
きゅうり	夏秋	7.1~9.30	7,853	0.2
		10.1~11.30	2,495	0.2
		小計	10,348	0.2
	冬春	11.21~2.29	258,274	6.5
		3.1~4.30	31	0.0
小計	5.1~6.30	15,358	1.0	
	小計	273,663	3.5	
計			284,011	2.3
さといも	秋冬	8.1~9.30	0	0.0
		10.1~12.31	453	0.2
		1.1~3.31	3,035	3.0
		6.1~7.31	0	0.0
計			3,488	0.9
だいこん	春	4.1~6.30	211,648	20.8
	夏	7.1~9.30	308,045	23.8
	秋冬	10.1~12.31	47,666	3.3
		1.1~3.31	968,439	38.5
小計		1,016,105	25.6	
計			1,535,798	24.5
たまねぎ	即売	8.1~4.30	907,492	15.6
		4.1~4.30	549,959	77.9
		5.1~6.30	751,722	34.5
		小計	2,209,173	25.4
	貯蔵	7.1~10.31	90,457	3.7
計			2,299,630	20.3
トマ	(ミニ)	7.1~9.30	22,108	0.5
		7.1~9.30	405	0.1
		小計	22,513	0.5
	(ミニ)	10.1~11.30	18	0.0
		10.1~11.30	0	0.0
		小計	18	0.0
	(ミニ)	12.1~2.29	182,311	11.2
		12.1~2.29	228,226	24.3
		小計	410,537	16.0
	(ミニ)	3.1~4.30	737	0.1
3.1~4.30		47,409	5.5	
小計		48,146	2.3	
(ミニ)	5.1~6.30	92,352	4.6	
	5.1~6.30	158,126	27.3	
	小計	250,478	9.6	
計			731,692	5.4
なす	夏秋	7.1~9.30	130,719	8.8
		10.1~11.30	188,677	53.5
		小計	319,396	17.4
	冬春	12.1~2.29	93,599	6.5
		3.1~4.30	77,885	4.7
小計	5.1~6.30	185,945	11.1	
	小計	357,429	7.5	
計			676,825	10.2
にんじん	春夏	4.1~5.31	750,104	36.4
		6.1~7.31	433,850	42.6
		小計	1,183,954	38.4
	秋	8.1~10.31	735,952	43.0
		11.1~12.31	54,014	5.5
		11.1~12.31	1,381	1.9
	冬	11.1~12.31	22,470	11.3
		小計	77,865	6.3
		1.1~3.31	50,093	4.5
	(金時) (除金時)	1.1~3.31	464	3.8
1.1~3.31		23,467	10.1	
小計		74,024	5.5	
計			2,071,795	28.0

対象野菜	種別	対象出荷期間	交付金等交付額 (千円)	交付率 (%)	
ねぎ	春	4.1~6.30	27,560	4.7	
		7.1~9.30	16,779	2.5	
		7.1~9.30	13,134	6.8	
	(白) (青)	夏	7.1~9.30	21,820	21.1
			小計	51,733	5.3
		(調製) (白) (青)	秋冬	10.1~12.31	374
	10.1~12.31			0	0.0
	10.1~12.31			0	0.0
	(調製) (白) (青)	秋冬	10.1~12.31	0	0.0
			1.1~3.31	374	0.0
1.1~3.31			12,089	6.2	
(調製) (白) (青)	秋冬	1.1~3.31	0	0.0	
		1.1~3.31	0	0.0	
		1.1~3.31	21,869	18.4	
小計	計	小計	33,958	3.8	
		計	113,625	3.0	
		計	113,625	3.0	
はくさい	春	4.1~6.30	156,714	26.6	
		7.1~10.15	864,132	48.9	
	秋冬	10.1~10.31	22	0.0	
		11.1~12.31	4,862	0.8	
		1.1~3.31	570,406	45.9	
		小計	575,290	30.2	
計			1,596,136	37.5	
ばれいしょ	即売	4.1~6.30	787,983	49.5	
		7.1~9.30	76,461	26.1	
		10.1~3.31	96,055	5.7	
	1.1~3.31	113	0.4		
計			960,612	26.7	
ピーマン	夏秋	6.1~7.31	11,898	3.1	
		8.1~10.31	30,269	3.4	
		小計	42,167	3.3	
	冬春	11.1~12.31	6,604	0.9	
		1.1~3.31	73,765	4.1	
小計	4.1~5.31	147,258	14.1		
	6.1~6.15	12,791	14.5		
計			240,418	6.5	
計			282,585	5.7	
ほうれんそう	即売	7.1~9.30	14,558	1.6	
		10.1~12.31	40,172	5.4	
		1.1~3.31	102,252	15.7	
		4.1~6.30	6,469	1.6	
計			163,451	6.0	
レタス (非結球)	春	4.1~5.31	37,902	2.0	
		4.1~5.31	0	0.0	
		小計	37,902	1.7	
	夏秋	6.1~7.31	190,668	12.6	
		6.1~7.31	23,170	16.3	
		小計	213,838	12.9	
	冬	8.1~10.31	536,136	21.9	
		8.1~10.31	62,621	22.4	
		小計	598,757	22.0	
	(非結球)	冬	10.16~10.31	11,206	7.7
10.16~10.31			2,513	26.6	
小計			13,719	8.8	
(非結球)	冬	11.1~11.30	251,356	26.7	
		11.1~11.30	21,639	16.0	
		小計	272,995	25.3	
(非結球)	冬	12.1~2.29	2,550,102	56.1	
		12.1~2.29	375,376	68.4	
		小計	2,925,478	57.5	
(非結球)	冬	3.1~3.31	459,639	31.8	
		3.1~3.31	98,952	53.0	
		小計	558,591	34.2	
計			4,621,280	31.7	
総計			16,127,952	15.5	

表7 登録出荷団体等別の価格差補給交付金等交付額

(単位：千円、%)

登録出荷団体等	交付金等交付額	交付率	登録出荷団体等	交付金等交付額	交付率
ホクレン	1,601,598	17.6	全農三重県本部	18,717	7.5
北海道青果商協	299,047	28.5	全農滋賀県本部	2,457	5.0
(北海道計)	1,900,645	18.7	全農京都府本部	13,708	13.2
全農青森県本部	289,625	15.4	全農大阪府本部	55,010	7.5
全農岩手県本部	54,713	2.2	泉州玉葱商協	310	5.3
全農宮城県本部	3,137	1.2	(大阪府計)	55,320	7.5
全農秋田県本部	631	0.1	全農兵庫県本部	1,281,817	22.1
全農山形県本部	1,028	0.4	淡路玉葱商協	-	-
全農山形庄内統括事務所	117	0.3	(兵庫県計)	1,281,817	22.1
(山形県計)	1,145	0.4	奈良県農協	54,354	15.9
全農福島県本部	15,026	0.6	和歌山県農協連	133,743	18.1
全農茨城県本部	897,357	19.8	和歌山県玉葱商協	4,031	12.6
全農栃木県本部	122,887	9.8	(和歌山県計)	137,774	17.9
栃木県開拓農協	82	0.1	全農鳥取県本部	38,418	4.0
(栃木県計)	122,969	9.0	全農島根県本部	3,142	4.2
全農群馬県本部	221,821	4.7	全農岡山県本部	85,462	7.2
全農埼玉県本部	42,701	3.9	全農広島県本部	8,572	3.0
全農千葉県本部	717,450	9.5	全農山口県本部	25,855	7.7
丸朝園芸農協	7,733	3.7	全農徳島県本部	1,328,610	32.7
(千葉県計)	725,183	9.3	香川県農協	985,080	27.2
全農神奈川県本部	382,178	12.8	愛媛県農協連	89,537	6.5
全農新潟県本部	26,639	6.6	高知県園芸連	271,172	6.6
全農富山県本部	555	0.4	全農福岡県本部	337,361	14.6
全農石川県本部	9,643	3.6	佐賀県農協	819,004	34.1
福井県経済連	442	0.3	全農長崎県本部	1,339,754	43.3
全農山梨県本部	50,411	11.2	熊本県経済連	735,139	11.4
全農長野県本部	1,617,659	22.1	全農大分県本部	12,183	2.1
全農岐阜県本部	126,101	5.5	宮崎県経済連	297,288	5.3
静岡県経済連	724,926	44.6	鹿児島県経済連	119,410	9.8
遠州中央農協	427	0.3	沖縄県農協	48,703	37.1
(静岡県計)	725,353	40.5	登録生産者計	34,369	17.4
愛知県経済連	770,812	16.0	総計	16,127,952	15.5

表8 特別補給交付金等の交付状況

重要野菜

対象野菜	対象出荷期間	登録出荷団体等			特別補給 交付金等 (千円)
		計画出荷のAランク 認定された延べ団体 数 (A)	左のうち特別補給交 付金等が交付された もの (B)	B/A (%)	
春キャベツ	4～5/15月	8	2	25	283
	5/16～6月	6	1	17	19
夏秋キャベツ	7～10月	18	3	17	1,485
冬キャベツ	11～12月	7	3	43	1,701
	1～3月	22	8	36	30,054
秋冬だいこん	10～12月	22	1	5	133
	1～3月	22	10	45	67,477
たまねぎ	4月	4	1	25	36,968
	5～6月	15	4	27	5,706
	7～10月	12	4	33	4,136
	11～3月	0	0	0	0
	8～4月	3	2	67	90,741
秋冬はくさい	10月	0	0	0	0
	11～12月	2	1	50	7
	1～3月	18	6	33	17,522
計	a	159	46	29	256,232
前年度	b	142	32	23	139,099
対前年度	a/b	1.1	1.4	—	1.8

## 調整野菜及び一般指定野菜

対象野菜	対象出荷期間	登録出荷団体等				特別補給 交付金等 (千円)
		特別補給交付金等 の申込がされたもの	左のうち計画出荷 のAランク認定さ れた延べ団体数 (A)	左のうち特別補給 交付金等が交付さ れたもの (B)	B/A (%)	
冬春きゅうり	11/21～2月	9	7	2	29	1,961
	3～4月	17	9	0	0	0
秋冬さといも	10～12月	12	4	0	0	0
	1～3月	11	3	0	0	0
冬春トマト	12～2月	10	6	1	17	34
	3～4月	16	9	0	0	0
(ミニ)	12～2月	13	10	3	30	11,034
	3～4月	13	7	4	57	2,342
冬春なす	12～2月	3	1	0	0	0
	3～4月	6	4	1	25	139
冬にんじん	11～12月	16	9	0	0	0
	1～3月	9	6	0	0	0
秋冬ねぎ	10～12月	20	12	0	0	0
	1～3月	13	7	2	29	1,210
ばれいしょ	10～3月	2	0	0	0	0
	(即売) 1～3月	1	0	0	0	0
冬春ピーマン	11～12月	2	1	0	0	0
	1～3月	1	1	0	0	0
ほうれんそう	10～12月	15	7	0	0	0
	1～3月	12	8	0	0	0
冬レタス	10/16～10/31	14	5	1	20	35
	11月	26	8	2	25	38
	12～2月	27	20	9	45	136,066
	3月	24	15	5	33	11,958
	(非結球) 10/16～10/31	3	1	1	100	63
	11月	7	1	0	0	0
	12～2月	10	4	2	50	4,552
	3月	9	3	1	33	110
計		321	168	34	20	169,542

表9 一般補給交付金等の一部交付の状況

## 重要野菜及び調整野菜

(単位：団体、千円、%)

認定区分	登録出荷団体等		当該登録出荷団体等の一般補給交付金等					③/①		
	延べ 団体等数	構成比	交付予定額 ①	不交付額 ②			交付額 ①-②			
				計画出荷の 認定に係る もの ③	辞退に係る もの ④	計 ②				
A	457 (159)	60 (61)	11,348,639 (4,210,646)	— (—)	13,376 (751)	13,376 (751)	11,335,263 (4,209,895)	— (—)		
B	132 (37)	18 (14)	1,028,873 (169,405)	102,908 (16,958)	524 (153)	103,432 (17,111)	925,441 (152,294)	10.00 (10.01)		
C	63 (21)	8 (8)	181,825 (46,777)	36,395 (9,367)	15 (0)	36,410 (9,367)	145,415 (37,410)	20.02 (20.02)		
D	43 (15)	299 (102)	6 (6)	40 (39)	110,151 (14,837)	33,067 (4,459)	67 (51)	33,134 (4,510)	77,017 (10,327)	30.02 (30.05)
E	24 (10)	3 (4)	11,413 (6,584)	4,576 (2,639)	80 (80)	4,656 (2,719)	6,757 (3,865)	40.09 (40.08)		
F	37 (19)	5 (7)	28,532 (16,066)	14,278 (8,040)	11 (0)	14,289 (8,040)	14,243 (8,026)	50.04 (50.04)		
計(A)	756 (261)	100 (100)	12,709,433 (4,464,315)	191,224 (41,463)	14,073 (1,035)	205,297 (42,498)	12,504,136 (4,421,817)	1.50 (0.93)		
前年度(B)	750 (244)	100 (100)	16,566,888 (6,687,110)	307,242 (167,331)	28,151 (3,994)	335,393 (171,325)	16,231,495 (6,515,785)	1.85 (2.50)		
対前年度比 (A)/(B)	1.0 (1.1)		0.8 (0.7)	0.6 (0.2)	0.5 (0.3)	0.6 (0.2)	0.8 (0.7)	0.8 (0.4)		

注) ( ) は、重要野菜で内数。

## 一般指定野菜

(単位：団体、千円、%)

認定区分	登録出荷団体等		当該登録出荷団体等の一般補給交付金等					③/①
	延べ 団体等数	構成比	交付予定額 ①	不交付額 ②			交付額 ①-②	
				計画出荷の 認定に係る もの ③	辞退に係る もの ④	計 ②		
a	160	61	1,126,852	—	1263	1,263	1,125,589	—
b	69	26	92,648	4,666	308	4,974	87,674	5.04
c	20	8	16,409	1,650	2	1,652	14,757	10.06
d	2	1	53	8	0	8	45	15.09
e	5	2	492	100	0	100	392	20.33
f	4	2	135	36	23	59	76	26.67
計	260	100	1,236,589	6,460	1,596	8,056	1,228,533	0.52



#### 4 野菜生産出荷安定資金の収支

指定野菜価格安定対策事業に係る資金のうち、登録出荷団体等からの負担金を管理している指定業務資金、道府県野菜価格安定法人からの納付金（原資は道府県補助金）を管理している指定助成業務資金及び国からの補助金を管理している指定共通業務資金の収支の状況を年度事業単位で見ると（表10）、前年度事業末資金残高 868 億 8,000 万円から 19 年度事業の予約数量減に伴う指定特別業務資金への積立 8 億 2,000 万円、負担金の返戻 3 億 2,000 万円をそれぞれ取り崩し、新たに 19 年度事業を開始するに当たり必要とされる資金として指定特別業務資金からの繰入額 23 億 3,000 万円、指定特別資金からの繰入額 102 億 1,000 万円、登録出荷団体等からの負担金 36 億 8,000 万円、道府県野菜価格安定法人からの納付金 33 億 1,000 万円をそれぞれ造成し、国庫債務負担行為 11 億 2,000 万円を減額して、資金造成総額は 1,041 億 5,000 万円（国庫・道府県債務負担行為 333 億 7,000 万円含む。）となったが、本年度事業の価格差補給交付金等の交付額は 161 億 3,000 万円となり、差引き 19 年度事業終了時点の資金残高は 880 億 2,000 万円となった。

表10 野菜生産出荷安定資金の収支

参考

(単位：円)

区分	資金区分			計	指定特別資金	指定特別業務資金	計
	指定業務資金	指定助成業務資金	指定共通業務資金				
平成18年度事業末資金残高	16,618,170,000	16,617,252,000	53,645,272,000	86,880,694,000	0	16,070,412,617	16,070,412,617
各資金から指定特別業務資金へ 積み立てる額	△250,002,000	△567,171,500		△817,173,500	—	817,173,500	817,173,500
負担金等払戻金	△316,649,000			△316,649,000	—	—	—
平成19年度事業資金造成額	3,970,715,000	3,969,442,500	10,465,764,000	18,405,921,500	—	—	—
内 職	負担金	3,675,836,500	—	—	3,675,836,500	—	—
	補助金及び納付金	—	3,313,219,500	0	3,313,219,500	10,207,000,000	—
	指定特別業務資金から他の資金 へ繰入れる額	294,878,500	656,223,000	1,381,037,000	2,332,138,500	—	△2,332,138,500
	指定特別資金から他の資金へ 繰入れる額	—	—	10,207,000,000	10,207,000,000	△10,207,000,000	—
	国庫債務負担行為額	—	—	△1,122,273,000	△1,122,273,000	—	—
平成19年度事業資金造成総額	20,022,234,000	20,019,523,000	64,111,036,000	104,152,793,000	—	—	—
平成19年度事業に係る交付金	△3,104,828,000	△3,103,191,000	△9,919,933,000	△16,127,952,000	—	—	—
利益相当額から受入	—	—	—	0	—	575,849,053	575,849,053
指定特別業務資金の払戻金						△58,803,500	△58,803,500
過年度返還金の受入						1,955,000	1,955,000
指定特別業務資金から契約指定特別業務資金へ繰入れる額						△788,000	△788,000
契約指定特別業務資金から指定特別業務資金へ繰入れる額	—	—	—	0	—	0	0
平成19年度事業末資金残高	16,917,406,000	16,916,332,000	54,191,103,000	88,024,841,000	0	15,073,660,170	15,073,660,170

※1資金造成総額計104,152,793,000円には下欄の債務負担行為額33,372,141,000円を含む。

国庫債務負担行為額
債務負担額
32,055,518,000

道府県債務負担行為額	
導入した道府県	債務負担額
北海道	468,715,000
青森県	83,824,000
福島県	114,084,000
長野県	350,000,000
熊本県	300,000,000
計	1,316,623,000

### Ⅲ 契約指定野菜安定供給事業に関する業務

#### 1 制度の改正

##### (1) 事業内容の変更

###### ア 業務対象年間の短縮

すべての業務区分について業務対象年間を短縮し、平成 19 年度を初年度とする新たな業務対象年間を設定し、改めて価格差補給交付金等の交付に関する予約申込みを受けて事業を実施した。

###### イ 業務対象者の拡大（8 月申込期限の業務区分から対象）

従来、産地と最終実需者との契約取引を対象としてきたが、新たに産地と納入業者との契約も対象とした。

###### ウ 簡易処理した野菜の対象化（8 月申込期限の業務区分から対象）

従来、皮むき、ふたつ割等の簡易な処理を行った野菜は制度の対象外としたが、これらも制度対象とした。

###### エ 補てん条件の見直し（8 月申込期限の業務区分から対象）

（数量確保タイプ）

購入限度額（150%→150～400%）、交付予約数量（契約数量 30%→50%）、仕向先変更の補てん率（50%→70%）の見直しを行った。

###### オ 取引設定期間の見直し（8 月申込期限の業務区分から対象）

（価格低落タイプ）

従来の「取引価格設定期間の上限の 10 日以内」にただし書きを設け、期間延長（1 ヶ月以内）も出来ることとした。

#### 2 交付予約数量及び資金造成額

平成 19 年度の交付予約数量は、9 登録出荷団体等、29 業務区分の 9,997.4 トンとなった。

事業タイプ別でみると、価格低落タイプが 696 トン、出荷調整タイプが 3,920 トン、数量確保タイプが 4,381.4 トンであり種別別でみると、冬キャベツ、冬春きゅうり、たまねぎ、冬春なす、ばれいしょ、冬春ピーマン、夏秋レタス〔結球・非結球〕、冬レタス〔結球〕、夏だいこん、秋にんじん、夏秋キャベツ、夏はくさいであった。

道府県別では、北海道、青森県、長野県、愛知県、三重県、高知県、熊本県及び宮崎県の 8 県であった。

資金造成額は、1 億 8,149 万 8,000 円となった。内訳は、価格低落タイプが 1 億 2,115 万円、出荷調整タイプが 4,713 万 6,000 円、数量確保タイプが 1,321 万 2,000 円であった。

#### 3 生産者補給交付金等の交付状況

19 年度事業における価格差補給交付金等の交付総額は 842 万 8,000 円であった。

高知県の冬春ピーマン、冬春きゅうり、冬春なす、長野県の夏秋レタス〔結球〕、夏はくさい、青森県の夏だいこん、秋にんじんの価格低落タイプで生産者補給交付金等の交付を行った。

表11 平成19年度契約指定野菜安定供給事業に係る交付予約数量及び資金造成額

①事業タイプ別

(単位：t、千円)

	交付予約数量	資金造成額
価格低落タイプ	1,696.0	121,150
出荷調整タイプ	3,920.0	47,136
数量確保タイプ	4,381.4	13,212
合計	9,997.4	181,498

②種別別

(単位：t、千円)

	交付予約数量	資金造成額
冬キャベツ (11～3月)	126.0	2,948
夏秋キャベツ (7～10月)	120.0	1,862
冬春きゅうり (11/21～6月)	469.0	41,302
夏だいこん (7～9月)	30.0	909
夏はくさい (7～9月)	134.0	3,789
たまねぎ (8～6月)	7,820.0	46,476
秋にんじん (8～10月)	90.0	3,623
冬春なす (12～6月)	377.0	41,252
ばれいしょ (10～3月)	83.0	1,250
冬春ピーマン (1～5月)	30.0	3,483
夏秋レタス(結球) (6～10月)	656.0	30,392
冬レタス (12～3月)	62.4	4,212
合計	9,997.4	181,498

③都道府県別

(単位：t、千円)

	交付予約数量	資金造成額
北海道	7,803.0	46,524
青森県	120.0	4,532
長野県	910.0	36,043
愛知県	127.0	1,672
三重県	72.0	1,749
高知県	876.0	86,037
熊本県	27.0	729
宮崎県	62.4	4,212
合計	9,997.4	181,498

表12 平成19年度交付金交付額

①事業タイプ別

(単位：千円)

	交付金交付額	備考
価格低落タイプ	8,428	
出荷調整タイプ	0	
数量確保タイプ	0	
合計	8,428	

②種別別

(単位：千円)

		交付金交付額	備考
冬春きゅうり	(11/21～6月)	1,203	
夏だいこん	(7～9月)	273	
夏はくさい	(7～9月)	1,726	
秋にんじん	(8～10月)	265	
冬春なす	(12～6月)	1,715	
冬春ピーマン	(1～5月)	71	
夏秋レタス(結球)	(6～10月)	3,175	
合計		8,428	

③都道府県別

(単位：千円)

	交付金交付額	備考
北海道	0	
青森県	538	
長野県	4,901	
高知県	2,989	
合計	8,428	

#### IV 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に関する業務

##### 1 特定野菜事業

###### (1) 交付予約数量及び準備金総額

平成 19 年度の交付予約数量は、品目間で増減はあるものの全体では前年度より約 1 万トン減少して 30 万 5 千トン（対前年度比 97.0%）となった。

準備金総額は、前年度に比べ 9 千 6 百万円減少して 183 億円（同 95.0%）となった。

このうち国庫負担限度額は、61 億円（同 95.0%）となった（表 13）。

交付予約数量が前年度と比べ増加した品目は、ブロッコリー（884 トン増）、ごぼう（337 トン増）、グリーンピース（171 トン増）等で、減少した品目はすいか（3,622 トン減）、やまのいも（2,393 トン減）、セルリー（722 トン減）等であった。

野菜価格安定法人別には、新潟県（1,470 トン増）、香川県（252 トン増）、和歌山県（190 トン増）等で増加し、熊本県（2,631 トン減）、青森県（1,571 トン減）、石川県（1,115 トン減）等で減少した。

###### (2) 価格差補給交付金及び助成金の交付

平成 19 年度の価格差補給交付金は、対象野菜のうち、しょうが、わけぎを除く種別について交付があり、その交付額は、前年度より 10 億 7 千万円減の 14 億 6 千万円（交付率 8.0%）となった。このうち、機構から野菜価格安定法人に対して交付した価格差補給助成金は、4 億 9 千万円（対前年度比 57.8%）であった（表 12）。

価格差補給交付金の交付が多かった品目は、アスパラガス（交付額 374,385 千円）が最も多く次いでやまのいも（同 228,367 千円）、ごぼう（同 194,449 千円）の順であった（表 14）。また、野菜価格安定法人別には、青森県（交付額 219,119 千円）が最も多く、次いで長崎県（同 113,889 千円）、佐賀県（同 90,578 千円）の順であった（表 15）。

表 12 特定野菜事業総括表

（単位：トン、千円、%）

区 分	18 年度事業 (A)	19 年度事業 (B)	前年度事業との比較	
			対差(B)－(A)	対比(B)／(A)
野菜価格安定法人数	47	47	0	100.0
業 務 区 分 数	1,322	1,320	△2	99.8
交 付 予 約 数 量	314,886.7	305,349.7	△9,537	97.0
準 備 金 総 額 (交付予約数量×資金 造成単価)	19,219,157	18,254,364	△964,793	95.0
国 庫 負 担 限 度 額	6,406,385	6,084,787	△321,598	95.0
価 格 差 補 給 交 付 金	2,530,538	1,463,024	△1,067,514	57.8
価 格 差 補 給 助 成 金	843,512	487,674	△355,838	57.8

## 2 指定野菜事業

### (1) 交付予約数量及び準備金総額

平成 19 年度の交付予約数量は、種別間で増減はあるものの全体では前年度より約 3 百トン増加して 10 万 3 千トン（対前年度比 100.3%）となった。

準備金総額は、前年度に比べ 2 千 9 百万円減少して 48 億 6 千万円（同 99.4%）となった。このうち国庫負担限度額は、24 億 4 千万円（同 99.4%）となった（表 13）。

交付予約数量が前年度に比べ増加した種別は、春夏にんじん（509 トン増）、冬春トマト（454 トン増）、春だいこん（414 トン増）等で、減少した種別は、冬キャベツ（585 トン減）、春キャベツ（349 トン減）、秋冬だいこん（268 トン減）等であった。

野菜価格安定法人別には、広島県（959 トン増）、熊本県（601 トン増）、茨城県（589 トン増）等で増加し、東京都（1,185 トン減）、富山県（349 トン減）、鳥取県（302 トン減）等で減少した。

### (2) 価格差補給交付金及び助成金の交付

平成 19 年度の価格差補給交付金は、事業実施品目のうち、ばれいしょを除く 29 品目に対し交付が行われ、その交付額は、前年度より 2 億 8 千万円減の 6 億 2 千万円（交付率 12.8%）であった。このうち、機構から野菜価格安定法人に対して交付した価格差補給助成金は 3 億 1 千万円（対前年度比 69.0%）であった（表 13）。

価格差補給交付金の交付額が多かった種別は、冬春トマト（交付額 53,825 千円）が最も多く、次いで春キャベツ（同 49,926 千円）、夏秋ピーマン（同 46,941 千円）の順となった（表 16）。野菜価格安定法人別にみると、長崎県（交付額 85,200 千円）が最も多く、次いで徳島県（同 57,655 千円）、青森県（同 55,630 千円）の順となった（表 17）。

表 13 指定野菜事業総括表

（単位：トン、千円、%）

区 分	18 年度事業 (A)	19 年度事業 (B)	前年度事業との比較	
			対差(B)－(A)	対比(B)／(A)
野菜価格安定法人数	39	39	0	100.0
業 務 区 分 数	719	724	5	100.7
交 付 予 約 数 量	102,748.7	103,070.5	321.8	100.3
準 備 金 総 額 (交付予約数量×資金 造成単価)	4,888,215	4,859,323	△28,892	99.4
国 庫 負 担 限 度 額	2,453,332	2,437,977	△15,355	99.4
価 格 差 補 給 交 付 金	902,632	622,992	△279,640	69.0
価 格 差 補 給 助 成 金	451,898	311,792	△140,106	69.0

表15 平成19年度対象特定野菜等別事業実施状況（特定野菜事業）

(単位：トン、円、%)

対象特定 野菜等	業務 区分数	交付予約数量	準備金総額	国庫負担限度額	価格差補給 交付金等 交付額	うち 価格差補給 助成金交付額	交付金 交付率
アスパラガス	109	10,036.0	1,950,230,010	650,076,609	374,385,236	124,795,033	19.2
いちご	55	7,702.0	1,284,232,960	428,077,630	42,379,330	14,126,436	3.3
えだまめ	16	2,607.0	274,633,150	91,544,375	1,824,137	608,042	0.7
オクラ	17	1,813.0	189,695,540	63,231,845	1,387,747	462,581	0.7
かぶ	13	2,184.0	45,719,280	15,239,758	6,964,400	2,321,465	15.2
かぼちゃ	57	11,431.0	284,439,810	94,813,247	3,097,601	1,032,528	1.1
カリフラワー	18	2,555.0	91,417,600	30,472,527	10,837,485	3,612,490	11.9
かんしょ	61	24,335.0	852,016,740	284,005,561	50,267,643	16,755,865	5.9
グリーンピース	20	666.0	83,957,650	27,985,878	24,804	8,268	0.0
ごぼう	49	13,535.0	548,666,170	182,888,707	194,448,814	64,816,249	35.4
こまつな	12	1,440.0	88,140,460	29,380,150	3,973,378	1,324,457	4.5
さやいんげん	13	2,726.0	229,899,170	76,633,053	956,148	318,712	0.4
さやえんどう	26	882.0	101,007,120	33,669,033	188,989	62,996	0.2
しゅんぎく	54	4,782.0	363,735,150	121,245,036	29,750,079	9,916,678	8.2
しょうが	60	5,107.0	363,427,610	121,142,524	0	0	0.0
すいか	54	64,118.0	1,885,677,925	628,559,271	56,096,422	18,698,792	3.0
スイートコーン	36	8,472.0	302,411,520	100,803,829	763,980	254,657	0.3
セルリー	33	18,044.0	689,503,140	229,834,371	10,792,108	3,597,366	1.6
そらまめ	17	3,050.0	200,451,540	66,817,175	4,344,642	1,448,209	2.2
ちんげんさい	16	1,796.0	95,078,700	31,692,897	22,948,787	7,649,593	24.1
生しいたけ	54	1,056.0	228,720,409	76,240,116	5,272,583	1,757,518	2.3
にら	110	23,117.0	1,629,351,290	543,117,053	22,013,228	7,337,717	1.4
にんにく	41	4,696.0	452,963,870	150,987,934	459,406	153,133	0.1
ふき	8	2,825.0	171,153,250	57,051,080	6,944,284	2,314,759	4.1
ブロッコリー	125	22,705.0	1,444,175,940	481,391,916	149,145,689	49,715,184	10.3
みつば	52	4,933.0	552,083,800	184,027,912	159,529,698	53,176,541	28.9
メロン	31	3,136.0	229,190,900	76,396,947	1,501,952	500,647	0.7
やまのいも	90	35,896.7	1,940,485,136	646,828,314	228,367,088	76,122,318	11.8
れんこん	20	9,863.0	688,257,660	229,419,211	2,454,218	818,072	0.4
ししとうがらし	15	2,325.0	461,267,050	153,755,683	13,031,628	4,343,875	2.8
にがうり	16	3,128.0	188,316,540	62,772,176	5,493,970	1,831,320	2.9
わけぎ	8	1,748.0	132,070,040	44,023,344	0	0	0.0
らっきょう	14	2,640.0	211,986,650	70,662,213	53,378,658	17,792,879	25.2
計	1,320	305,349.7	18,254,363,780	6,084,787,375	1,463,024,132	487,674,380	8.0



表16 平成19年度都道府県別事業実施状況（特定野菜事業）

(単位：トン、円、%)

法人名	業務 区分数	交付予約数量	準備金総額	国庫負担限度額	価格差補給	うち	交付金
					交付金等 交付額	価格差補給 助成金交付額	
北海道	26	9,835.0	255,745,650	85,248,543	39,865,671	13,288,556	15.6
青森	81	39,519.0	1,998,169,780	666,056,514	219,119,434	73,039,764	11.0
岩手	36	3,183.0	223,855,040	74,618,331	20,323,108	6,774,361	9.1
宮城	2	200.0	16,330,000	5,443,333	2,381,604	793,867	14.6
秋田	18	13,211.0	603,210,760	201,070,243	45,255,795	15,085,260	7.5
山形	4	604.0	31,280,250	10,426,748	1,797,600	599,197	5.7
福島	63	10,287.0	911,455,030	303,818,323	57,311,950	19,103,977	6.3
茨城	42	16,502.5	904,051,450	301,350,464	47,870,370	15,956,777	5.3
栃木	13	7,680.0	485,134,390	161,711,453	28,687,661	9,562,543	5.9
群馬	45	9,093.0	589,021,220	196,340,385	76,986,200	25,662,050	13.1
埼玉	19	3,490.0	226,998,560	75,666,179	67,700,395	22,566,792	29.8
千葉	11	2,148.0	231,906,550	77,302,180	5,003,339	1,667,778	2.2
東京都	0	0.0	0	0	0	0	—
神奈川県	2	260.0	17,021,600	5,673,866	1,315,058	438,352	7.7
山梨	4	76.0	5,560,260	1,853,418	2,252,178	750,724	40.5
長野	21	16,850.0	917,106,000	305,701,996	42,713,415	14,237,802	4.7
静岡	22	8,735.0	361,920,070	120,640,019	13,447,462	4,482,486	3.7
新潟	3	7,612.0	184,538,275	61,512,755	0	0	0.0
富山	2	300.0	6,297,000	2,099,000	6,296,999	2,098,999	100.0
石川	18	14,786.0	434,899,980	144,966,641	28,870,064	9,623,349	6.6
福井	9	3,781.0	112,195,380	37,398,457	6,066,475	2,022,157	5.4
岐阜	3	602.0	19,251,740	6,417,246	0	0	0.0
愛知	45	12,035.0	853,292,390	284,430,780	81,592,590	27,197,513	9.6
三重	10	1,962.0	162,678,410	54,226,134	970,609	323,535	0.6
滋賀	3	725.0	58,874,750	19,624,916	1,462,183	487,393	2.5
京都	8	166.7	15,274,886	5,091,628	222,493	74,164	1.5
大阪	13	1,641.0	91,131,200	30,377,064	7,185,049	2,395,014	7.9
兵庫県	15	2,030.0	144,164,750	48,054,912	15,940,980	5,313,658	11.1
奈良	8	509.5	81,721,399	27,240,464	31,301,237	10,433,744	38.3
和歌山	15	2,000.0	120,873,300	40,291,098	19,321,461	6,440,483	16.0
鳥取	28	4,701.0	377,578,840	125,859,599	48,119,798	16,039,924	12.7
島根	10	462.0	42,651,880	14,217,291	876,956	292,318	2.1
岡山	36	2,980.0	152,278,350	50,759,434	6,513,392	2,171,125	4.3
広島	24	2,517.0	291,400,950	97,133,639	10,107,913	3,369,300	3.5
山口	25	1,458.0	72,540,360	24,180,112	4,004,998	1,334,995	5.5
徳島	33	4,810.0	280,847,700	93,615,886	31,736,268	10,578,745	11.3
香川	68	6,241.0	637,539,470	212,513,140	23,371,335	7,790,438	3.7
愛媛	32	2,496.0	234,254,530	78,084,821	8,911,240	2,970,402	3.8
高知	79	13,512.0	1,271,821,180	423,940,383	15,745,335	5,248,442	1.2
福岡	38	3,000.0	217,837,150	72,612,368	22,276,505	7,425,493	10.2
佐賀	35	3,487.0	446,300,360	148,766,773	90,578,197	30,192,723	20.3
長崎	67	4,661.0	730,569,280	243,523,057	113,889,112	37,963,010	15.6
熊本	91	31,403.0	1,688,036,620	562,678,819	75,396,087	25,132,003	4.5
大分	45	4,349.0	322,639,100	107,546,346	58,726,567	19,575,503	18.2
宮崎	74	18,928.0	807,283,320	269,094,423	60,684,325	20,228,097	7.5
鹿児島	66	9,113.0	507,397,410	169,132,459	17,981,826	5,993,935	3.5
沖縄	8	1,408.0	109,427,210	36,475,735	2,842,898	947,632	2.6
計	1,320	305,349.7	18,254,363,780	6,084,787,375	1,463,024,132	487,674,380	8.0

表17 平成19年度対象特定野菜等別事業実施状況（指定野菜事業）

(単位：トン、円、%)

対象特定 野菜等	業 務 区分数	交付予約数量	準 備 金 総 額	国庫負担限度額	価格差補給	うち	交付金
					交付金等 交 付 額	価格差補給 助成金交付額	
春 キャベツ	45	10,803.8	224,039,454	112,061,674	49,926,458	24,970,664	22.3
夏秋 キャベツ	6	4,708.3	93,353,628	46,676,817	5,067,664	2,533,830	5.4
冬 キャベツ	33	7,796.0	132,652,710	66,329,792	42,679,963	21,340,193	32.2
夏秋 きゅうり	45	5,238.0	289,478,640	145,049,262	8,395,625	4,206,355	2.9
冬春 きゅうり	51	5,381.0	269,534,960	135,371,692	7,431,587	3,717,176	2.8
秋冬 さといも	5	50.0	2,171,110	1,085,555	90,737	45,368	4.2
春 だいこん	8	4,852.0	126,670,700	65,579,309	9,912,695	4,983,746	7.8
夏 だいこん	4	3,617.0	83,674,300	41,837,350	37,023,139	18,511,746	44.2
秋冬 だいこん	12	3,970.0	70,566,700	35,443,706	14,926,038	7,464,686	21.2
夏秋 トマト	40	4,364.0	318,986,010	160,287,102	21,983,417	11,004,229	6.9
冬春 トマト	56	5,531.0	333,271,290	166,662,887	53,824,801	26,916,457	16.2
夏秋 ミニトマト	19	1,165.0	163,210,110	81,605,055	1,600,098	800,049	1.0
冬春 ミニトマト	43	2,379.0	297,862,770	148,931,385	35,661,348	17,830,658	12.0
夏秋 なす	28	5,777.0	324,543,140	164,099,332	43,910,437	22,094,970	13.5
冬春 なす	30	1,625.0	119,022,390	59,511,195	7,415,372	3,707,677	6.2
春夏 にんじん	16	1,921.0	65,324,800	32,662,884	23,506,449	11,753,439	36.0
秋 にんじん	0	0.0	0	0	0	0	—
冬 にんじん	11	1,138.4	26,004,904	13,002,455	4,509,785	2,254,890	17.3
春 ねぎ	9	1,341.0	121,206,820	60,603,410	24,410,929	12,205,464	20.1
夏 ねぎ	19	2,273.0	230,810,170	115,421,088	17,380,662	8,691,811	7.5
秋冬 ねぎ	48	3,804.0	308,861,890	154,486,602	19,067,029	9,533,601	6.2
春 はくさい	5	1,720.0	37,191,700	18,595,850	6,230,165	3,115,081	16.8
夏 はくさい	5	795.0	14,545,950	7,272,975	4,430,652	2,215,325	30.5
秋冬 はくさい	30	5,080.0	75,739,000	37,875,533	26,032,678	13,016,337	34.4
夏秋 ピーマン	40	7,209.0	452,452,150	226,981,653	46,940,672	23,481,512	10.4
冬春 ピーマン	26	3,204.0	250,339,570	125,187,599	14,547,561	7,274,346	5.8
ほうれんそう	31	2,577.0	252,371,000	127,636,385	10,091,116	5,125,190	4.0
春 レタス	12	1,802.0	70,222,570	35,111,285	17,937,300	8,968,648	25.5
夏秋 レタス	0	0.0	0	0	0	0	—
冬 レタス	35	1,124.0	67,288,100	33,644,050	41,353,368	20,676,678	61.5
ばれいしょ	0	0.0	0	0	0	0	—
たまねぎ	12	1,825.0	37,926,130	18,963,065	26,704,374	13,352,184	70.4
計	724	103,070.5	4,859,322,666	2,437,976,947	622,992,119	311,792,310	12.8

表18 平成19年度都道府県別事業実施状況（指定野菜事業）

(単位：トン、円、%)

法人名	業務	交付予約数量	準備金総額	国庫負担限度額	価格差補給 交付金等 交付額	うち	交付金
	区分数					価格差補給 助成金交付額	
北海道	9	1,685.0	25,948,600	12,980,333	2,888,656	1,444,327	11.1
青森	21	6,065.0	218,361,600	109,180,800	55,629,977	27,814,984	25.5
岩手	11	1,897.0	123,687,160	61,843,580	10,896,281	5,448,139	8.8
宮城	2	48.0	3,924,240	2,002,184	370,698	188,226	9.4
茨城	37	12,142.0	636,504,380	318,841,231	52,558,329	26,291,936	8.3
栃木	4	661.0	34,877,760	17,463,050	3,689,887	1,847,447	10.6
群馬	20	1,761.0	119,229,570	59,615,407	7,106,199	3,553,098	6.0
埼玉	9	773.0	51,273,050	25,636,979	560,704	280,351	1.1
千葉	12	6,092.0	157,735,940	78,867,973	26,163,629	13,081,813	16.6
東京	6	5,306.5	103,134,026	51,577,642	47,208,119	23,610,268	45.8
神奈川	4	1,340.0	41,456,100	20,820,806	3,369,329	1,685,789	8.1
富山	11	1,482.0	63,191,730	31,596,065	4,764,473	2,382,413	7.5
石川	15	1,392.0	102,111,770	51,055,885	1,448,674	724,335	1.4
福井	8	1,735.0	56,567,950	28,460,988	4,122,523	2,080,862	7.3
岐阜	10	3,618.0	160,519,280	83,864,931	5,896,554	3,042,715	3.7
愛知	40	6,248.0	234,826,660	118,309,506	51,644,729	25,867,659	22.0
三重	22	2,362.0	91,010,640	45,505,320	15,198,922	7,599,457	16.7
滋賀	10	1,617.0	112,555,680	56,277,840	2,109,509	1,054,751	1.9
京都	6	2,848.0	121,644,920	62,468,068	21,452,431	10,815,574	17.6
大阪	7	276.0	17,508,250	8,945,127	3,287,089	1,653,456	18.8
兵庫	2	60.0	3,990,250	1,995,125	638,772	319,386	16.0
奈良	5	642.0	29,894,640	14,947,320	10,104,600	5,052,299	33.8
和歌山	16	1,994.0	76,410,240	38,503,017	3,163,318	1,581,657	4.1
鳥取	15	1,805.0	125,002,350	62,501,175	4,329,678	2,164,839	3.5
島根	16	1,860.0	112,932,940	56,466,470	16,667,580	8,333,781	14.8
岡山	27	3,280.0	199,756,100	100,031,464	14,213,746	7,106,869	7.1
広島	23	4,454.0	267,640,520	134,308,494	17,284,595	8,643,411	6.5
山口	24	2,583.0	99,319,420	49,659,710	11,478,620	5,739,305	11.6
徳島	28	4,110.0	203,641,300	101,839,844	57,655,344	28,832,395	28.3
香川	13	757.0	92,364,470	46,182,235	5,902,340	2,951,169	6.4
愛媛	34	1,232.0	70,170,480	35,085,240	15,416,058	7,708,026	22.0
高知	20	598.0	50,175,850	25,087,925	6,282,650	3,141,322	12.5
福岡	29	4,020.0	160,276,700	80,194,028	12,862,046	6,437,212	8.0
佐賀	41	1,935.0	77,054,810	38,527,405	3,359,314	1,679,649	4.4
長崎	65	6,454.0	409,100,720	204,572,495	85,199,539	42,599,808	20.8
熊本	46	3,027.0	170,244,910	85,122,455	24,543,393	12,271,684	14.4
大分	23	3,213.0	112,938,050	56,469,025	7,082,750	3,541,372	6.3
宮崎	4	110.0	10,825,750	5,412,875	710,698	355,349	6.6
鹿児島	29	1,588.0	111,513,860	55,756,930	5,730,366	2,865,177	5.1
計	724	103,070.5	4,859,322,666	2,437,976,947	622,992,119	311,792,310	12.8

## V その他の業務

### 1 重要野菜等緊急需給調整事業

#### (1) 事業の概要

##### ア 生産出荷団体緊急需給調整事業

重要野菜について生産者団体により緊急需給調整（市場隔離等）が実施され、社団法人全国野菜需給調整機構（以下「需給機構」）が当該生産者団体に対し、交付準備財産から緊急需給調整費用交付金を交付した場合、その2分の1に相当する額等を、需給機構からの申請に基づき、農畜産業振興機構が補助する。

##### イ 指定野菜緊急出荷調整事業

指定野菜（春だいこん、夏だいこん、春夏にんじん、秋にんじん、冬にんじん、春はくさい、夏はくさい、春レタス、夏秋レタス及び冬レタス）について生産者団体により緊急出荷調整（市場隔離）が実施され、需給機構が当該生産者団体に対し、交付準備財産から緊急需給調整費用交付金を交付した場合、その2分の1に相当する額を、需給機構からの申請に基づき、農畜産業振興機構が補助する。

##### ウ 価格回復緊急出荷調整事業

特定野菜等について緊急出荷調整（市場隔離）を行った生産者団体に対し野菜価格安定法人が交付金を交付する場合に、その2分の1に相当する額等を当該野菜価格安定法人に対して農畜産業振興機構が補助する。

##### エ 野菜供給確保需給調整事業

寒害防止対策等における出荷促進を図るため、農林水産省生産局長が定める野菜について、緊急的に出荷促進を行った農業協同組合等に対し県生産者団体が出荷奨励金を交付する場合に、これに対して補助する。

#### (2) 平成19年度の事業実績

平成19年度は、重要野菜等緊急需給調整事業について平成18年度に秋冬だいこん、秋冬はくさい及び冬キャベツの産地廃棄が実施され、需給機構から重要野菜緊急需給調整費用交付金が交付された。これを受け、農畜産業振興機構から、需給機構に対して1億3,150万円の助成を行った。

指定野菜緊急出荷調整事業については、平成18年度に事業の実施がされなかったが、夏秋レタスについて追加造成を行ったことから、農畜産業振興機構から需給機構に対して、1億8,732万円の助成を行った。

価格回復緊急出荷調整事業及び野菜供給確保需給調整事業については、事業の実施がなかった。

なお、平成19年度は、上記の補助等に充てるための経費として、生産出荷団体緊急需給調整事業費3億5,474万円、指定野菜緊急出荷調整事業費4,990万円、合計4億464万円の国庫補助金を受け入れた。

## (参考) 補助金受入額及び助成金等

(単位：千円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
国の補助金	212,449	106,085	20,850	70,850	230,850	0	404,642
助成金等	14,528	340,655	612,300	423,612	202,944	449,901	318,814
①需給調整機構への助成金	14,528	340,655	612,300	325,431	202,944	449,901	318,814
②生産出荷団体への奨励金	0	0	0	9,819	0	0	0

## 2 野菜構造改革促進特別対策事業

## (1) 野菜構造改革促進特別対策事業の創設

近年の輸入野菜の増加等により、国内野菜産地が激しいもとにおかれている状況を早期に改善し、国際競争力を強化できるよう構造改革を実施する野菜産地に、その構造改革に必要な経費2分の1相当額以内の助成金を交付する事業として、平成14年に創設され、そのための事業費として46億円を受け入れた。

## (2) 野菜構造改革促進交付助成金の交付

機構が県法人の申請に基づき交付した助成金の額は、平成14年度3億2,000万円、平成15年度26億1,000万円、平成16年度12億3,000万円、平成17年度9,000万円、平成18年度8,000万円、平成19年度8,000万円、合計44億1,000万円となった。

表19 野菜構造改革促進特別対策事業助成金の交付額（支払ベース）

（平成14年4月～平成20年3月）

県法人名	交 付 額						合 計
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
北海道	18,364,000	280,444,000	75,165,000	0	2,415,000	822,000	377,210,000
青森県	0	12,159,000	0	0	3,616,000	207,000	15,982,000
岩手県	500,000	69,233,000	8,320,000	0	0	342,000	78,395,000
宮城県	0	4,528,000	0	0	5,458,089	0	9,986,089
秋田県	1,819,000	325,000	0	0	137,000	0	2,281,000
山形県	0	11,700,000	0	0	93,000	0	11,793,000
福島県	0	26,349,000	0	0	6,623,000	1,247,000	34,219,000
茨城県	0	49,002,000	55,605,000	7,234,000	0	3,706,000	115,547,000
栃木県	0	79,739,000	133,359,000	30,562,000	0	4,936,000	248,596,000
群馬県	0	67,269,000	0	13,414,445	4,954,000	7,492,000	93,129,445
埼玉県	0	6,046,000	0	520,000	2,066,000	32,000	8,664,000
千葉県	0	0	0	0	10,130,578	28,737,806	38,868,384
神奈川県	5,581,000	3,222,000	0	2,503,000	7,255,000	4,401,000	22,962,000
山梨県	0	12,178,000	5,929,000	0	364,000	0	18,471,000
長野県	0	157,823,000	10,398,000	0	131,000	494,000	168,846,000
静岡県	5,709,000	48,700,000	23,827,000	3,001,000	0	1,338,660	82,575,660
新潟県	13,750,000	5,553,000	0	0	0	0	19,303,000
富山県	5,792,000	9,535,000	0	0	0	0	15,327,000
石川県	5,950,000	10,563,000	0	0	0	0	16,513,000
福井県	0	945,000	0	0	0	0	945,000
岐阜県	7,253,000	87,949,000	3,311,000	0	0	0	98,513,000
愛知県	13,470,000	37,432,000	63,653,000	432,000	1,182,000	11,973,000	128,142,000
三重県	7,400,000	9,805,000	15,999,000	3,189,000	0	0	36,393,000
滋賀県	0	7,302,000	15,428,000	1,065,000	1,834,000	0	25,629,000
京都府	303,000	1,726,000	150,000	0	0	0	2,179,000
大阪府	0	2,222,500	0	0	0	0	2,222,500
兵庫県	8,372,000	96,146,000	1,019,000	168,420	789,521	87,935	106,582,876
奈良県	0	3,957,713	4,492,415	0	0	0	8,450,128
和歌山県	2,099,650	20,581,150	10,803,620	0	1,892,000	703,000	36,079,420
鳥取県	1,879,000	3,991,000	1,571,000	0	622,000	0	8,063,000
島根県	0	2,280,645	0	187,000	0	0	2,467,645
岡山県	1,302,000	28,527,000	0	0	0	0	29,829,000
広島県	2,831,000	30,949,000	2,379,000	4,417,000	4,985,000	1,119,000	46,680,000
徳島県	2,970,000	93,223,000	38,134,000	362,000	0	88,000	134,777,000
香川県	119,440,000	98,337,000	19,091,000	2,322,000	0	0	239,190,000
愛媛県	3,430,000	26,135,000	6,543,000	0	1,410,000	0	37,518,000
高知県	15,471,000	90,163,000	3,857,000	0	0	0	109,491,000
福岡県	0	218,685,000	103,964,000	0	0	0	322,649,000
佐賀県	0	19,431,000	2,668,000	0	0	0	22,099,000
長崎県	0	85,956,000	87,380,000	0	0	2,356,000	175,692,000
熊本県	78,646,000	466,595,000	268,684,000	18,068,000	25,996,000	2,863,000	860,852,000
大分県	0	60,208,000	3,516,000	0	0	0	63,724,000
宮崎県	0	86,536,000	52,591,000	1,948,000	0	0	141,075,000
鹿児島県	0	84,502,000	72,493,000	1,407,000	419,000	652,000	159,473,000
沖縄県	0	91,464,632	134,796,000	0	0	3,007,000	229,267,632
計	322,331,650	2,609,417,640	1,225,126,035	90,799,865	82,372,188	76,604,401	4,406,651,779

## VI 野菜業務関係年表

関係法規等

区 分	年月日	件 名
交付要綱	19. 3. 22	野菜農業振興事業補助実施要綱の一部改正
〃	19. 3. 30	野菜価格安定対策費補助金等交付要綱の一部改正
〃	19. 7. 4	野菜農業振興事業補助実施要綱の一部変更
〃	20. 3. 18	野菜農業振興事業補助実施要綱の一部変更等
実施要領	19. 3. 30	指定野菜価格安定対策事業実施要領の一部改正
〃	〃	契約指定野菜安定供給事業実施要領の一部改正
〃	〃	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領の一部改正
〃	〃	契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領の一部改正
〃	〃	野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領の一部改正
〃	20. 3. 25	野菜構造改革促進特別対策事業実施要領の一部改正
運 用	19. 3. 30	「野菜の産地強化計画の策定について」の一部改正
〃	〃	「指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について」の一部改正
〃	〃	「指定野菜価格安定対策事業の推進について」の一部改正
〃	〃	「契約指定野菜安定供給事業の推進について」の一部改正
〃	〃	「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について」の一部改正
〃	20. 3. 25	「契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について」の一部改正
〃	〃	野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について等の一部改正
〃	〃	「指定野菜における出荷数量の認定について」の一部改正
〃	〃	「野菜構造改革促進特別対策事業の運用について」の一部改正
〃	〃	「野菜の産地強化計画の策定について」の一部改正

# 砂糖業務



## I 糖業の概況

### 1 海外の動向

#### (1) 砂糖類概況

世界の砂糖需給見通し（平成 20 年 7 月、F. O リヒト社公表）によると、07/08 年度の全世界の生産量は 1 億 7,038 万トンの予想で、06/07 年度の 1 億 6,696 万トンより 340 万トン増加した。EU が生産量を削減し、アフリカ、北・中央アメリカ諸国、オセアニアの生産量もほとんど増加していない一方、アジアの中国、インドネシア、パキスタン、タイの生産量の増加が著しい。

一方、消費量については、前年度より 3.0% 上回る 1 億 5,690 万トンが見込まれている。これは、10 年ほど前からは年平均およそ 2.4% の割合で上昇していたが、特に直近の 3 年間は平均 2.9% で増加している。その要因としては、砂糖の低価格と余剰、アジアの強い経済と人口増加、穀物価格高騰、コーンスターチシロップとの競争緩和などが挙げられる。

期末在庫は 2,080 万トンとなり、在庫-需要比率（stock-to-use ratio）は前年度の 49.2% から 53.6% に増加する見込みである。

#### (2) 砂糖の国際価格の推移

2007 年 4 月～2008 年 3 月のニューヨーク現物相場の月平均価格を見ると、前年度からの下落傾向が続いて、ブラジルの増産など供給過剰感が市場に広がり 4 月～4 月は 10 セント台で推移、7 月には思惑筋の買いに一旦は 12 セント台に上昇したものの、8 月から 11 月までは 11 セント台で推移、12 月から 2 月にかけて投機筋の買いにより上昇に転じ、2 月は 15 セント台に達したが、3 月には売りに転じて 14 セント台に下落した。

### 2 国内の動向

#### (1) 砂糖類概況

平成 18 年産の甘味資源作物の国内生産は、てん菜については、作付面積がやや減少し、6 月の日照不足や 8 月中旬以降の高温多雨による天候不順から前年産より単収も下がり、総収量は 392 万 3,000 トン、産糖量も 63 万 6,000 トンとなった。

一方、さとうきびは、収穫面積が前年より増加し、一部地域で台風や干ばつなどの被害を受けたが、おおむね生育に適した天候に恵まれたことから、前年を上回る 124 万 7,000 トン（分みつ糖分）、産糖量も 15 万 5,000 トン（同）となった。

砂糖の消費は、平成 15 砂糖年度においては 223 万 7,000 トンと、前年を 2.6% 下回り、平成 16 砂糖年度は前年比 0.4% 減の 222 万 9,000 トン、平成 17 砂糖年度は同 1.9% 減の 216 万 5,000 トンと減少傾向が続いていたが、平成 18 砂糖年度は同 0.7% 増の 218 万 1,000 トンと増加に転じた。

加糖調製品の輸入状況（19 年 4 月～20 年 3 月）は、「コーヒー調製品」が前年比 19.4%、「調製した豆」が同 5.3%、「ソルビトール調製品」が同 1.4%、「粉乳調製品」が同 16.9%、それぞれ減少した。一方、「ココア調製品」が前年比 1.4%、「その他の調製品（ソルビトール調製品を含まない）」が同 6.0% の増加であった。この結果、これらの品目全体では、前年比 4.4% 減少の 42 万 2,000 トンとなった。

異性化糖の移出数量（標準異性化糖換算）の動向は、第 1・四半期では、5 月、6

月が前年を上回り前年同期を 0.5%上回った。第2・四半期は、7月・8月がわずかな増加であったが9月に10%と大幅な増加となり、前年同期を3.2%上回った。第3・四半期は、11月が前年を下回ったが、10月、12月が前年を上回り前年同期を6.4%上回った。第4・四半期は、1月・2月が前年を上回り前年同期を0.3%の微増であった。

この結果、19年度の移出数量は全四半期を通して増加し、前年度より2.4%増の81万トとなった。

## (2) 砂糖類の国内価格の推移

砂糖の日経相場（東京）上白大袋の価格は、精糖メーカーが、国際粗糖相場の下落に伴う原料糖の調達コストの低下を反映して、建値を引き下げたことから、平成18年11月10日に2円/kg下落し、154～155円/kgとなって以来、この水準で推移している。

異性化糖の日経相場大口需要家向け（東京・タンクローリーもの）価格は、原料とうもろこしの国際価格の高騰や海上運賃の上昇等によるコスト増に伴う異性化糖企業の製品価格への転嫁により上昇傾向にあり、6月1日付けの日経相場で4円/kg値上がりし、110～114円/kg（果糖分55%もの、中心値）となり、その後も原料とうもろこし価格の一層の高騰もあり、2月8日には6円/kg値上がりし、116～120円/kg（果糖分55%もの、中心値）となった。

## 3 国内産糖の生産動向

### (1) てん菜糖

#### ア てん菜の生産

平成19年産てん菜の作付面積は前年産比798ha減の6万6,566ha、栽培農家戸数は前年産比434戸減の9,416戸、一戸当たりの作付面積は前年産比0.23ha増の7.07haとなった。

北海道平均の1ha当たりの収量は64.6トン（前年産58.2トン）、総収量も429万7,000トン（前年産392万3,000トン）と平年並みの収穫となった。また、根中糖分は16.7%（前年産16.4%）と平年並みの糖分となった。

#### イ てん菜の生育概況

てん菜の植付け開始は、平年並みであった。

生育初期においては、5月に入ってから降雨もあり比較的良好であり、6月上旬は少雨で生育はやや停滞したが、中旬以降は気温が高く多照に推移したため生育は順調に進み平年並みとなった。7月前半は低温・少雨傾向で、後半にはオホーツク海側を中心に降雪・大雨があり生育は一時停滞した。8月前半は日照時間が少ない状態であったが気温は高めに推移し、また、後半は高温・多照に経過した事で生育は回復し平年並みとなった。9月以降も気温の高い傾向が続き降雨もあり根部は順調に肥大して、根重は平年を上回った。根中糖分については10月上旬までの高温等の影響により糖分の上昇が暖慢となり低糖分となった。

病害虫については、8月以降の高温・多湿の影響により太平洋側を中心に褐斑病がやや多く発生した。その他の病害虫については平年並みであった。

#### ウ てん菜糖の生産

19年産の産糖量は、産糖歩留が16.50%（前年産16.21%）とほぼ前年並で、1ha当たりの収量が前年と比べ高収量となったため70万9,198トン（前年産63万5,702トン）となった。このうち、てん菜原料糖は25万4,898トン（前年産18万4,302トン）で総産糖量に対する割合は35.9%（前年産29.0%）となった。

(2) 甘しゅ糖～鹿児島県産～

ア さとうきびの生産

19年産のさとうきびの収穫面積は、前年実績より323ha(3.6%)増加して9,378haとなった。

作型別割合では、夏植え20.3%（前年産25.3%）、春植え20.2%（同19.7%）、株出59.5%（同55.0%）となっている。

10a当たりの収量は、前年実績より666kg(10.6%)増加して6,932kgとなった。地域別では、与論地域が2,548kg(67.8%)増加して6,306kg、沖永良部地域が1,504kg(25.0%)増加して7,518kg、奄美地域が1,015kg(18.4%)増加し6,519kgとなった。そのため、さとうきびの生産量は前年より82,693トン(14.6%)増加して、65万67トンの実績となった。

また、さとうきびの栽培農家戸数は、前年より510戸(5.1%)減少して9,550戸となった。

イ さとうきびの生育概況

○生育初期（3月～5月）

気温、降水量、日照時間が平年を下回っていたため、生育がやや遅れた。

○生育旺盛期（6月～9月）

奄美地域では梅雨明け以降、降雨がない状態が続き干ばつが懸念されたものの、7月の台風4号の降雨により生育は順調であり、8～9月も定期的な降雨があったため順調な生育となった。

種子島では6月の生育は平年並みで推移したが、7月の台風4号、8月の台風5号の影響で生育が阻害され平年より遅れたものの、その後は気温が高めで日照時間も多かったことから順調な生育となった。

○生育後期（10月～収穫期）

気温は平年並みか高め、日照時間が長く、少雨で経過し生育は夏場の定期的な降雨だったことから生育は順調だった。

ウ 甘しゅ糖の生産

分みつ糖の歩留は前年実績を0.03ポイント下回り12.58%、含みつ糖の歩留は前年実績を0.52ポイント下回り11.85%であった。

産糖量は、分みつ糖が前年実績より10,200トン(14.5%)増加して80,783トン、含みつ糖は、前年実績より5トン(0.5%)減少して914トンとなった。

(3) 甘しゅ糖～沖縄県産～

ア さとうきびの生産

19年産のさとうきびの収穫面積は、前年実績より16ha(0.1%)減少して1万2,659haとなった。地域別では、沖縄地域が84ha(1.2%)増加、宮古地域が36ha(0.9%)増加したが、八重山地域では136ha(7.9%)減少した。

作型別割合では、夏植え48.3%（前年産50.1%）、春植え11.9%（同12.2%）、株出39.7%（同37.7%）となった。

10 a 当たりの収量は、前年実績より 857 kg (14.7%) 増加して 6,705 kg となった。地域別では、沖縄地域が 570 kg (10.8%) 増加し 5,846kg、宮古地域が 1,185 kg (17.0%) 増加し 8,148kg、八重山地域も 1,266kg (22.8%) 増加し 6,811kg となった。そのため、さとうきびの生産量は前年より 107,518 トン (14.5%) 増加して、84 万 8,802 トンの実績となった。

また、さとうきびの栽培農家戸数は、前年より 273 戸 (1.5%) 減少して 17,475 戸となった。

#### イ さとうきびの生育概況

##### ○生育初期 (3月～5月)

各地域の月平均気温は、3月はより高く、4～5月は前線の影響等もあり平年より低いか平年並みとなった。降水量はほぼ全域で概ね平年並み又は平年より少ない値で推移した。本島地域では、茎長・生葉数は概ね平年以上であったが、宮古地域、八重山地域では小雨傾向により干ばつの影響がみられた。

##### ○生育旺盛期 (6月～9月)

各地域の月平均気温は、平年並みか、平年より高めで推移した。降水量は6月、8月及び9月とも、梅雨前線や熱帯低気圧及び台風等の影響で曇や雨の日が多く各地域とも平年より多かったが、7月は台風第4号の影響を受けた沖縄本島地域、久米島地域以外は高気圧の範囲内だったため平年より降水量が少なかった。

また、期間中は、6個の台風が接近し、第4号、第11号及び第12号については、倒伏、根離れ、葉の裂傷及び潮害などの被害が生じた。

##### ○生育後期 (10月～収穫期)

各地域の平均気温は、10～1月にかけて平年よりも高い状態が続いた。10月、12月及び1月は、平年との差が0.4～1.9℃あり暖冬であった。2月は平年より低く、3月は平年並の推移となった。

降水量は、10月、12月、1月及び2月は各地域とも高気圧に覆われ晴れの日が続いたが、途中気圧の谷や前線の影響等により平年並となった。しかし、11月及び3月は、台風第23号や低気圧の影響等により各地域で平年より多くなった。

八重山地域では10月上旬の台風第15号の影響により葉片裂傷や根浮き、折損及び潮害などがあつたが、全島的には降水量に恵まれ生育は順調であった。

#### ウ 甘しゃ糖の生産

分みつ糖の歩留は前年実績より0.16ポイント下回り12.19%、含みつ糖の歩留は前年実績より1.24ポイント下回り13.44%であった。

産糖量は、分みつ糖が前年実績より1万996トン(13.0%)増加して9万5,894トン、含みつ糖は前年実績より419トン(5.3%)増加して8,335トンとなった。

## II 価格の決定

### 1 指標価格

機構業務の基礎となる 19 砂糖年度に適用される砂糖調整基準価格については、価格調整法第 3 条の規定に基づき、食料・農業・農村基本政策審議会の意見を平成 19 年 9 月 6 日に聴取した上で同月 14 日に次のとおり告示された。

- 砂糖調整基準価格 1,000 キログラムにつき 149,450 円  
(149,500 円)

(注) ( ) 内は 18 砂糖年度の国内産糖合理化目標価格である。

### 2 輸入糖関係決定価格等

#### (1) 調整率及び 2 次調整金

19 砂糖年度に適用される価格調整法第 9 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の定める率（指定糖調整率）及び同法第 24 条第 1 項の農林水産大臣が定める額（指定糖市価参酌用調整金）は、平成 19 年 9 月 14 日に次のように告示された。

- 指定糖調整率 100 分の 33.99（100 分の 33.98）  
○ 指定糖 2 次調整金 1,000 キログラムにつき 24,290 円（24,258 円）

(注) ( ) 内は 18 砂糖年度の適用価格である。

#### (2) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、価格調整法第 7 条によりその輸入申告のときに適用される平均輸入価格とされており、同法第 6 条及び同法施行令の規定に基づき、農林水産大臣により定められ、3 カ月ごとに次のように告示された。（第 1 表）

平均輸入価格

適用期間の初日前 10 日から過去 90 日間の NY 粗糖現物価格の平均	+	産地→日本 運賃、保険料、糖度調整、輸入諸掛り等	=	平均輸入価格
---------------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

- ・適用期間 平成 19 年 4 月 1 日～6 月 30 日まで  
1,000 キログラムにつき 39,080 円（平成 19 年 3 月 29 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 7 月 1 日～9 月 30 日まで  
1,000 キログラムにつき 36,770 円（平成 19 年 6 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで  
1,000 キログラムにつき 38,560 円（平成 19 年 9 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 20 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで  
1,000 キログラムにつき 37,620 円（平成 19 年 12 月 28 日告示）

(3) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第9条第1項第1号により、その輸入申告のときに適用される平均輸入価格と砂糖調整基準価格との差額について、指定糖調整率及び指定糖調整金軽減額を用いて3カ月ごとに算定された。

(4) 指定糖調整金軽減額

価格調整法第9条第1項第1号の規定に基づき、同号ハの農林水産大臣の定める額（指定糖調整金軽減額）は、砂糖年度の3ヶ月ごとに次のように定められ告示された。

- ・適用期間 平成19年4月1日～6月30日まで  
1,000キログラムにつき 2,078円（平成19年3月29日告示）
- ・適用期間 平成19年7月1日～9月30日まで  
1,000キログラムにつき 2,084円（平成19年6月28日告示）
- ・適用期間 平成19年10月1日～12月31日まで  
1,000キログラムにつき 2,029円（平成19年9月28日告示）
- ・適用期間 平成20年1月1日～3月31日まで  
1,000キログラムにつき 1,839円（平成19年12月28日告示）

3 異性化糖関係決定価格等

(1) 異性化糖調整基準価格、調整率及び市価参酌用調整金

19砂糖年度に適用される価格調整法第11条第1項の規定に基づく異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の規定に基づく農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第25条第1項第1号の規定に基づく農林水産大臣が定める額（異性化糖市価参酌用調整金）は、平成19年9月14日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき 165,942円（170,310円）
- ・異性化糖調整率 100分の12.37（100分の11.83）
- ・異性化糖市価参酌用調整金 1,000キログラムにつき 479円（545円）

（注）（ ）内の数字は18砂糖年度の適用価格である。

(2) 機構買入価格（平均供給価格）

価格調整法第13条第1項の規定による国内産異性化糖及び同法第2項の規定による輸入異性化糖及び輸入混合異性化糖（以下「輸入異性化糖等」という。）の機構買入価格は、国内産異性化糖にあつては、異性化糖をその製造場から移出する時に、また、輸入異性化糖等にあつては、輸入申告の際に適用される異性化糖平均供給価格とされ、同法第12条第1項及び同法施行令の規定により、国内産異性化糖の原料でん粉の価格並びに異性化糖の製造・販売に要する標準的な費用の額に消費税相当額を加えて得た額と輸入に係る異性化糖の主要な生産地域における市価の平均額、輸入諸掛り、関税相当額、販売経費及び消費税相当額を加えた額を基準として供給数量に占める国内産異性化糖と輸入異性化糖等の供給見込比率を勘案して農林水産大臣が定めることになっており、次のように告示された。（第2表）

- ・適用期間 平成19年4月1日～6月30日まで  
1,000キログラムにつき 114,083円（平成19年3月29日告示）

- ・適用期間 平成 19 年 7 月 1 日～9 月 30 日まで  
1,000 キログラムにつき 113,915 円（平成 19 年 6 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで  
1,000 キログラムにつき 113,369 円（平成 19 年 9 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 20 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで  
1,000 キログラムにつき 118,314 円（平成 19 年 12 月 28 日告示）

### （3）異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、価格調整法第 11 条第 1 項の規定に基づき輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を政令で定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣により定められ、3 ヶ月ごとに告示された。

- ・適用期間 平成 19 年 4 月 1 日～6 月 30 日まで  
1,000 キログラムにつき 107,625 円（平成 19 年 3 月 29 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 7 月 1 日～9 月 30 日まで  
1,000 キログラムにつき 106,344 円（平成 19 年 6 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで  
1,000 キログラムにつき 99,771 円（平成 19 年 9 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 20 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで  
1,000 キログラムにつき 99,393 円（平成 19 年 12 月 28 日告示）

### （4）機構売戻価格

国内産異性化糖及び輸入異性化糖等の機構の売戻価格は、価格調整法第 15 条第 1 項の規定により、異性化糖調整基準価格と異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて砂糖年度の 3 ヶ月ごとに算定されることとなっている。

しかし、価格調整法第 11 条第 1 項ただし書きの規定により異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖の機構への売渡し義務がないこととなっており、平成 19 事業年度の機構売戻価格は算定されなかった。

## 4 国内産糖関係決定価格

### （1）国内産糖交付金単価

国内産糖交付金の単価は、価格調整法第 22 条第 2 項に基づき、農林水産省令で定める国内産糖の種類に応じて、対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な買入れの価格に相当する額に、甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額から、政令で定めるところにより、輸入に係る粗糖につき同法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌して算出される額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が定める。

平成 19 年産については、てん菜糖及び甘しや糖の国内産糖交付金単価は、ともに平成 19 年 9 月 12 日に次のように告示された。（第 3 表）

- ア てん菜糖  
1,000 キログラムにつき 21,220 円
- イ 甘しや糖

(ア) 鹿児島県産

種子島	1,000 キログラムにつき	60,236 円
奄美大島	1,000 キログラムにつき	87,383 円
喜界島	1,000 キログラムにつき	66,241 円
徳之島	1,000 キログラムにつき	58,011 円
沖永良部島	1,000 キログラムにつき	71,700 円
与論島	1,000 キログラムにつき	89,713 円

(イ) 沖縄県産

沖縄県本島	1,000 キログラムにつき	54,502 円
沖縄本島内	1,000 キログラムにつき	51,752 円
伊是名島	1,000 キログラムにつき	116,096 円
久米島	1,000 キログラムにつき	83,292 円
南大東島	1,000 キログラムにつき	91,011 円
北大東島	1,000 キログラムにつき	125,845 円
宮古島	1,000 キログラムにつき	57,400 円
伊良部島	1,000 キログラムにつき	74,302 円
石垣島	1,000 キログラムにつき	69,297 円

5 甘味資源作物の交付金単価

甘味資源作物交付金単価は、価格調整法第 20 条第 2 項に基づき、対象甘味資源作物生産者が生産した甘味資源作物の標準的な生産費の額から対象国内産糖製造事業者への標準的な売渡の価格に相当する額を控除して得た額を基準として農林水産大臣が糖度別に定める。

平成 19 年産については平成 18 年 9 月 28 日に次のように告示された。(第 4 表)

甘味資源作物交付金の単価

糖度 13.1 度以上 14.3 度以下のもの	1,000 キログラムにつき	16,320 円
-------------------------	----------------	----------



第1表 指定糖の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位：円／トン)

年度	区分 四半期	NY11の平均値		平均 輸入価格 (買入価格)	法律第9条 に基づく 調整金	農林水産大 臣の定める 軽減額	売買差額 (調整金)	決 定 売戻価格
		90日間の 平均 (セント／ポンド)	円 換 算 (円／MT)					
19年	4～6月	11.77	31,285	39,080	37,521	2,078	35,443	74,523
	7～9月	10.84	28,978	36,770	38,306	2,084	36,222	72,992
	10～12月	11.80	31,121	38,560	37,692	2,029	35,663	74,223
20年	1～3月	11.96	30,179	37,620	38,011	1,839	36,172	73,792

(注) 価格調整法第24条第1項の規定に該当する場合は、表中の売戻価格に、4～9月（18砂糖年度）においては24,258円が、10～3月（19砂糖年度）においては24,290円が加算される。

第2表 異性化糖の平均供給価格、売戻価格及び異性化糖標準価格等の推移

(単位：円/トン)

年度 年月		区 分	平均供給価格 (買入価格)	売 戻 価 格	売 買 差 額	標 準 価 格
19 事 業 年 度	18 砂 糖 年 度	19年 4～6月	114,083	—	—	107,625
		7～9月	113,915	—	—	106,344
年 度	19 砂 糖 年 度	10～12月	113,369	—	—	99,771
		20年 1～3月	118,314	—	—	99,393

- (注) 1 価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。  
 2 19砂糖年度は平均供給価格が標準価格を上回ったため義務売買は行われなかった。

第3表 国内産糖交付金単価

(単位：円／トン)

砂糖 年度	てん菜糖	
	白糖	原料糖
18	62,514	64,251
	てん菜糖	
19	21,220	

(単位：円／トン)

砂糖 年度	甘しや糖					
	鹿児島県産					
	種子島	奄美大島	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島
18	186,466	194,097	186,929	184,189	189,939	194,166
19	60,236	87,373	66,241	58,011	71,700	89,713

(単位：円／トン)

砂糖 年度	甘しや糖								
	沖縄県産								
	本島	島内	離島（南北大東島除く）	南北大東島					
18	183,272	182,022	187,522	191,222					
	沖縄本島	沖縄本島内	伊是名島	久米島	南大東島	北大東島	宮古島	伊良部島	石垣島
19	54,502	51,752	116,096	83,292	91,011	125,845	57,400	74,302	69,297

第4表 甘味資源作物交付金単価

(単位：円/トン)

砂糖年度	さとうきび	備 考
19	16,320	基準糖度帯(13.1度～14.3度)

(注) 品質に応じ糖度が13.1度を下回る場合は、0.1度につき100円/トンを減額、  
14.3度を上回る場合は0.1度につき100円/トンを増額する。

### Ⅲ 業務の概要

#### 1 輸入指定糖に関する業務

##### (1) 概要

平成 19 事業年度における輸入指定糖に関する業務は、価格調整法に基づく価格調整業務が行われた。

平均輸入価格が全適用期間を通じて砂糖調整基準価格を下回っていたので、価格調整法第 5 条に基づく義務売買が行われた。

##### ア 売買数量

平成 19 事業年度における機構売買契約数量のうち、条件付きでない粗糖の売買契約数量は 141 万 4,060 トン (1,127 件) で、前事業年度に比べ 6 万 7,300 トン (5%) 増加した。

また、条件付きでないもので粗糖以外の売買契約数量は 5,135 トン (649 件) であった。

条件付きのものについては、粗糖の売買契約数量 6,644 トン (168 件)、粗糖以外の売買契約数量 1,946 トン (9 件) であった。

##### イ 売買差額

平成 19 事業年度に売買契約した輸入糖の売買差額は、粗糖 522 億 5,119 万 7,000 円、粗糖以外のもの 2 億 43 万 8,000 円、合計 524 億 5,163 万 5,000 円となっており、平成 18 事業年度に比べ 82 億 4,562 万 7,000 円 (19%) 増加した。

## (2) 売買契約実績

## ア 粗糖

(単位：kg・円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの			備 考
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	売買差額 (調整金)	
19年 4月	91	108,086,176	14	484,947	77	107,601,229	3,813,710,361	
5月	111	139,285,720	13	578,784	98	138,706,936	4,925,272,189	
6月	123	130,885,376	10	348,341	113	130,537,035	5,154,060,519	
7月	135	153,022,455	23	918,602	112	152,103,853	5,509,585,767	
8月	93	102,830,188	10	360,772	83	102,469,416	3,750,789,001	
9月	126	145,536,415	16	597,084	110	144,939,331	5,369,839,541	
10月	104	108,958,099	13	493,256	91	108,464,843	3,868,181,694	
11月	111	152,331,793	13	525,469	98	151,806,324	5,419,368,932	
12月	133	159,007,221	12	493,906	121	158,513,315	6,415,677,266	
20年 1月	92	76,734,123	16	579,049	76	76,155,074	2,754,683,544	
2月	76	69,334,562	15	729,369	61	68,605,193	2,491,240,643	
3月	100	74,692,107	13	534,724	87	74,157,383	2,778,787,449	
合 計	1,295	1,420,704,235	168	6,644,303	1,127	1,414,059,932	52,251,196,906	

イ 粗糖以外

(単位：kg・円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの			備 考
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	売買差額 (調整金)	
19年 4月	70	336,579	0	0	70	336,579	11,798,237	
5月	66	731,633	1	216,234	65	515,399	18,995,495	
6月	43	683,790	1	216,054	42	467,736	18,458,411	
7月	57	602,535	1	216,234	56	386,301	14,046,868	
8月	52	594,267	1	216,117	51	378,150	14,284,442	
9月	51	895,681	2	432,297	49	463,384	19,077,814	
10月	51	387,742	0	0	51	387,742	11,985,052	
11月	62	577,033	0	0	62	577,033	23,298,167	
12月	57	467,535	0	0	57	467,535	19,667,813	
20年 1月	56	763,698	1	216,126	55	547,572	23,066,497	
2月	46	707,975	2	433,305	44	274,670	11,359,150	
3月	47	332,939	0	0	47	332,939	14,399,886	
合 計	658	7,081,407	9	1,946,367	649	5,135,040	200,437,832	

## 2 異性化糖に関する業務

### (1) 概要

平成 19 事業年度における異性化糖平均供給価格は全適用期間を通じて異性化糖調整基準価格を下回ったものの、異性化糖標準価格を上回ったため、価格調整法第 11 条第 1 項ただし書きの規定により、国内産異性化糖、輸出用異性化糖及び輸入異性化糖等については、全適用期間を通じて義務売買の対象外となった。

#### ア 国内産異性化糖

19 事業年度における国内産異性化糖の移出数量は、81 万 1,586 トン（標準異性化糖換算数量）であった。これは前年度と比較すると、移出数量で 1 万 8,834 トン（2.4%）の増加したものの、調整金額では 36 億 4,715 万 3,000 円の減少となった。

また、規格別にみると果糖含有率 40%未満のもの 4,278 トン、40%以上 50%未満のもの 16 万 7,239 トン、50%以上 60%未満のもの 57 万 974 トン及び 60%以上のも 6 万 9,096 トンとなっており、50%以上 60%未満のものが全体の約 70%を占めている。

#### イ 輸出用異性化糖

19 事業年度における輸出用異性化糖の売買契約は 0 トン、契約解除数量（輸出されたもの）48 トン、契約未解除数量は 0 トンとなった。なお、全量が果糖含有率 60%以上のものであった。

#### ウ 輸入異性化糖及び混合異性化糖

19 事業年度における輸入異性化糖の売買契約数量は 6.937 トン（標準異性化糖換算数量）となった。

また、混合異性化糖は輸入されなかった。



## (2) 売買契約実績

## ア 国内産異性化糖

(単位：k g・円)

規格 年月	果糖含有率 40%未満	果糖含有率 40%以上50%未満	果糖含有率 50%以上60%未満	果糖含有率 60%以上	合 計	標準異性化糖 換算数量	売 買 差 額
19.4	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-
6	-	-	-	-	-	-	-
7	-	-	-	-	-	-	-
8	-	-	-	-	-	-	-
9	-	-	-	-	-	-	-
10	-	-	-	-	-	-	-
11	-	-	-	-	-	-	-
12	-	-	-	-	-	-	-
20.1	-	-	-	-	-	-	-
2	-	-	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 平成19年4月～20年3月については、売買を要しない期間のため機構売買契約は行われていない。

イ 輸出用異性化糖

(単位：k g, 円)

区分 年月	売 買 契 約			契 約 解 除			輸 出 取 止			残 高		
	数 量	標準異性化 糖換算数量	売買差額	数 量	標準異性化 糖換算数量	売買差額	数 量	標準異性化 糖換算数量	売買差額	数 量	標準異性化 糖換算数量	売買差額
前年度繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48,000	78,528	57,744
19.4				32,000	52,352	38,496	-	-	-	16,000	26,176	19,248
5				-	-	-	-	-	-	16,000	26,176	19,248
6				16,000	26,176	19,248	-	-	-	-	-	-
7				-	-	-	-	-	-	-	-	-
8				-	-	-	-	-	-	-	-	-
9				-	-	-	-	-	-	-	-	-
10				-	-	-	-	-	-	-	-	-
11				-	-	-	-	-	-	-	-	-
12				-	-	-	-	-	-	-	-	-
20.1				-	-	-	-	-	-	-	-	-
2				-	-	-	-	-	-	-	-	-
3				-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	48,000	78,528	57,744	-	-	-	-	-	-

注 1 売買契約等は果糖含有率60%以上の異性化糖である。

2 平成19年4月～平成20年3月については、売買を要しない期間のため機構売買契約は行われていない。

### 3 国内産糖に関する業務

#### (1) 概要

平成 19 事業年度におけるてん菜糖及び甘しや糖の国内産糖交付金交付業務については、法改正に伴い、平成 19 年 4 月から 9 月までの 18 年産糖は旧法により、19 年 10 月から 20 年 3 月までの 19 年産糖は新法により行った。

#### (2) 国内産糖交付金交付業務

##### ア てん菜糖

18 年産のてん菜糖生産量は 63 万 5,702 トン（うち、てん菜原料糖は 18 万 4,302 トン）で、このうち 48 万 5,300 トン（うち、てん菜原料糖は 14 万 6,700 トン）は、既に 19 年 3 月までに交付金交付決定されており、19 年 4 月から 9 月までの交付金交付決定数量は 15 万 250 トン（うち、てん菜原料糖は 3 万 7,545 トン）であった。

19 年産のてん菜糖生産量は 70 万 9,198 トン（うち、てん菜原料糖は 25 万 4,898 トン）で、このうち 20 年 3 月までの交付金交付決定数量は 15 万 1,622 トン（うち、てん菜原料糖は 5 万 6,223 トン）であった。

この交付金交付によって 19 事業年度に製造事業者を支払われた交付金額は、126 億 7,540 万 3,000 円（うち、てん菜原料糖は 36 万 539 万 3,000 円）であった。（第 2 表）

##### イ 甘しや糖

18 年産の甘しや糖生産量は、鹿児島県産 7 万 583 トン、沖縄県産 8 万 4,898 トンで、このうち鹿児島県産 5 万 5,651 トン、沖縄県産 7 万 9,878 トンは既に 19 年 3 月までに交付金交付決定されており、19 年 4 月から製糖終了までの交付金交付決定数量は、鹿児島県産 1 万 4,848 トン、沖縄県産 4,944 トンであった。

19 年産の甘しや糖生産量は、鹿児島県産 8 万 783 トン、沖縄県産 9 万 5,894 トンで、このうち 20 年 3 月までの交付金交付数量は、鹿児島県産 5 万 6,640 トン、沖縄県産 8 万 970 トンであった。

この交付金交付によって製造事業者を支払われた交付金額は、鹿児島県産 64 万 3,069 万 6,000 円、沖縄県産 61 億 5,080 万円であった。（第 2 表）

#### (3) 国内産原料糖入札取引業務

国内産原料糖の入札取引に係る業務規程及び業務細則に基づき、19 砂糖年度における売り手（7 者）及び買い手（22 者）の登録を行うとともに、国内産原料糖価格形成施設において取引監視委員立会いのもと入札取引を 4 回行った。結果については、全量が落札されており、再入札は行われなかった。（第 3 表）

### 4 甘味資源作物に関する業務

平成 19 年度における甘味資源作物生産者交付金交付業務については、法改正により新たに始まった業務であり、平成 19 年 12 月下旬から交付業務を開始した。

20 年 3 月までの交付金交付決定数量は 117 万 573 トン、交付決定額は、195 億 8,880 万 3,000 円であった。

県別の内訳では、鹿児島県産が交付決定数量 47 万 744 トン、交付決定額 78 万 6,414 万 3,000 円、沖縄県産が 69 万 9,830 トン、交付決定額 117 万 2,466 万円であった。（第 4 表）

### 5 国庫納付金に関する業務

農業の担い手に対する交付金の交付に関する法律の施行に伴い、同交付金の交付に要する経費の財源に充てるため、平成 19 事業年度においては、農林水産大臣からの通知に従い、第 3 四半期(10 月～12 月)の調整金収入等から平成 20 年 1 月に、68 億 60 万 5,000 円を国庫に納付した。

第1表 国内産糖の機構指定倉庫（指定期間：平成15～18砂糖年度）

（北海道）

地区名	北広島	石狩	恵庭	札幌	函館	小樽	士別	旭川	美幌	網走
倉所数	1	2	1	6	2	4	4	6	3	2
地区名	斜里	北見	室蘭	苫小牧	伊達	釧路	芽室	帯広	幕別	清水
倉所数	1	4	2	10	1	14	3	3	1	2
地区名	本別	広尾								計
倉所数	1	1								74

（本州、四国、九州、沖縄）

地区名	仙台	東京	戸田	千葉	横浜	清水	名古屋	碧南	大阪	泉佐野
倉所数	1	9	2	5	1	2	5	1	4	2
地区名	神戸	岡山	広島	福岡	北九州	下関	日向	鹿児島	今帰仁	計
倉所数	1	1	1	4	2	1	1	3	1	47
地区名										合計
倉所数										121

第2表 国内産糖交付金交付決定数量

(単位：トン、千円)

項 目		てん菜糖	甘しや糖	
			鹿児島県産	沖縄県産
産 糖 量	18年産	(184,302) 635,702	70,583	84,898
	19年産	(254,898) 709,198	80,783	95,894
交付決定数量	18年産 (19年4月～9月)	(37,545) 150,250	14,848	4,944
	19年産 (19年10月～20年3月)	(56,223) 151,622	56,640	80,970
	計	(93,769) 301,873	71,489	85,914
国内産糖交付金交付決定金額		(3,605,393) 12,675,403	6,430,696	6,150,800

(注) てん菜糖の上段( )は、てん菜原料糖に係るもので内数である。

第3表 平成19事業年度における国内産原料糖の入札結果

1 てん菜原料糖

区分 単位 回	上場数量 (売り手数) トン (者)	申込者数 者	申込数量 トン	申込倍率 倍	落札者数 者	落札数量 トン	不落札数量 トン	落札率 %	落札価格		
									最高	最低	平均
									円/トン	円/トン	円/トン
18砂糖年度 第3回 19年 4月12日 18年産	12,660.000 (1)	20	34,941.600	2.8	20	12,660.000	0.000	100.0	78,240	78,240	78,240
第4回 19年 7月12日 18年産	13,260.000 (1)	20	36,597.600	2.8	20	13,260.000	0.000	100.0	76,640	76,640	76,640
19砂糖年度 第1回 19年10月11日 18年産	12,930.000 (1)	20	35,686.800	2.8	20	12,930.000	0.000	100.0	77,930	77,930	77,930
第2回 20年 1月10日 19年産	11,820.000 (1)	20	32,623.200	2.8	20	11,820.000	0.000	100.0	77,480	77,480	77,480

(注) 1 不落札数量は、(上場数量-落札数量)である。  
2 落札価格は、消費税及び地方消費税を含まない。

2 甘しや分みつ糖

区分 単位 回	上場数量 (売り手数) トン (者)	申込者数 者	申込数量 トン	申込倍率 倍	落札者数 者	落札数量 トン	不落札数量 トン	落札率 %	落札価格
									平均
									円/トン
19砂糖年度 第1回 19年10月11日	1,200.000 (1)	7	8,400.000	7.0	1	1,200.000	0.000	100.0	98,400
第2回 20年 1月10日	2,700.000 (2)	8	10,500.000	3.9	2	2,700.000	0.000	100.0	98,916

(注) 1 不落札数量は、(上場数量-落札数量)である。  
2 落札価格は、消費税及び地方消費税を含まない。

第4表 甘味資源作物交付金交付決定数量

(単位：トン、千円)

項 目		さとうきび		計
		鹿児島県産	沖縄県産	
19年産 (19年12月～20年3月)	交付決定数量	470,744	699,830	1,170,573
	交付決定金額	7,864,143	11,724,660	19,588,803

(注) ラウンドの関係で合計は必ずしも一致しない。



## 6 砂糖の補助に関する業務

### 砂糖生産振興事業

19事業年度に実施した補助事業は、9事業36億9,793万3,000円であり、事業内容は次のとおりである。

#### (1) てん菜生産構造改革特別対策基金

てん菜における直播栽培の普及促進、需要に応じた計画的生産の推進等、地域の実情に応じて、地域自らが作成する計画の下で構造改革を進めるため取組む事業に対し補助することとした。

#### (2) さとうきび増産プロジェクト基金

「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に基づき、経営基盤の強化、生産基盤の強化、生産技術対策等を通じ、地域ごとに策定されるさとうきび増産のための計画の達成に向けて取組む事業に対し補助することとした。

#### (3) 農業経営基盤強化特別対策事業

てん菜、さとうきびの生産の実態、地域の実情等を踏まえ、てん菜・さとうきびにおける生産農家の生産性向上、品質向上など農業経営基盤強化に向けて取組む事業に対し補助することとした。

#### (4) てん菜糖集荷製造流通合理化対策事業（早期退職）

てん菜糖製造事業者が、円滑に正規の従業員の早期退職を促進することにより、てん菜糖企業の合理化に資することを目的とし補助することとした。

#### (5) 原料糖需給安定化特別対策事業

てん菜原料糖に関し、市場シグナルを生産者に的確に伝える取組み及び生産・流通コストの低減に資する取組みに対して補助することとした。

#### (6) 甘しや糖製造合理化対策事業

さとうきびの糖度別買入価格体系の見直しにおいて、低糖度帯の見直しが3年間据え置かれることに伴う、原料代の負担増加分を甘しや糖製造事業者に対し補助することとした。

#### (7) 甘しや糖合理化促進臨時助成事業

標準的な集荷製造経費を基準として算定される国内産糖交付金によっては実際の集荷製造経費を賄えない甘しや糖製造事業者に対し、合理化の取組状況も勘案しつつ、その差額を補填する事業に対し補助することとした。

#### (8) 精製糖企業再編・合理化対策事業

砂糖価格の主な構成要素である精製糖企業の製造販売経費を削減し砂糖需要の維持・増大を図るため、精製糖企業が実施する再編・合理化を支援する。また、精製糖企業再編・合理化計画の実施に必要な現地調査及び本事業を計画的に推進するための指導助言を行う事業に対し補助することとした。

#### (9) 砂糖消費拡大推進事業

消費者に対して砂糖に関するパンフレット、シンポジウム等の各種媒体を活用した情報提供、作品コンクール等のイベント開催、菓子業界と連携した需要拡大キャンペーン等を行うなど砂糖に対する誤解を解いて砂糖の効用を広めることを通じて砂糖需要の維持・増大に資する事業に対し補助することとした。

#### IV 砂糖類業務関係年表

年月日	事項
19. 4. 12	平成18砂糖年度第3回国産原料糖入札取引
19. 4. 18	国内産糖交付金交付要綱の全部改正等及び通知
19. 4. 19	平成18砂糖年度第3回指定糖入札取引
19. 6. 15	「国内産糖交付金交付事務取扱について」制定
19. 6. 21	平成18砂糖年度異性化糖第4・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知
19. 6. 22	平成18砂糖年度指定糖第4・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知
19. 7. 12	平成18砂糖年度第4回国産原料糖入札取引
19. 7. 19	平成18砂糖年度第4回指定糖入札取引
19. 9. 6	さとうきび及びびでん粉原料用かんしょに係る交付金の支払い手続きに関する協議会の開催
19. 9. 14	平成19砂糖年度指標価格等告示
19. 9. 25	平成19砂糖年度異性化糖第1・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知
19. 9. 27	平成19砂糖年度指定糖第1・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知
19. 10. 5	「国内産糖交付金に係る申請状況等調査要領」制定
19. 10. 5	「郵送方式等による国内産糖交付金交付事務手続きについて」制定
19. 10. 11	平成19砂糖年度第1回国産原料糖入札取引
19. 10. 18	平成19砂糖年度第1回指定糖入札取引
19. 11. 9	さとうきび及びびでん粉原料用かんしょに係る交付金の支払い手続きに関する協議会に係る作業部会の開催
19. 12. 25	平成19砂糖年度異性化糖第2・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知
19. 12. 25	平成19砂糖年度指定糖第2・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知
20. 1. 10	平成19砂糖年度第2回国産原料糖入札取引
20. 1. 15	平成19事業年度第3・四半期分に係る利益の額について農林水産大臣に報告
20. 1. 17	平成19砂糖年度第2回指定糖入札取引
20. 1. 25	平成19事業年度第3・四半期分の国庫納付金の納付
20. 3. 19	さとうきび及びびでん粉原料用かんしょに係る交付金の支払い手続きに関する協議会に係る作業部会の開催

20. 3. 21	平成19砂糖年度異性化糖第3・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知
20. 3. 24	平成19砂糖年度指定糖第3・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知

でん粉業務

## I でん粉の概況

### 1 海外の動向

#### (1) でん粉製品概況

英国の調査会社である LMC 社によると、でん粉及び糖化製品などでん粉を加工したもの（でん粉製品）の 2007 年の生産量は、8,092 万 6,000 トンで、2006 年の 7,828 万 2,000 トンから 264 万 4,000 トン（3.4%）増加すると見通している。特にアジア地域での増加が著しく、前年比 7.1% の増加の見込みとなっているが、一方、北アメリカ地域では異性化糖などの糖化製品の生産が停滞傾向にあることから生産量はわずかに減少の見込みとなっている。

でん粉製品の種類別の内訳では、天然でん粉が 2,064 万トン、糖化製品が 4,261 万 8,000 トン、発酵製品が 1,149 万 4,000 トン、化工でん粉などが 617 万 4,000 トンである。さらに、天然でん粉を原料別に見ると、コーンスターチが 1,220 万 9,000 トン、タピオカでん粉が 740 万 5,000 トン、ばれいしょでん粉が 253 万 4,000 トン、小麦でん粉が 119 万 1,000 トンである。

でん粉製品の消費量は、前年の 7,838 万 1,000 トンから 277 万 4,100 トン（3.5%）増加し、8,115 万 5,000 トンになるとしている。生産量と同様にアジア地域での伸びが大きいですが、北アメリカ及び中央アメリカ・カリブでは減少している。

#### (2) とうもろこしの国際価格の推移

コーンスターチの原料であるとうもろこしについて、2007 年 4 月～2008 年 3 月のシカゴ先物相場（期近）を見ると、初めは変動していたが 8 月以降は一貫して上昇傾向で推移した。3 月には過去 10 年で最高の 1 ブッシュェル当たり 565.25 セントを記録し、月平均も最高の同 547.59 セントとなった。

世界のとうもろこし生産量の約 4 割を占める米国では、作付面積や生産量が増加したが、同国におけるエタノール需要の増加により、世界のとうもろこし需給がひっ迫し、2007/08 年度の期末在庫は 1983/84 年以来 25 年ぶりの低水準になると見られたことが、価格の上昇要因となった。

### 2 国内の動向

#### (1) でん粉概況

平成 19 年度の国内産いもでん粉の生産は、ばれいしょでん粉については、5 月後半の低温により原料いもの植え付け後の萌芽が遅れたが、その後回復し、でん粉生産量は前年度から 2 万 8,000 トン（13.5%）増加し、23 万 5,000 トンとなった。一方、かんしょでん粉については、原料いもが大雨や台風による被害を受けたことに加えて、9 月以降の夜間の温度が高温で推移したことから単収が落ち込み、でん粉生産量は前年度から 8,000 トン（15.1%）減少し、4 万 5,000 トンとなった。

コーンスターチ用とうもろこしの 19 年 4 月～20 年 3 月の輸入量は、347 万 7,000 トンであった。でん粉の輸入量は、コーンスターチが 543 トン、ばれいしょでん粉が 1,609 トン、マニオカでん粉が 15 万 7,233 トン、サゴでん粉が 1 万 6,780 トン、小麦でん粉が 0.95 トン、その他が 958 トンであった。また、化工でん粉の輸入量は、でん粉誘導体が 42 万 6,760 トン、デキストリンが 7,159 トン、膠着剤及び仕上げ剤などが 468 トンであった。

### 3 国内産いもでん粉の生産動向

#### (1) ばれいしょでん粉

##### ア ばれいしょの生産

平成 19 年産ばれいしょの作付面積は前年産比 1,200ha 増の 5 万 6,900ha、作付農家戸数は前年産比 700 戸減の 1 万 5,900 戸、一戸当たりの作付面積は前年産比 0.18ha 増の 3.58ha であった。

ばれいしょの 1 ha 当たりの収量は 39.4 トン（前年産 36.3 トン）、総収量は 224 万 2,000 トン（前年産 202 万 2,000 トン）といずれも前年産比増となった。うちでん粉原料用ばれいしょは 110 万 2,000 トン（前年産 94 万 5,000 トン）と前年産比 15 万 7,000 トン増の収量となった。

##### イ ばれいしょの生育概況

5 月後半の低温により 6 月に入って植付後の萌芽が遅れたが、7 月になって着蕾から開花、8 月の終花と平年並みに推移し、収穫作業は 9 月に入って平年並に始まった。10 月の収穫作業も平年並みに進んだ。一株当たりのいもの数はやや少なかったものの、いも 1 個の重量はやや大きかった。

##### ウ ばれいしょでん粉の生産

平成 19 年産のばれいしょでん粉生産量は 23 万 5,000 トン（前年産 20 万 7,000 トン）と前年産比 2 万 8,000 トンの増となった。歩留は 21.4%とほぼ前年並であった。

#### (2) かんしょでん粉

##### ア かんしょの生産

平成 19 年産のかんしょの作付面積は前年産比 400ha 増加の 1 万 7,000ha、作付農家戸数は前年産比 1,900 戸減の 2 万 1,100 戸、一戸当たりの作付面積は前年産比 0.09ha 増の 0.81ha であった。

かんしょの 1 ha 当たりの収量は 26.1 トン（前年産 28.5 トン）、総収量は 44 万 3,000 トン（前年産 47 万 2,000 トン）といずれも前年産比減となった。うちでん粉原料用かんしょは 14 万 5,000 トン（前年産 16 万 8,000 トン）と前年産比 2 万 3,000 トン減の収量となった。

##### イ かんしょの生育概況

でん粉原料用かんしょの主要な生産地の鹿児島では、大雨により露地栽培の畦が崩れるなどの被害があった。また、台風 4 号によるかんしょの地上部の欠損、裂傷等の被害が大きかった。9 月以降は夜間が高温で推移したため、でん粉蓄積が抑制され、10a 当たりの収穫は例年に比べて落ち込んだ。

##### ウ かんしょでん粉の生産

平成 19 年産のかんしょでん粉生産量は、4 万 5,000 トン（前年産 5 万 3,000 トン）と前年産比 8,000 トンの減となった。歩留は 31.2%とほぼ前年並みであった。

## Ⅱ 価格の決定

### 1 指標価格

機構業務の基礎となる 19 でん粉年度に適用されるでん粉調整基準価格については、価格調整法第 26 条の規定に基づき、食料・農業・農村基本政策審議会の意見を平成 19 年 9 月 6 日に聴取した上で同月 14 日に次のとおり告示された。

○ でん粉調整基準価格 1,000 キログラムにつき 141,010 円

### 2 指定でん粉等関係決定価格

#### (1) 調整率

19 でん粉年度に適用される価格調整法第 31 条第 1 項第 1 号の規定に基づき農林水産大臣の定める率（指定でん粉等調整率）は、平成 19 年 9 月 14 日に次のとおり告示された。

○ 指定でん粉等調整率 100 分の 6.493

#### (2) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定でん粉等の機構買入価格は、価格調整法第 29 条に基づき、当該指定でん粉等がでん粉の場合には、その輸入申告時に適用される平均輸入価格と規定されており、同法第 28 条及び同法施行令第 39 条及び 40 条の規定に基づき、3 ヶ月ごとに農林水産大臣により定められ、次のように告示された。（第 1 表）

・適用期間 平成 19 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで

1,000 キログラムにつき 51,670 円（平成 19 年 9 月 28 日告示）

・適用期間 平成 20 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで

1,000 キログラムにつき 56,140 円（平成 19 年 12 月 28 日告示）

#### (3) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第 31 条第 1 項に基づき、当該指定でん粉等がでん粉の場合には、でん粉調整基準価格とその輸入申告時に適用される平均輸入価格との差額に指定でん粉調整率を乗じた額に平均輸入価格を加えた額が 3 ヶ月ごとに算定された。

### 3 国内産いもでん粉関係決定価格

#### (1) でん粉原料用いも交付金の単価

でん粉原料用いも交付金の単価は、価格調整法第 34 条第 2 項に基づき、対象でん粉原料用いも生産者が生産したでん粉原料用いもの標準的な生産費の額から対象国内産いもでん粉製造事業者への標準的な売渡しの価格に相当する額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が品種別に定めることとなっている。

平成 19 年産については、次のように告示された。

指定地域	品 種	単 価
茨城県及び 千葉県の区域	アリアケイモ、コガネセンガン、コナホマレ、 サツマスターチ、シロサツマ、ダイチノユメ 及びハイスターチ	1,000 キログラ ムにつき 24,150 円
	サツマアカ、シロユタカ、タマユタカ、農林 一号、農林二号及びミナミユタカ	1,000 キログラ ムにつき 19,850 円



	その他の品種	1,000 キログラムにつき 15,550 円
宮崎県及び 鹿児島県の区域	アリアケイモ、コガネセンガン、コナホマレ、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ	1,000 キログラムにつき 25,960 円
	その他の品種	1,000 キログラムにつき 24,150 円

(2) 国内産いもでん粉交付金の単価

国内産いもでん粉交付金の単価は、価格調整法第 36 条第 2 項に基づき、農林水産省令で定める国内産いもでん粉の種類に応じて、対象でん粉原料用いも生産者が生産したでん粉原料用いもの標準的な買入れの価格に相当する額（その額が当該でん粉原料用いもの標準的な生産費の額を超えるときは、その標準的な生産費の額）に、でん粉原料用いもの買入れ及びこれを原料とする国内産いもでん粉の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額から、政令に定めるところにより、輸入に係るでん粉につき価格調整法第 31 条第 1 項第 1 号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎として算出される額を控除して得た額を基準として、農林水産大臣が定めることとなっている。

平成 19 年産については、ばれいしょでん粉及びかんしょでん粉の国内でん粉交付金単価は、ともに平成 19 年 9 月 28 日に次のように告示された。

ア	ばれいしょでん粉	
	1,000 キログラムにつき	15,938 円
イ	かんしょでん粉	
	1,000 キログラムにつき	22,110 円

第1表 でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額の推移

(単位：円/トン)

年度		区 分 期間	平均輸入価格 (買入価格)	売戻価格	売買差額
19 事業 年度	19 でん 粉年 度	19年 10～12月	51,670	57,471	5,801
		20年 1～3月	56,140	61,651	5,511

### Ⅲ 業務の概要

#### 1 輸入指定でん粉等に関する業務

##### (1) 概要

平成 19 事業年度における輸入に係る指定でん粉等に関する業務は、価格調整法に基づく価格調整業務が行われた。

平均輸入価格が平成 19 年 10 月以降の全適用期間を通じてでん粉調整基準価格を下回っていたので、価格調整法第 27 条に基づき義務売買が行われた。

##### ア 売買数量

平成 19 事業年度における輸入に係る指定でん粉等の機構売買契約数量は、とうもろこし(でん粉原料用輸入農産物) 169 万 5,091 トン(558 件)、輸入でん粉 6 万 341 トン(194 件)の合計 175 万 5,433 トン(752 件)であった。

##### イ 売買差額

平成 19 事業年度に売買契約した輸入に係る指定でん粉等の売買差額は、とうもろこし(でん粉原料用輸入農産物)65 億 350 万 1,000 円、輸入でん粉 3 億 3,943 万 7,000 円の合計 68 億 4,293 万 8,000 円であった。

(2) 売買契約実績

ア どうもろこし（でん粉原料用輸入農産物）

（単位：kg・円）

区分 年月	件数	数量	売買差額 (調整金)	備考
19年 10月	75	222,274,136	876,871,468	
11月	98	324,550,285	1,280,350,876	
12月	78	230,918,576	908,972,635	
20年 1月	102	298,599,130	1,118,850,938	
2月	83	266,475,380	998,483,251	
3月	122	352,274,362	1,319,972,033	
合計	558	1,695,091,869	6,503,501,201	

イ でん粉

(単位：kg・円)

区分 年月	糖化用でん粉		化工でん粉用でん粉		総 数			備 考
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	売買差額 (調整金)	
19年 10月	5	2,691,600	12	2,746,000	17	5,437,600	31,543,517	
11月	9	4,860,000	20	3,350,500	29	8,210,500	47,629,109	
12月	15	6,094,400	20	4,091,000	35	10,185,400	59,069,842	
20年 1月	13	5,279,000	23	6,241,600	36	11,520,600	63,490,024	
2月	18	7,387,000	22	5,055,400	40	12,442,400	68,570,064	
3月	19	8,674,400	18	3,870,400	37	12,544,800	69,134,390	
合 計	79	34,986,400	115	25,354,900	194	60,341,300	339,436,946	

2 でん粉原料用いもに関する業務

平成 19 年度における対象でん粉原料用いも生産者に対する交付金の交付業務については、平成 19 年 10 月上旬から平成 20 年 1 月上旬までの間に交付決定を行った。

平成 19 年度の交付決定数量は 14 万 5,279 トン、交付決定額は 37 億 7,118 万円であった。

県別の内訳では、鹿児島県が交付決定数量 14 万 2,768 トン、交付決定額は 37 億 598 万 8,000 円、宮崎県が交付決定数量 2,511 トン、交付決定額は 6519 万 2,000 円であった。

(第 2 表)

第 2 表 対象でん粉原料用いも生産者交付金交付決定数量

(単位：トン、千円)

区分 年度	宮崎県		鹿児島県		合 計	
	数量	交付決定金額	数量	交付決定金額	数量	交付決定金額
平成19年度	2,511	65,192	142,768	3,705,988	145,279	3,771,180

3 国内産いもでん粉に関する業務

(1) 概要

平成 19 事業年度における国内産いもでん粉交付金交付業務については、平成 19 年 11 月下旬から平成 20 年 3 月下旬までの 19 年産のばれいしょでん粉及びかんしょでん粉に対して行った。

(2) 平成 19 事業年度における国内産いもでん粉交付金交付業務

ア ばれいしょでん粉

平成 19 年産の対象生産者のばれいしょでん粉生産量は 22 万 238 トンで、このうち 5 万 4,376 トンが平成 19 年 11 月から平成 20 年 3 月までに交付決定された。この交付決定により平成 19 事業年度にばれいしょでん粉の製造事業者を支払われた交付金額は 8 億 6,664 万 2,000 円であった。(第 3 表)

イ かんしょでん粉

平成 19 年産の対象生産者のかんしょでん粉生産量は 4 万 5,331 トンで、このうち 1 万 5,378 トンは平成 19 年 11 月から平成 19 年 3 月までに交付決定された。この交付決定により平成 19 事業年度にかんしょでん粉の製造事業者を支払われた交付金額は 3 億 4,001 万 4,000 円であった。(第 3 表)

第 3 表 国内産いもでん粉交付金交付決定数量

(単位：トン、千円)

項 目		ばれいしょでん粉	かんしょでん粉
でん粉生産量	19 年産	220,238	45,331
交付決定数量	19 年産 (19 年 10 月～20 年 3 月)	54,376	15,378
国内産いもでん粉交付金交付決定金額		866,642	340,014

#### 4 国庫納付金に関する業務

農業の担い手に対する交付金の交付に関する法律の施行に伴い、同交付金の交付に要する経費の財源に充てるため、平成 19 事業年度においては、農林水産大臣からの通知に従い、第 3 四半期(10月～12月)の調整金収入等から平成 20 年 1 月に、14 億 8,652 万 5,000 円を国庫に納付した。

#### IV でん粉業務関係年表

年月日	事項
19. 4. 18	国内産いもでん粉交付金交付要綱の制定について農林水産大臣に届け出
19. 4. 25	義務売渡しに係る指定でん粉等売買要領の制定について農林水産大臣に届け出
19. 4. 25	義務売渡しに係る指定でん粉等売買要領細則の制定について農林水産大臣に届け出
19. 4. 27	でん粉原料用いも交付金交付要綱の制定について農林水産大臣に届け出
19. 6. 15	でん粉原料用いも交付金交付事務の取扱いについて農林水産大臣に届け出
19. 7. 31	インターネット方式等による義務売り渡しに係る指定でん粉等売買事務手続きについての制定について農林水産大臣に届け出
19. 7. 31	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律に基づき税関手続が行われる指定でん粉等の売渡申込書の添付書類等についての制定について農林水産大臣に届け出
19. 7. 31	義務売り渡しに係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し約款に規定する機構が別に定める取引銀行についての制定について農林水産大臣に届け出
19. 7. 31	義務売り渡しに係る指定でん粉等売買要領第16条及び同要領第20条第7項に基づく機構が定める割合についての制定について農林水産大臣に届け出
19. 7. 31	義務売り渡しに係る指定でん粉等売買要領第2条第2項に基づく指定工場の届出についての制定について農林水産大臣に届け出
19. 7. 31	義務売り渡しに係る指定でん粉等売買要領第2条第2項に基づく指定工場に対する機構の現地確認についての制定について農林水産大臣に届け出
19. 9. 14	平成19でん粉年度 指標価格告示
19. 9. 28	平成20年に植付けされるかんしょのでん粉原料用いも交付金の単価公示
19. 10. 3	郵送方式等による国内産いもでん粉交付金交付事務手続きについての制定について農林水産大臣に届け出
19. 10. 3	国内産いもでん粉交付金に係る申請状況等調査要領の制定について農林水産大臣に届け出
19. 10. 4	国内産いもでん粉交付金交付要綱の一部改正制定について農林水産大臣に届け出
19. 10. 4	でん粉原料用いも交付金に係る申請状況等調査要領について農林水産大臣に届け出
19. 10. 4	国内産いもでん粉検査要領の一部改正について農林水産大臣に届け出
19. 10. 17	関税法第73条第1項に基づき輸入許可前取引がなされた関税割当貨物に係る指定でん粉等の売渡申込書の添付書類についての制定について農林水産大臣に届け出
19. 12. 14	国内産いもでん粉交付金における交付申請計画数量の取扱いについての制定について農林水産大臣に届け出
19. 12. 27	でん粉原料用いも交付金交付要綱の一部改正及びでん粉原料用いも交付金交付事務の取扱いについての一部改正について農林水産大臣に届け出
20. 1. 15	平成19事業年度第3・四半期分に係る利益の額について農林水産大臣に報告



20. 1. 25	平成19事業年度第3・四半期分の国庫納付金の納付
20. 3. 26	郵送方式等による国内産いもでん粉交付金交付事務手続きについて等の一部制定について農林水産大臣に届け出
20. 3. 31	でん粉原料用いも交付金交付要綱の一部改正、でん粉原料用いも交付金交付事務の取扱いについての一部改正及びでん粉原料用いも交付金に係る申請状況等調査要領の一部改正について農林水産大臣に届け出

# 蚕糸業務

## I 蚕糸業の概況

### 1 養蚕業の動向

平成19年度における養蚕業は、養蚕従事者の高齢化及び後継者不足による労働力事情等により、飼育中止や掃き立て規模を縮小する農家が増加したことから、養蚕農家数、掃立卵量及び収繭量とも前年に比べて大幅に減少した。

- (1) 養蚕農家数は1,169戸で、前年に比べて176戸(13%)減少した。
- (2) 桑栽培面積は2,363ha、桑使用面積は1,172haで、前年に比べてそれぞれ302ha(11%)、229ha(16%)減少した。
- (3) 飼育箱数は12,511箱で、前年に比べて2,401箱(16%)減少した。
- (4) 箱当たり収繭量は34.6kgで、前年に比べてやや増加した。
- (5) 収繭量は433tで、前年に比べて193トン(30%)減少した。
- (6) 1戸当たり飼育箱数は10.7箱、1戸当たり収繭量は371kgで、ともに前年よりやや減少した。

(資料「平成19年度蚕業に関する参考統計」生産局生産流通振興課調べ)

### 2 製糸業の動向

平成19年度における製糸業の動向は、原料繭の減少、生糸価格の低迷により製糸設備の運転率及び生糸生産量は前年に引き続き減少した。

- (1) 器械製糸工場数(19年12月末の運転工場数)は、2工場で前年同。
- (2) 生糸生産量(19年度)は1,747俵で、前年に比べて209俵(10.7%)減少した。

### 3 生糸の国内需給及び価格の動向

19年度の生糸需給についてみると、生産は1,747俵と前年比10.7%減少し、機構における外国産生糸の買入れ及び売戻しは、国内の絹製品の需要減少などによって、1万3,208俵(実需者輸入分1万3,208俵、一般者輸入分なし)と前年に比べて15.2%の減少となった。

国産生糸の市場価格は、かつては輸入生糸価格を上回って推移してきたが、そのシェアの激減による価格形成力の喪失、品質格差の縮小等により、19年度は概ね3,000円近辺と下回って推移した。

## II 取引指導繭価の設定等

### 1 取引指導繭価等

繭糸価格安定法の一部を改正する法律（平成9年法律第62号）の施行により、10年4月1日以降、従来の安定価格帯制度は廃止され、繭代の算定の上で、基準となる指標がなくなったことから、農林水産省は、取引指導繭価での農家手取りを確保し、蚕糸業の経営の安定を図ることが引き続き蚕糸行政の基本であるとの観点から、従来の経緯を踏まえつつ、取引指導繭価の仕組みの運用のルール等を明確化した蚕糸業経営安定対策要綱（平成10年1月20日付け10農産第349号農林水産事務次官依命通知）を制定して関係者に通知し、その趣旨を徹底させることとなった。

この蚕糸業経営安定対策要綱に基づき、平成19年3月9日付けで農林水産大臣により平成19生糸年度における取引指導繭価等（取引指導繭価1,518円/生繭kg、基準繭価100円/生繭kg、実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み4万俵、輸入糸調整金単価の水準190円/生糸kg、下位指標価格3,100円/生糸kg、上位指標価格4,900円/生糸kg）が設定された。

第1表 取引指導繭価等の推移

（単位：円）

生糸年度 価格	10	11	12	13	14	15	16
上位指標価格	6,000	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
下位指標価格	4,700	3,600	3,600	3,600	3,100	3,100	3,100
基準繭価	380	190	190	190	100	100	100
取引指導繭価	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518

生糸年度 価格	17	18	19
上位指標価格	4,900	4,900	4,900
下位指標価格	3,100	3,100	3,100
基準繭価	100	100	100
取引指導繭価	1,518	1,518	1,518

(参考) 安定帯価格等の推移

(単位：円)

生糸年度 価格	3		4		5		6		7		8		9
			当初	期中 改定	当初	期中 改定	当初	期中 改定	当初	期中 改定	当初	期中 改定	
安定上位価格	14,800	14,800	13,800	12,400	12,400	10,600	10,600	9,200	9,200	8,700	8,700	8,700	
安定基準価格	10,400	10,400	10,400	8,400	8,400	7,200	7,200	6,000	6,000	5,500	5,500	5,500	
基準繭価	1,518	1,518	1,518	1,226	1,226	1,051	1,051	592	592	500	500	500	
取引指導繭価	—	—	—	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	
事業団買入価格	10,300	10,300	10,300	8,300	8,300	7,100	7,100	5,900	5,900	5,400	5,400	5,400	

(注) 第1表及び(参考)においては

1. 生糸の価格は標準生糸(27中3A格)についてのものである。
2. 基準繭価は、4生糸年度まで繭格2等で生糸量歩合18.5%、5生糸年度より繭格がA格であって生糸量歩合18.5%の繭についてのものである。

## 2 蚕糸政策

蚕糸業は、我が国固有の和装文化を支える産業として、また中山間地域における重要な作目として位置付けられているものの、絹需要の減少や養蚕従事者の高齢化、後継者難など極めて厳しい現状にあり、養蚕業の規模が縮小を続けている状況にある。このため、今後とも持続的な養蚕業を実現するためには、川上・川下一体となったモノ作り、新分野の開発などの推進体制を構築することとし、平成17年から3年間の構造改革を実施し、平成20年には国産繭の全量を需要に応じた契約生産の形態に誘導することとなった。また、構造改革の一層の促進を図る観点から、養蚕・製糸側と需要者側との定期的な協議の場の創設への協力、関連事業との連携強化などを行うこととしている。

### (1) 繭生産対策

近年、繭生産は養蚕農家の高齢化等の要因もあり、減少傾向に歯止めが掛からない状況が続いている。しかし、養蚕業は、重要な地域特産品として、また、伝統的産業として技術の継承・育成を含めその振興を図ることが重要である。

この現況を踏まえて次の諸対策を積極的に講ずることとした。

#### ア 高品質繭の誘導

高品質な繭生産への一層の誘導を図るため、これまでどおり一定の加算措置を講ずるものの、品質の低い繭の補てん水準については大幅に引き下げることとし、養蚕農家の手取りと生産意欲の向上を図る。

#### イ 養蚕文化継承地域の育成

養蚕文化継承地域(養蚕業の維持・継承を図るため、明確な目標をもって養蚕産地の育成に取り組む地域として、農林水産省生産局長が別に定めるところにより都府県知事が指定する地域をいう。)において、3令まで共同飼育した稚蚕を

当該地域の養蚕農家に配蚕することにより養蚕作業の省力化・効率化を推進する。

## (2) 輸入対策

19 生糸年度の実需者生糸輸入については、生糸の需給バランスを図りつつ、絹業の経営の安定に配慮して年間割当数量の見込みを 40,000 俵とし、これを基礎として、四半期ごとに需給・価格動向に応じて弾力的に調整（生糸価格が下位指標価格を下回る場合は一定率（20%）を削減し、上位指標価格を上回る場合は一定率（20%）を増加する。）することとした。

なお、輸入糸調整金の単価は、生糸から絹糸への輸入のシフト、織物業者の経営状況等を考慮し、190 円/kg（前年同）とされた。

## (参考)

### ア 繭の輸入

繰糸に適する繭（乾繭）の輸入については、7 年 4 月以降の WTO 協定の発効に伴い、従来の事前確認制から関税割当制に移行している。仕組みとしては、需給上必要な量（＝関税割当数量）は、無税（8 年 4 月 1 日より適用）として製糸の操業確保を図る一方、これ以上の量は二次税率（高税率）を適用し、国内生産者を保護することとなった。平成 19 年度（この場合は 4 月～3 月の事業年度）の輸入乾繭関税割当数量は、1,995 トン（国産繭の引取りに対応して配分）に設定・公表されることになった。

### イ 19 生糸年度の繭価算定方式

18 生糸年度に引き続き「取引指導繭価 1,518 円/生繭 kg」が設けられた。この取引指導繭価の確保を図るため、輸入糸調整金及び蚕糸業経営安定対策交付金を活用した蚕糸業経営安定対策事業の実施を通じて、養蚕農家及び製糸業者の経営の安定を図ることとした。

### Ⅲ 業務の概要

#### 1 生糸の輸入調整に関する業務

生糸の価格安定業務は、「繭糸価格安定法の一部を改正する法律」（平成 9 年法律第 62 号）の施行により、平成 10 年 4 月 1 日以降、安定価格帯制度は廃止され、生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和 26 年 12 月 17 日法律第 310 号）及び「蚕糸業経営安定対策要綱」（平成 10 年 1 月 20 日付け 10 農産第 349 号農林水産事務次官依命通知）に基づく生糸の輸入調整業務へと移行した。

#### (1) 生糸の輸入に係る調整等事業

##### ア 機構による生糸の輸入及び売渡し

機構は、農林水産大臣の承認を受けて生糸を輸入することができ、また、保有した生糸は、生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、一般競争入札等の方法により、売り渡すことができることとなっている。

19 事業年度は 18 事業年度に引き続き、生糸価格が年間を通じて低迷傾向であったため、機構による生糸の輸入及び一般売渡しは実施しなかった。

##### イ 輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻し

生糸の輸入は、平成 7 年 4 月に生糸の国境措置が従来の一元輸入から関税化に移行されたことに伴い、機構が農林水産大臣の承認を受けて輸入するほか、関税相当額を支払えば誰でも輸入できることとなり、保税加工輸出用の輸入などの特別な場合を除き、関税法第 67 条の規定による輸入申告をする者は、その輸入申告に係る生糸を機構に売り渡して買い戻さなければならないこととなった。このため、機構は生糸を輸入する者から当該生糸の売渡しと買戻しの申込を受け、売買差額相当額の担保の提供を受けた時は、買入れ・売戻しの承諾を行い、承諾書を交付する。輸入申告者は、その承諾書を添付して輸入申告を行い、輸入許可後、機構に売買差額を納付して担保の返還を受けることとなる。

売買差額は、一般者輸入の場合、生糸 1 kg につき 3,910 円であるが、その輸入が絹業の健全な発展を通じて生糸の需要増進に資する見地から特に必要なものである旨、農林水産大臣の認定を受けた者が行う実需者輸入の場合は、農林水産大臣が毎月を適用期間として 3,910 円を超えない範囲内で定めた額に減額され、平成 19 生糸年度（平成 19 年 6 月～平成 20 年 3 月）は、190 円/kg であった。

なお、農林水産大臣の認定する実需者輸入の数量は、国内需要見込数量から国内生産見込数量を差し引いて得た数量を、農林水産省が経済産業省と協議の上、実需者の中央団体に内示することとなっている。19 生糸年度の実需者輸入の認定は、需給価格動向に対応した弾力的な運用を図るため、農林水産大臣が四半期に分けて行い、四半期別の「生糸の実需者輸入割当枠」は、「年間の生糸の実需者輸入割当枠（4 万俵）」を各四半期ごとに分けた 4 分の 1 の数量（1 万俵）を基本とする。しかし、各四半期の算定期間の平均生糸価格が「上位指標価格（4,900 円）」を超えた場合、基本数量に 20% プラス、「下位指標価格（3,100 円）」を下回った場合、基本数量を 20% マイナスし、認定数量を決定する。

また、予期せざる需給変動等の事態が生じた場合において特に必要があるときは、調整量等において所要の調整を行うことができることとなっている。

事業年度ベースの実需者輸入の買入・売戻数量は、19 年度は、1 万 3,208 俵であ

った。

一方、19 生糸年度における実需者輸入の買入・売戻数量は、生糸の需要不振などから、19 生糸年度第 1・四半期の認定数量 9,896 俵に対して承諾数量は 3,379 俵（残数量は 6,517 俵、承諾／認定数量比（以下、数量比という。）34.1%）、第 2・四半期分は認定数量 7,917 俵に対して承諾数量は 4,057 俵（残数量 3,860 俵、数量比 51.2%）、第 3・四半期分は認定数量 1 万俵に対して承諾数量は 2,590 俵（残数量 7,410 俵、数量比 25.9%）、第 4・四半期分は認定数量 8,000 俵に対して承諾数量は 1,459 俵（残数量 6,541 俵、数量比 18.2%）であった。各期の承諾数量等の内訳は、第 3 表及び第 4 表のとおり。

なお、本生糸年度は、一般者輸入の買入れ、売戻しの実績はなかった。

## (2) 生糸特別売渡し及び新規用途等生糸売渡し

機構は、生糸の保有期間が 180 日を超えるに至った場合に、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によって、輸入によって保有した生糸を一般競争入札又は随意契約により売り渡すことができる。

また、機構は、生糸需要の増進に資するために新規の用途若しくは販路に向ける場合、生糸若しくは生糸の加工品の需要増進のために営利を目的としない団体が行う展示会その他の事業の用に供する場合又は試験研究用に供する場合に、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によって、輸入によって保有した生糸を売り渡すことができる（昭和 57 年 8 月創設）。

19 事業年度においては、16 事業年度末までに機構の在庫生糸はすべて売り渡しによりなくなったことから、生糸特別売渡し及び新規用途等生糸売渡しは、行っていない。

## 2 蚕糸業振興事業に対する補助業務

19 事業年度に実施した補助事業は、3 事業 7 億 8,856 万円であり、主な事業内容等は次のとおりである。

### (1) 蚕糸業経営安定対策事業に対する補助

「蚕糸業経営安定対策要綱」（平成 10 年 1 月 20 日付 10 農産第 349 号農林水産事務次官依命通達）に基づき、国からの蚕糸業経営安定対策交付金と輸入糸調整金を財源として、良質繭・良質生糸の生産を通じて、経営改善に取り組む養蚕農家の手取り向上と製糸の経営安定を図るため、全国農業協同組合連合会を通じて、蚕期毎に繭の品質に応じた補給金 7 億 4,114 万 8,000 円及び推進費 786 万 7,000 円を交付した。（第 2 表参照）

第 2 表 蚕糸業経営安定対策事業に対する補助実績

	春蚕繭	初秋蚕繭	晩秋蚕繭	計
交付対象数量	173,231.7 k g	109,654.0 k g	147,657.2 k g	430,542.9 k g
蚕糸業経営安定対策補給金	304,418 千円	181,008 千円	255,722 千円	741,148 千円
推進費	3,319 千円	2,129 千円	2,419 千円	7,867 千円
計	307,737 千円	183,137 千円	258,141 千円	749,015 千円

注：金額は千円未満四捨五入



(2) 養蚕文化継承対策事業に対する補助

養蚕文化継承対策事業

養蚕文化継承地域（養蚕業の維持・継承を図るため、明確な目標をもって養蚕産地の育成に取り組む地域として、農林水産省生産局長が別に定めるところにより都府県知事が指定する地域）において、養蚕作業の省力化・効率化を図るため、3令まで共同飼育した稚蚕を当該地域の養蚕農家に配蚕する事業に対し補助することとし、群馬県養蚕産地育成協議会他5協議会等に対し、3,177万6,000円の補助金を交付した。

(3) 蚕糸業構造改革対策事業・養蚕・製糸構造改革対策事業

契約生産に誘導するため、稚蚕人工飼育機等の共同利用機械を整備し、また、小ロット多品目の生糸生産や特殊加工生糸の生産できる工程管理体制を確立し、需要に応じた生糸を安定的に供給できるようにするため、ハイテクコントロールシステム等の共同機械・施設を整備する事業に対し補助することとし、碓氷製糸農業協同組合、他2蚕種所に対し、776万9,000円の補助金を交付した。



(第3表) 生系の買入れ・輸入及び売渡状況

(単位: 俵)

区分	国産生糸							外国産生糸											買入合計 (買換糸は除く)	売渡合計 (買換糸は除く)	期末在庫 合計	生糸短期保管事業			期末在庫 合計 (短期保管を含む)	外国産生糸			
	買入れ	安売戻し	安売渡し	新規用途 等売渡し	生糸特別 売渡し	実需者向 け売渡し	期末在庫	買入れ			売渡					期末在庫	買入れ	売戻し				短期保管 期末在庫	実需者 輸入	一般者 輸入					
								輸入	買換え (国産糸)	計	安売渡し	買換え (輸入糸)	実需者売渡し		新規用途 等売渡し											生糸特別 売渡し	計		
													新規輸入糸	在庫糸															
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗			
19年	4月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	851	0	
	5月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	872	0	
	6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,241	0	
	7月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	861	0	
	8月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,277	0	
	9月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,262	0
	10月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,438	0
	11月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,357	0
	12月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	885	0
	1月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	918	0
	2月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	787	0
	3月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,459	0
	19年度計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,208	0

- (注) 1.「0」は買入れ又は売渡しの実績がなかったことを示す。  
2.「-」は当該事項が設けられていないことを示す。  
3. ( )内は「買換国産糸」で内数である。  
4. 法改正により、10年4月以降、「国産生糸」とあるのは「輸入生糸」とみなすこととなった。

第4表 輸入申告に係る生糸の買入れ売戻し状況(承諾ベース)

(単位: 俵)

区分	平成19年	5月	18生糸	6月	7月	8月	19生糸	9月	10月	11月	19生糸	12月	平成20年	2月	19生糸	3月	19生糸	事業年度	生糸年度	
	4月		年				年				年		1月		年					
			第4				第1				第2				第3		第4	計	計	
			四半				四半				四半				四半		四半			
			期				期				期				期		期			
			(3				(6				(9				(12		(3			
			~5				~8				~11				~2		~5			
			月)				月)				月)				月)		月)			
実需者	中国	624	693	1,647	861	624	985	2,470	876	980	1,105	2,961	620	681	555	1,856	1,036	1,036	9,640	8,323
	ブラジル	227	175	797	380	237	258	875	338	436	225	999	240	233	230	703	423	423	3,402	3,000
	ベトナム																			
	タイ		4	4			34	34	48	22	27	97	25	4	2	31			166	162
	ウズベク																			
	トルクメニスタン																			
	ネパール																			
	計	851	872	2,448	1,241	861	1,277	3,379	1,262	1,438	1,357	4,057	885	918	787	2,590	1,459	1,459	13,208	11,485
一般者	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	851	872	2,448	1,241	861	1,277	3,379	1,262	1,438	1,357	4,057	885	918	787	2,590	1,459	1,459	13,208	11,485	

第5表 輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しの国別・検驗局（工場）別実需者輸入数量

平成19生糸年度 合計

(単位:俵)

織 度	中 国										中国計	ブラジル		ブラジル計	タイ	ベトナム	合 計
	浙江(A)	江蘇(A)	四川(B)	重慶(B)	陝西(B)	上海(B)	安徽(B)	山東(B)	上海(B)	広東(B)		ブラタラ	フジムラ				
	14d		5						65				70				
20d	922	180						609			1,711	375	23	398			2,109
21d	405	90	80					40			615	128	121	249	120		984
25d	30	10									40						40
26d	2,505	245	50					1,520			4,320						4,320
27d												1,717	275	1,992			1,992
28d	150	40									190						190
30d	655	105	20					224			1,004						1,004
31d												196	75	271			271
42d	60							245			305	46	15	61	30		396
60d												16		16			16
110d																	
100d未満玉糸	10		10								20	13		13			33
100d以上玉糸		18	30								48						48
合 計	4,737	693	190					2,703			8,323	2,491	509	3,000	162		11,485
産地シェア	41.2%	6.0%	1.7%					23.5%			72.5%	21.7%	4.4%	26.1%	1.4%		

### 3 機構の蚕糸関係業務の廃止

#### (1) 蚕糸業務の廃止に至る経過

##### ア 蚕糸対策の見直し

蚕糸業は、明治以降、わが国の経済を支える基幹産業として発達し、最大の輸出産業として、近代日本の発展を支えてきたが、和装需要の減退、輸入の増大等による生糸価格の低迷により、養蚕農家や製糸業の経営状況は年々悪化し、繭や生糸の生産量は昭和 30 年代以降、一貫して減少し続けてきた。さらに高齢化の進展、後継者不足も重なり、養蚕農家戸数、繭生産量ともに、平成 13 年に比べると、5 年間で約半減の状態となった。

このような我が国蚕糸業をめぐる厳しい状況を踏まえ、平成 18 年 5 月に設置された「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」において検討が重ねられ、平成 19 年 3 月、繭・生糸の生産から最終製品に至る加工まで国内で行われた純国産絹製品を「国産ブランド」として確立し、輸入糸を使用した絹製品と区別された市場の構築を目指した今後の蚕糸業振興対策についての最終報告が取りまとめられた。

その後、農林水産省において、最終報告を踏まえ、具体的な方策について検討が行われ、平成 19 年 11 月 30 日、蚕糸・絹業の協力体制の構築の一環として、機構により徴収されていた輸入糸調整金を廃止すること等を内容とする「20 年度以降の蚕糸対策について」が取りまとめられた。

##### イ 「独立行政法人整理合理化計画」等

独立行政法人の見直しについて、「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）において、独立行政法人を原点に立ち返って見直し、「独立行政法人整理合理化計画」を策定する旨が決定された。これを受け、政府行政改革推進本部は「行政減量・効率化有識者会議」を設置し議論が行われた。

同有識者会議において「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る指摘事項」が取りまとめられ、「国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、残る業務についても縮小・効率化を推進すべき」とであるとされた。

有識者会議の指摘事項を踏まえ、政府は「独立行政法人整理合理化計画」において、機構の蚕糸関係業務は平成 19 年度限りで廃止することを平成 19 年 12 月 24 日閣議決定した。

また、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 19 年度に見直しの結論を得ることとされた独立行政法人 35 法人について、平成 19 年 12 月 11 日（火）に「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（第一次）」として 23 法人、平成 19 年 12 月 21 日（金）に「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（第二次）」として 12 法人を取りまとめ、各府省に対し指摘した。各府省は、これらの指摘事項を踏まえ、蚕糸業務の廃止を含む見直し（案）を作成し、これを行政改革推進本部が取りまとめ了承し、平成 19 年 12 月 24 日に行政改革推進本部決定がなされた。

#### (2) 「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」の廃止

こうした経緯を踏まえ、政府は、平成 20 年 2 月、第 169 国会に、「生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案」を上程し、平成 20 年 4 月 11 日に国会で可決され、成立と同時に公布・施行となった。

このため、機構が行ってきた生糸の輸入調整業務をはじめとする蚕糸関係業務を終了することとなった。

## 【機構の蚕糸業務の41年のあゆみ】

昭和41年：昭和38、39年の糸価の暴騰暴落及び引き続き低迷状態を契機として、繭糸価格の一層の安定を図るために、日本蚕繭事業団と日本輸出生糸保管株式会社が合併し、日本蚕糸事業団が設立される。

昭和44年：安定制度の合理化を図るため、国の糸価安定特別会計の資本金30億円を引き継ぎ、国の行ってきた繭糸価格の異常変動防止の業務を併せて行う。また、蚕糸・絹業の情報の収集・提供として、「海外情報」（月2回）を発行する。当初は米国市場動向やリヨン駐在員によるリヨン生糸市況など主に海外の収集・提供を行う。

昭和47年：わが国の経済の高度成長に伴い生糸の供給構造が輸入依存を強め、生糸輸入の急激な増加により需給が混乱したことから、事業団による生糸の一元輸入制度が創設され、昭和49年には事業団による生糸の一元輸入措置が発動される。

昭和51年：一元輸入制度の当分の間継続され、二国間協議が開始される。

昭和54年：蚕糸業振興資金を設け、蚕糸業の経営の安定と生糸・絹需要増進のための助成事業を実施する。

昭和56年：行政改革の一環として、糖価安定事業団と統合し、蚕糸砂糖類価格安定事業団となる。

昭和57年：昭和50年代後半の絹需要の減退を背景とする生糸需給の不均衡が事業団における大量の生糸在庫をもたらし、そのため事業団は在庫生糸の軽減、絹需要増進を図るため、昭和57年には新規用途売渡しを、昭和60年には特別売渡し（在庫1年超えのもの）の売渡しを実施する。

なお、昭和62年秋以降、生糸価格は持続的上昇を示し、これに対処して事業団による一般売渡し、生糸輸入の弾力化等が実施され、平成元年以降は、生糸価格は沈静化される。

昭和58年：「海外情報」を「内外シルク情報」と改題し月報となり、海外情報に加え、国内の蚕糸絹業に関するニュース性のある記事や統計を掲載する。

平成7年：ウルグアイ・ラウンドの合意により、生糸輸入の関税化が行われ、これに伴い一元輸入制度が廃止される。

平成8年：行政改革の一環として、畜産振興事業団と統合し、農畜産業振興事業団となる。

平成9年：繭糸価格安定法の一部を改正する法律成立（10年4月施行）

平成10年：国産生糸の買入・売渡し等の業務が廃止されることとなり、「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」が施行され、輸入生糸調整金徴収業務、助成事業が始まる。

平成12年：「内外シルク情報」を廃刊し、「シルク情報」を創刊する。

平成15年：野菜供給安定基金と統合し、独立行政法人農畜産業振興機構となる。

#### IV 蚕糸業務関係年表

年月日	事 項
19. 4. 4	平成19生糸年度第1四半期実需者輸入に係る農林水産大臣への認定申請限度数量（10,000俵 6月～8月）
19. 5. 25	平成19生糸年度第1四半期実需者輸入に係る農林水産大臣の認定書交付
19. 6. 28	平成18生糸年度第2四半期実需者輸入に係る農林水産大臣への認定申請限度数量（8,000俵 9月～11月）
19. 8. 28	平成19生糸年度第2四半期実需者輸入に係る農林水産大臣の認定書交付
19. 10. 3	平成19生糸年度第3四半期実需者輸入に係る農林水産大臣への認定申請限度数量（10,000俵 12月～2月）
19. 11. 16	平成19生糸年度第3四半期実需者輸入に係る農林水産大臣の認定書交付
20. 1. 15	平成19生糸年度第4四半期実需者輸入に係る農林水産大臣への認定申請限度数量（8,000俵 3月～5月）
20. 2. 26	平成19生糸年度第4四半期実需者輸入に係る農林水産大臣の認定書交付
20. 4. 11	生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律の公布・施行（蚕糸関係業務廃止）



# 情報収集提供業務

## I 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物に関する情報収集提供業務は、畜産物の価格安定業務に関して、国内はもとより、海外を含め、主要な畜産物の生産条件、需給動向、流通事情等の情報を収集、整理し、これを関係者へ提供することにより、我が国畜産の一層の体質強化に資することを目的として実施している。

具体的な業務は、畜産をめぐる国際化の進展等に対応して、

- ① 畜産物に関する必要な情報を関係者に的確に提供し、畜産物の適切な価格形成に資するほか
- ② 我が国の畜産関係者が畜産物の輸入に係る事情の変化に対処するために必要な内外の先進的事例や政策動向等の情報を提供するなど、昨年度までの実績を踏まえてその充実強化に努め、19年度には次の業務を実施した。また併せて、年度計画等を踏まえて飼料価格高騰問題、バイオエタノール情勢、乳製品の国際需給や食品安全等の内外の重要情報の提供を行った。

### 1 国内の情報収集

国内情報の収集は、政府統計等に加えて、畜産物の生産、流通について以下により機構独自に行った。

- (1) 需給検討会議や現地調査等の定性的情報収集（「牛乳乳製品の需給等検討委員会」等）
- (2) 食肉の市況、在庫状況、専門機関（(社)食品需給研究センター等）に委託して行う調査（輸入食肉の品目別輸入動向、食肉卸売段階での価格、在庫量、食肉の小売販売動向（POS）、牛乳乳製品消費実態調査（POS）等）

### 2 海外の情報収集

海外情報の収集は、海外駐在員が収集する大洋州、北米、欧州、東南アジア及び南米の情報に加えて、以下により収集を行った。

- (1) 海外駐在員のカバーできない地域または海外駐在員が収集することが困難な情報については、
  - ア 国際情報審査役を中心とした機構職員による現地調査
  - イ 海外の調査会社等による委託調査
- (2) 各種の国際会議への出席等

### 3 情報の提供

1及び2により収集整理した情報及びその他の諸情報を取りまとめて、月報「畜産の情報」（国内編、海外編、Monthly Statistics）を定期的に配布・提供した。

さらに年報「畜産」（国内編、海外編）を刊行し、関係者に提供した。

### 4 インターネット及び衛星放送を通じた情報提供の推進

各分野から収集した情報の整理、分析を効果的に実施するために、収集した情報をデータベース化するとともに、インターネットを利用した情報提供の拡充整備に取り

組んだ。

- (1) 3の月報「畜産の情報」に加えて、週報「海外駐在員情報」、週報「畜産物市況週報」、「国際情報ウォッチ（ALIC／駐在員トピックス）」と「畜産物の需要関係の諸統計データ」をホームページに掲載した。
- (2) 畜産関係の情報収集提供業務の一環として、国、畜産関係法人が所有する畜産関係情報を総合的に提供するポータルサイト「畜産情報ネットワーク」（通称「LIN」）の推進を図るため、畜産情報ネットワーク推進協議会の事務局として、その効率的な推進を図ったほか、統計データ等についてLINを通じて提供した。なお、19年度末現在のLINの参加団体は、90法人となっている。
- (3) 畜産物市況情報の一部、内外の月間の需給動向を、グリーンチャンネル（農林水産情報及び中央競馬情報を放映するCS（通信衛星））を通じて定期的に提供した。

## 5 海外駐在員の業務

シドニー、ワシントン、ブリュッセル、シンガポール及びブエノスアイレス駐在員は、各担当地域（シドニーは大洋州、ワシントンは北米、ブリュッセルは欧州、シンガポールは東南アジア、ブエノスアイレスは南米）における主要な畜産物の生産及び流通に関する情報を収集・整理し、各地域における最新の動向等を取りまとめた週報「海外駐在員情報」や月報「畜産の情報（海外編）」の特別レポートによる報告などにより、国内の畜産関係者への情報提供業務の一翼を担った。

さらに、各担当地域内の畜産関係者と日本の畜産関係者との相互理解の推進及び良好な関係の維持発展に努めた。

## Ⅱ 野菜の生産及び流通に関する情報、収集及び提供に関する業務

### 1 国内の情報収集

#### (1) 購入資料による情報収集

政府刊行物、各種統計、野菜関係情報誌等の購入や、インターネット等のデータサービス（市況情報）からの情報収集を行った。

#### (2) 国内調査

##### ア 専門調査（野菜生産出荷動向等調査）

専門調査員（学識経験者等）による野菜の生産出荷の安定に資するための現地調査を行った。  
19年度は、加工・業務用需要に対応した産地の取組み（品目別）と輸出促進などテーマ別の調査を実施した。

##### イ 機構職員による現地調査

国内産地の生産・出荷の動向等について、現状と課題、今後の方向性について調査を行った。

### 2 海外の情報収集

#### (1) 機構職員による現地調査

主要な輸入先国の中国及びアジア諸国の野菜生産・加工、流通、輸出動向、安全性への取組み、輸出の可能性等について調査を行った。

#### (2) コンサルタント調査（統計データ等）

主要な輸入先国の生産・出荷動向等に係る統計データの情報収集を委託して実施（委託先：株式会社日本能率協会総合研究所）した。

### 3 情報の提供

刊行物「野菜情報」を発行した。

### 4 ホームページ

#### (1) 野菜の情報

刊行物「野菜情報」の内容等の情報を掲載

#### (2) 野菜情報総合把握システム（ベジ探）

##### ア 野菜情報提供・利用推進協議会（ベジ探協議会）の開催

平成17年度に、ベジ探の適切な管理運営、普及及び改善を行うため、農林水産省、全農、主産地（群馬、長野、静岡）及び機構で構成する協議会を設置した。

##### イ システムの改良及び提供情報の追加

##### ウ 普及活動の実施

##### エ 会員登録及びアクセスの状況

#### (3) 国際情報ウォッチ

国際情報審査役がインターネット、文献、雑誌、現地新聞等から得られた情報をタイムリーに掲載した。

### 5 報告会の開催

海外現地調査により収集した情報について報告会を開催し、報告した。

### Ⅲ 砂糖類の情報関係業務及び砂糖に関する調査

#### 1 砂糖類の情報関係業務

##### (1) 定期情報収集整理

国内外の文献、業界関連資料、各種研究会報告書、貿易関係統計資料等の各種情報を収集・整理するとともに、関係図書、データ類を購入し、砂糖及び加糖調製品の通関統計を分かりやすく集計し、関係者等に提供した。

##### (2) 砂糖の流通調査

砂糖の月別・地域別販売量、需要動向、小売価格の実態を把握するため、四半期ごとの①砂糖の販売量調査(33店)、②砂糖の需要動向調査(78店)のほか、毎月、③砂糖の販売価格調査(157店)を実施した。

##### (3) 甘味料需要実態調査

ユーザーにおける甘味料の需要実態調査を、民間調査会社に委託して実施した。調査対象業界(菓子、清涼飲料、乳製品(デザート)、パン、調味料類、漬物、佃煮・煮豆、水産練製品・珍味)は18年度調査と同様。調査対象品目は18年度までの加糖調製品に砂糖、代替甘味料、異性化糖を加え、調査内容を需要動向に絞って実施した。

##### (4) 機構職員による国内現地調査

国内各地域における砂糖の原料作物の生産状況等の現地調査を実施した。

##### (5) 機構職員による海外現地調査

全米砂糖連盟(ASA)主催の国際甘味料シンポジウム出席および現地調査やEU現地調査(EUの砂糖制度改革の影響、バイオ燃料、でん粉制度等)を取りまとめた。

##### (6) 海外コンサルタントの活用

###### ① LMC(英国)

世界の砂糖需給動向、各国の砂糖需給動向、甘味資源作物収穫面積、甘味資源作物生産量、砂糖生産量、砂糖消費量、主要国の生産、制度の動向、世界の都市別砂糖価格に関する調査をLMCに委託し、月別、四半期別、年度別に取りまとめた。

海外の主要な砂糖類の生産国及び消費国に関する概況に関する調査をLMCに委託し、19年度はロシア、インドネシア、ベトナムにおける砂糖産業の現状、砂糖関連政策等について収集・提供した。

###### ② FNP(ブラジル)

ブラジルのさとうきび・大豆・とうもろこし等の地域別生産状況、砂糖・エタノール・ガソリンの州別市場等の価格、さとうきび・砂糖・エタノール事情に関する調査をFNPに委託し、四半期別に取りまとめた。

##### (7) 「砂糖類情報」の発行

国内及び海外の砂糖類に関する情報及び機構が行った調査の結果等について、関係業界、消費者等に広く提供するため、「砂糖類情報」として毎月950部を発行した。

##### (8) インターネット・ホームページによる砂糖類情報の提供

情報収集事業等において収集・整理した砂糖類に関する国内外の情報や各種調査結果等を広く提供するとともに、消費者コーナーを活用し、消費者の砂糖類への理

解を促進した。

(9) 砂糖類情報検討委員会

農畜産業の動向、情報利用者等のニーズを的確に把握し、情報収集提供業務の改善に資するため、専門家、情報利用者、消費者等幅広い分野の参画を得た情報検討委員会を設置し、意見を聴取した。

(10) 地域情報交換会

各地方事務所主催により、地域における甘味資源作物生産農家、糖業関係者及び行政等の幅広い分野の関係者を参集し、甘味資源作物生産性向上への課題等を浮き彫りにして関係者間の共通認識を醸成すること等を目的として、情報交換会を実施した。

(11) さとうきび・甘蔗糖関係検討会

さとうきび生産・製糖に関する諸課題について、鹿児島、沖縄両県の関係者が共通認識を持つとともに、諸課題の解決のための現場における具体的方策を検討するため、国、両県関係者、大学関係者等、産官学を通じた幅広い関係者による検討会を実施し、両県の現場レベルの取組状況の報告とそれに基づく意見交換を通じて、両県のさとうきび増産と担い手育成について共通認識の醸成等を図った。

(12) 専門調査員調査

砂糖及び甘味資源作物の生産及び流通について、専門的かつ客観的に分析を加えて関係者に提供するため、外部の学識経験者による専門調査員を設置し、専門調査員による現地調査を実施した。

2 輸入粗糖に関する調査

機構業務の適正な運営及び製糖業界の健全な発展に資するための基礎資料を得ることを目的として、以下の調査を行った。

(1) 輸入粗糖在庫（I S）状況調査

精製糖業者及び商社等の協力を得て、月毎に倉庫承認（I S）を得た数量、直輸入申告数量（I C）及び溶糖するため売買契約した数量から総合的に粗糖の在庫状況の調査を行った。

(2) 輸入粗糖価格（C I F）調査

所轄管内におけるすべての申込者の協力を得て、月毎の引取済（輸入許可等済）輸入粗糖についての原産地別数量及び輸入価格（C I F）並びに単価の調査を行った。

(3) 溶糖量調査

精製糖業者等の協力を得て、月毎に粗糖の売買契約したものの中から引き取られた数量及び引き取られた数量の中から溶糖に回された数量の調査を行った。

3 砂糖の流通調査

砂糖の月別・地域別販売量の動向及び全国の小売価格の動向並びに当該年度において必要とする事項の実態を把握することを目的として以下の調査を行った。

(1) 販売量調査

地域別の砂糖の販売量を砂糖の全国代理店会の協力を得て調査した。

ア 調査対象店舗は、砂糖の販売に関する代理店契約をしている者（以下「代理店」）

とした。

イ 調査事項は、月別ごとの精糖、ビート糖及び液糖（実量）の地域別販売量とし、当月限の現物で特約店・実需等流通下部段階に販売された数量とした。

ウ 地区区分は、北海道・東北・関東・甲信越（山梨、長野、新潟県）・北陸（石川、富山、福井県）・東海（静岡、岐阜、愛知、三重県）・近畿・中国（山口県を除く）・四国・九州（山口県を含む）及び沖縄県である。

## （２）需要動向調査

地域別の砂糖の需要動向を全国砂糖特約店協同組合連合会の協力を得て調査した。

ア 調査対象店舗は、砂糖の特約店とした。

イ 調査事項は、月別ごとの精糖、ビート糖、液糖、異性化糖、ソルビトール調製品及びその他の加糖調製品の地域別販売数量及び販売先別需要動向等とした。

ウ 砂糖特約店の販売状況等、必要事項を調査した。

## （３）販売価格調査

全国の小売店（スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合）157 店舗のPOS情報を利用して、砂糖の各月ごとの業態別・糖種別・地域別の販売価格、特売価格を調査した。

## IV でん粉に関する情報業務

### (1) 定期情報収集整理

情報業務を実施していく上での基礎資料として、国内外の文献、業界関連資料、各種研究会報告書、貿易関係統計資料等の各種情報を収集・整理し、関係者等に提供した。関係図書、データ類を購入した他、でん粉、化工でん粉及びとうもろこしの通関統計を分かりやすく集計した。

### (2) 国内地域動向調査

国内各地域におけるでん粉とその原料作物の生産動向等を明らかにするため、機構本部及び事務所においてでん粉とその原料作物等の生産、流通、消費の動向等についての情報を収集・整理した。

### (3) でん粉需要実態調査

国内産いもでん粉は、これまで主用途であった糖化用以外の販路の確保、拡大に向けた積極的な取り組みが求められているうえ、国内産いもでん粉と競合する輸入化工でん粉のシェアが年々増加している。このため、今後の国内産いもでん粉の販路拡大に向けた取り組みに資するため、国産でん粉、輸入でん粉、化工でん粉などのユーザーにおける需要実態について調査した。

### (4) 海外でん粉事情調査

世界のでん粉需給動向、貿易統計、主要都市の卸売価格等について、LMC社（英国オックスフォード）及びJEC社（タイ国バンコク）へ調査を委託し、月別、四半期別、年度別に取りまとめた。

また、主要国（米国、EU、タイ）におけるでん粉の産業及び政策に係る調査を委託した。

### (5) 機構職員による海外現地調査

タイ国、米国カリフォルニア州、EUにおいて現地調査を実施し、その結果を現地調査報告会や「でん粉情報」、ホームページを通じて関係者に提供した。

### (6) 「でん粉情報」の発行

国内及び海外のでん粉に関する情報及び機構が行った調査の結果等について、関係業界、消費者等に広く提供するため、「でん粉情報」として10月号より発行し、毎月600部を発行した。

### (7) インターネット・ホームページ、メールマガジンによるでん粉情報の提供

情報収集事業等において収集・整理したでん粉に関する国内外の情報や各種調査結果等を広く提供するとともに、消費者コーナーを活用し、消費者のでん粉への理解を促進した。

### (8) でん粉情報検討委員会

農畜産業の動向、情報利用者等のニーズを的確に把握し、情報収集提供業務の改善に資するため、専門家、情報利用者、消費者等幅広い分野の参画を得た情報検討委員会を設置し、意見を聴取した。

### (9) 地域情報交換会

でん粉・でん粉原料用ばれいしょに関する生産、流通、消費、制度等に係る課題・取組等について、地域のニーズに応じた情報提供を行い、さらに関係者間による情報提供・意見交換を行うため、機構事務所において地域情報交換会を開催した。

### (10) 専門調査員調査



でん粉及びでん粉原料用作物の生産及び流通について、専門的かつ客観的に分析を加えて関係者に提供するため、外部の学識経験者による専門調査員を設置し、専門調査員による現地調査を実施した。

## V 蚕糸に関する情報業務

### 1 国内蚕糸絹業調査

蚕糸絹業再生に資する川上・川下連携システム調査

国内の養蚕・蚕糸・絹業が、川上から川下まで協力・提携して、製品の企画から製造、販売までを一貫して手がけるシステムに移行するために資する情報について、収集・整理・分析することを目的に調査を実施した。

### 2 情報の提供

国内及び海外の蚕糸絹業に関する情報を収集、整理し、「シルク情報」を毎月 650 部発行して関係業界に提供するとともに、以下の（１）、（２）等により内容の充実を図った。

（１）「蚕糸絹業の里を訪ねて」、「シルク豆辞典」により、地域の蚕糸絹業・文化の継承を発掘し、紹介するとともに、国内外の情報の収集に努め、毎月の業界の動向を記録し、情報の提供に努めた。

（２）「蚕糸関係品目別輸入状況」、「絹需給の推移」、「製糸工場の原料繭需給等」等各種需給統計データを収集・更新し、業界に提供を行った。

また、これらの情報を広く提供するため、シルク情報ホームページを運用し、関係機関 34 か所のホームページへのリンクを設定することにより、利用者が幅広い情報を選択できるよう努めた。

## VI その他の情報収集提供業務

### 1 食に関するフォーラム

農畜産業振興機構は、中期計画に「食料・農業・農村基本計画に定める食料消費の姿、食品の健康に果たす役割等についての理解を深めるとともに、基本計画に掲げる農業生産に関する課題の解決、食品安全に係るリスクコミュニケーションの充実に資するよう実施する」と掲げている。このことから機構は、農林水産省の地方農政局及び関係する都道府県等と連携し、積極的な情報提供業務の一環として、以下のとおりフォーラムを実施した。

開催日	開催場所	テーマ
19年12月16日(日)	大阪府大阪市	実践的食育講座「“食べる”ってどういうこと？」
20年2月22日(金)	愛知県名古屋市	“食”のフォーラム in 東海 Vege

### 2 消費者代表との意見交換会

農畜産業振興機構は、中期計画に「消費者への情報の提供について、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、企画段階からの消費者、有識者等の参加を促進し、食の安全・安心関連情報等消費者の関心の高い情報を積極的に提供する」ことを掲げている。このことから、双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図るため、以下のとおり消費者代表との意見交換会を実施した。

開催日	分野	議題
19年6月1日(月) (現地意見交換会)	畜産	「上州牛」「上州麦豚」の産地 群馬県での取組 訪問先：(社)家畜改良事業団家畜改良技術研究所(群馬県前橋市)、(社)全国食肉学校(群馬県伊勢崎市)、肉牛生産農家(同)
19年9月20日(木) (現地意見交換会)	蚕糸	埼玉県秩父市の養蚕・絹業の製造現場等 訪問先：埼玉県農林総合研究センター茶業特産研究所、養蚕農家、ちちぶ銘仙館、銘仙業者
19年11月14日(水) (現地意見交換会)	野菜	野菜の生産・流通現場、緊急需給調整等 訪問先：野菜生産農家(茨城県八千代市)、JA常総ひかり八千代集荷所(同)
19年12月6日(木) (現地意見交換会)	砂糖	砂糖の製造工程及び乳業メーカーにおける砂糖の使用実態 訪問先：新東日本製糖株式会社(千葉県千葉市)、明治乳業株式会社 守谷工場(茨城県守谷市)

### 3 メディアとの意見交換会

農畜産業振興機構は、中期計画に「消費者への情報の提供について、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、企画段階からの消費者、有識者等の参加を促進し、

食の安全・安心関連情報等消費者の関心の高い情報を積極的に提供する」ことを掲げている。このことから、常に消費者に目が向いているメディアから消費者ニーズを把握するため、以下のとおりメディアとの意見交換会を実施した。

開催日	分野	議 題
19年9月25日(火)	畜産	牛乳・乳製品について (最近の牛乳・乳製品情勢、売れる牛乳のマーケティング戦略等)
20年2月5日(火)	全般	食料品の値上がりと世界の穀物事情について (国際的な食料需給の動向と我が国における食品産業を取り巻く状況、植物油・油糧種子の国際需給と製油産業が直面する課題、食品価格と消費動向・販売戦略等)